

女性に対する暴力
—その原因と結果—
予備報告書

ラディカ・クマラスワミ
国連人権委員会特別報告者

(財)女性のためのアジア平和国民基金

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金

1998 年 3 月発行

序論

1. 人権委員会は、1994年3月4日の第50会期において、「女性の権利を国連の人権機構に組み込むこと及び女性に対する暴力の根絶に関する問題」と題された決議(1994/45)を採択した。その中で、女性に対する暴力ならびに原因および結果に関する特別報告者を3年間任命することが決められた。

2. 同決議において、人権委員会は、特別報告者に対して、その委託された仕事を遂行するに当たって、また、世界人権宣言、あらゆる形態の女性差別撤廃条約および女性に対する暴力根絶条約など、すべての国際的な人権法律文書の枠組みの中で、以下の項目を要請した。

(a) 女性への暴力に関する情報、原因と結果についての情報を、政府、条約機関、専門機関その他、さまざまな人権問題に責任を持つ特別報告者、政府間機関、女性団体を含む非政府組織から得て、それらの情報に有効に対応すること。

(b) 女性への暴力とその原因を根絶し、もたらされた結果を改善するため、国、地域、国際のレベルで講ずべき措置、方法、手段を勧告すること。

(c) 人権委員会および「少数集団の差別防止及び保護に関する小委員会」のその他の特別報告者、特別代表、作業部会、独立の専門家、ならびに条約機関と密接に協力し、人権侵害に関する情報の中に女性に関する侵害を必ず、系統だてて含むべしとする要請を考慮に入れる。また、婦人の地位委員会が果たす機能とも密接に協力すること。

3. 上記の決議8節によって、人権委員会第50会期の委員長は事務局メンバーと協議の結果、ラディカ・クマラスワミ（スリランカ）を女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者に任命した。

4. 経済社会理事会は1994年7月22日の決議1994/254によって、人権委員会の決議1994/45を承認した。

5. この決議において、委員会はさらに家族内や社会一般の性暴力ならびに国家が犯したあるいは宥恕した性（ジェンダー）に基づく暴力の根絶も求めている。また女性に対する暴力行為に関して、それが国家によるものであれ個人が犯したものであれ、適切かつ有効な行動をとる義務が政府にあることも強調している。

6. さらにまた、同じ決議の第 10 節によって、特別報告者は個別に、あるいは他の報告者や作業部会と合同で、現地調査を行うとともに、女性差別撤廃委員会と定期的に協議することを命じられている。加えて、委員会は事務総長に対し特別報告者の報告を必ず婦人の地位委員会に手渡し、女性に対する暴力の分野での委員会の活動を助けることを要請した。

1. 特別報告者に対する委任内容とはたらき方

A. 総論

7. 上記決議に述べられたように、さまざまな形態の女性に対する暴力には、武力紛争、とりわけ殺人、計画的レイプ、性奴隷、強制的妊娠といった状況での女性の人権侵害のすべて、ならびにあらゆる形態のセクシャルハラスメント、女性の搾取と人身売買、司法行政における性的偏見の除去、およびある種の伝統、慣習、文化的偏見、宗教的過激主義がもたらす有害な結果の根絶を含む。

8. 特別報告者は自分に委任されたことは2点であると理解した。第一に、自分の前に出された問題に含まれる要素を明確にし、国際法の基準、出来事の全般的調査、それらがいくつもの問題領域と関連している問題にわけると。第二に、事実に基づいた状況と、関係者から特別報告者に対して提出される主張を明確に識別し調査する。

9. 第二の部分に関して、特別報告者は、女性に対する暴力の状況をさらに正確に把握するよう努力することで具体的取り組みに役に立てられると考える。そのために、特別報告者は、自分が受け取った女性への暴力をめぐる申し立てに関して、対話の精神をもって当事国政府と接触し、その申し立てについて明確にするよう求めるであろう。政府との直接対話というこの方法は、人権委員会の取り組み方に沿ったものであり、同委員会が特別報告者を任命したのは、「女性に対する暴力、その原因と結果に関する情報を政府から受け取るようにする」ためであり、さらに「すべての政府に対し、特別報告者が与えられた任務と責務を果たすよう協力しかつ助け、求められた情報をくまなく提供するよう」要請するためである。

10. 女性に対する暴力が世界中で驚くべき状況になっていることを考慮して、特別報告者は申し立てに関して政府との対話と共に、いずれは実地調査に出向き、当事国の政府がその社会における女性に対する暴力をなくすための持続性のある解決策を見つける助けとすることを意図する。

11. 特定の申し立てについての調査に加えて、決議 1994/45 の第 10 節に従って、特別報告者は 1996 年、1997 年に提出すべき第一および第二の報告書に関連する実地調査を数回行う計画である。これらの実地調査はすべての地域を対象とする。特に、1995 年にアジア、

アフリカ、東ヨーロッパ地域を訪問し、1996年に南アメリカ、西ヨーロッパおよびその他のアジア地域を訪れる計画である。

12. 1994年7月29日、事務総長は特別報告者の要請を各国政府に口頭で伝達し、決議1994/45の第7節に関連して、特別報告者の仕事を助けるために情報と助力を要請した。

13. 情報と資料の提供が求められたのは以下の三領域である。

- (a) 家族内の暴力（家庭内暴力、伝統風習、幼児殺し、近親姦などを含む）
- (b) 社会における暴力（レイプ、性的暴行、性的嫌がらせ、女性の人身売買などの商行為としての暴力、労働搾取、ポルノ、女性出稼ぎ労働者などを含む）
- (c) 国家による暴力（拘留および保護管理下の暴力ならびに武力紛争の状況下に置かれた女性や難民女性に対する暴力）

14. とりわけ、特別報告者が上記の問題に関連して入手を希望したのは以下の情報ならびに資料である。すなわち、国の立法、関連の裁判事例、裁判官や弁護士のための研修計画、警察の活動と研修方法、暴力の被害者である女性のための特別の政策や制度に関する情報ならびに統計データ。さらに、各国政府は、女性への暴力撤廃宣言（総会決議48/104）の第4条に即して、女性に対する暴力に関する国としての行動計画の情報も提出を求められた。

15. 本報告書を提出した時点で、回答を寄せた国は以下の通りである。アンゴラ、アルゼンチン、ブルキナファソ、ブルネイ・ダルサラーム、中国、キプロス、デンマーク、エクアドル、フィンランド、ドイツ、イラク、クウェート、ルクセンブルグ、マルタ、モーリタニア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、フィリピン、サンマリノ、スロベニア、セントビンセント・グレナディーン、スイス、シリア・アラブ共和国、トルコ、大ブリテンおよび北アイルランド、米国、ユーゴスラビア。

16. 条約機関、さまざまな人権問題に責任をもつその他の特別報告者、特定の専門機関、国連諸機関、政府間ならびに非政府組織（女性組織を含む）に対しても女性への暴力に関連した情報が求められた。

17. 特別報告者は以下の機関から回答を得た。女性の進歩のための部局、ウィーンにある国連事務所の犯罪防止・刑事司法支局、アジア太平洋経済社会委員会、中南米カリブ経済

委員会、国連難民高等弁務官事務所、国際司法裁判所、国連社会開発研究所、犯罪防止および加害者処遇のための国連アフリカ研究所、国連食糧農業機関、国連教育科学文化機関、世界保健機関、ならびに以下の各国にある国連開発計画事務所。ブルンジ、エルサルバドル、ガンビア、グアテマラ、ガイアナ、インド、リビア・アラブ、マダガスカル、パキスタン、パナマ、ペルー、セネガル、スーダン、トルコ、タンザニア、ベネズエラ。

18. さらに、次の機関からも回答が寄せられた。欧州安保協力機構、英連邦事務局、欧州会議、米州人権裁判所、列国議会同盟、国際移民機構および国際刑事警察機構。回答を送ってきた非政府組織は以下の通りである。アムネスティ・インターナショナル、バハイー・インターナショナル・コミュニティ、女性の人身売買に反対する連合、教育インターナショナル、人権ウオッチ/女性の人権プロジェクト、伝統的風習に関するアフリカ委員会、実業および専門職女性国際連盟、国際和解フェローシップ、国際人道主義法研究所、医療に従事する女性の国際協会、社会主義女性インターナショナル、世界教育フェローシップ。

19. 特別報告者は受け取った情報を、主として第二と第三の報告で具体的問題についてさらに詳しく述べる際に活用する予定である。

B. 女性に対する暴力に関する国連のシステムおよびイニシアチブ

20. 女性に対する暴力が国際的な人権問題として扱われるようになったのはごく最近である。1970年代には女性問題はもっぱら政治的経済的差別の問題として、また第三世界において女性が開発のプロセスに対等に参加する問題として扱われた。女性の人権そのものに関わる重要な国際的な法律文書として、1979年の「あらゆる形態の女性差別撤廃条約」があるが、これも「差別」に焦点をあてている。ジェンダーに基づく暴力の問題は、各条項の根本であることは明確だが、条約の中には特定されていない。

21. 1985年7月にはナイロビで国連婦人の10年「平等、開発、平和」がどこまで達成されたかを検討、評価する世界会議が開かれたが、この時も女性に対する暴力の問題は、差別、健康、経済および社会問題に対する補足として取り上げられるにとどまった。

22. この世界会議で採択された「女性の地位向上のための将来戦略」の第258節は以下のように述べている。

「女性に対する暴力はすべての社会の日常生活にさまざまな形態で存在している。女性は暴行を受け、身体を傷つけられ、焼かれ、性的に虐待されレイプされている。このような暴力は「女性の10年」がめざす平和その他の目的にとって大きな障害であり、特別に目を向ける必要がある。暴力の被害者となった女性には特別の関心を寄せ、包括的な援助をさしよるべきである。そのためには、暴力の防止と女性被害者の援助を可能にする法的措置を講じなければならない。家族や社会の中での女性に対する暴力の問題に対処するため、国の機関を確立すべきである。十分に考え抜いた防止策を打ち出すと共に、被害者の女性を援助する制度を設けるべきである」

23. 1986年、女性への影響に重点をおいた家族内の暴力に関する専門家グループの会議が、女性の進歩のための部局の後援で開かれた。

24. 経済社会理事会はナイロビ将来戦略の実施に関する第一回検討と評価から出てきた勧告と決議の中で女性に対する暴力の問題を取り上げ、1990年5月の決議1990/15に付帯して次のように述べた。

「家族や社会における女性への暴力は、所得や階級、文化の違いを越えていたるところに見られ、これをなくすために緊急かつ有効な手段が取られる必要がある。女性に対する暴力は、女性が社会において不平等な地位に置かれているところからきている」

その結果、各国政府は家族、職場、社会における女性への暴力に対し適切な処罰を課すとともに、こうした暴力を減らすための措置を直ちに確立するよう求められた。

25. 同じ年、犯罪防止と加害者処遇に関する第8回国連会議において、女性への暴力は男女間の力の不均等の結果起こるものであり、また暴力がこの不均等を維持していることが述べられた。

26. 1991年3月、女性の地位委員会第35会期で出された決議草案IIは、経済社会理事会に対して、女性差別撤廃委員会と協議の上で女性への暴力の問題と明確に取り組む国際的手段のための枠組みを採用するよう勧告した。

27. その後、経済社会理事会は女性の地位委員会の勧告を受けて、1991年5月30日に「あらゆる形態の女性に対する暴力」と題する決議1991/18を採択し、その中でとりわけ、加

盟国に対して女性への暴力を禁止する立法措置を採用、強化、施行することを促すと共に、女性をあらゆる形態の身体的、精神的暴力から守るための行政、社会、教育面で適切な措置を講ずるよう促した。さらに重要なこととして、この問題と明確に取り組むための国際的手段の枠組みを開発するよう勧告した。

28. その結果、1991年11月、女性の進歩のための部局の後援で女性への暴力に関する二回目の専門家会議がウィーンで開かれた。専門家グループが出した勧告はとりわけ、女性への暴力に関して各国が女性差別撤廃委員会（CEDAW）に提出する報告の改善と、女性への暴力をテーマとする特別報告者の任命、ならびに女性への暴力に関する国連宣言の草案作成を女性の地位委員会と CEDAW に提出することを強調した。

29. 1992年、CEDAWは第11会期で、ジェンダーによる暴力を以下のように規定して性差別の中に正式に含めるという重要な措置を取った。

「これは女性だという理由で受ける暴力、ないし女性が一方的に影響を受ける暴力である。その中には身体的、精神的、性的な害や苦しみを与える行為、強制その他の自由の剥奪による脅迫が含まれる。ジェンダーによる暴力は、条約の条文が明白に暴力であると述べているいないに関わらず、具体的な条約違反になり得る」

30. 1993年、女性の地位委員会は第37会期で女性への暴力に関する宣言草案を作成し事務総長報告（E/CN.6/1993/12）に入れ、さらに次回の会期までに作業グループを持つことを決め、1992年9月に召集、宣言草案をさらに発展させた。

31. 同じく1993年、経済社会理事会は、女性の地位委員会の勧告を受けて7月27日の決議1993/10を採択し、国連総会が女性への暴力に関する宣言案を採択するよう促すとともに、同じ日付の決議1993/26「あらゆる形態の女性への暴力」で各国政府がこの宣言の採択を全面的に支持することを求めた。

32. 女性への暴力という問題を確固とした国際的な議題とするこのプロセスは、1993年12月20日、第48回国連総会で決議48/104が投票なしで採択されたことで頂点に達した。この決議によって女性への暴力廃絶宣言が公布されたのである。

33. この宣言は女性への暴力だけを対象とする初の国際的人権文書である。ここでは女性への暴力は、女性による人権や基本的自由の享受を侵害し、損ないあるいは無効にするものであると明言するとともに、女性への暴力に関連して人権や自由の保護、促進が長期的に損なわれることを憂慮している。またここで初めて、宣言の第一条で女性への暴力についての明確かつ包括的な定義が試みられた。

34. 1993年にはまた、国連のその他の人権機構でも女性への暴力廃絶を主張する動きが並行して出てきた。人権委員会第49会期で採択された決議1993/46では、特に女性に対する暴力および人権侵害となるすべての行為を非難し、さらに第50会期で女性への暴力に関する特別報告者の任命を考慮することを決めた。

35. 同様に、1993年6月ウィーンで開かれた世界人権会議で採択されたウィーン宣言と行動計画には、女性の人権の分野で重要な条項が含まれている。第I部の18節は以下のよう

「女性および少女の人権は普遍的人権の一部であって、誰にも奪うことの出来ない、不可欠かつ分割できないものである。女性が政治、市民生活、経済、社会、文化の分野で、国や地域、国際レベルで全面的かつ対等に参加すること、そして性を理由にしたあらゆる形態の差別をなくすことこそ、国際社会の優先的目標である」

「性を基盤にした暴力やあらゆる形態の性的嫌がらせと搾取は、文化的偏見や国際的人身売買がもたらすものも含めて、人間の尊厳と価値と両立するものではなく、廃絶されねばならない。これは法的措置や国としての行動、経済的社会的発展、教育、安全な出産と健康管理、社会的支援といった分野での国際協力によって達成しうる」

「女性の人権は国連の人権活動の不可欠な部分をなすべきであり、その中には女性に関するあらゆる人権手段の促進も含まれる」

「世界人権会議は各国政府、機関、政府間および非政府組織に対し、女性と少女の人権保護と促進のための努力をさらに強めるよう促す」

36. ウィーン宣言ならびに行動計画はさらに、第 II 部 37 節で次のように述べている。

「女性の地位の平等と女性の人権を国連全体の活動の主流に組み込むべきである。これらの問題は関連する国連機関や機構を通じて定期的かつ系統的に取り組まなければならない。特に、女性の地位委員会、人権委員会、女性差別撤廃委員会、国連女性開発基金、国連開発計画その他の国連機関がこれまで以上に協力し、目的や目標を統合化するための手段を講じる必要がある。これとの関連で、人権センターと女性の進歩のための部局の間の協力と調整をさらに強化すべきである」

37. ウィーン宣言および行動計画の第 II 部 38 節は特にこう述べている。

「世界人権会議は、公的および私的生活における女性への暴力の廃絶、あらゆる形態の性的嫌がらせ、女性の搾取と人身売買の廃絶、司法行政における性的偏見の廃絶ならびにある種の伝統的慣行や慣習、文化的偏見、宗教的過激主義が引き起こす女性の人権に対する有害な結果の廃絶に向けて働くことが重要であると主張する。世界人権会議は総会が女性への暴力に関する宣言を採択するよう求めると共に、各国政府に対しこの宣言の条項に従って女性への暴力とたたかうよう促す。武力紛争下での女性の人権侵害は、国際的人権および人道法の基本原則にもとるものである。この種の侵害、とりわけ殺人、組織的レイプ、性奴隷および強制的妊娠は、特に有効な対応が求められている」

38. 女性の人権を国連活動に有効な形で組み込むことに関しては、第 II 部 40 節で次のように述べている。

「条約のモニター機関は、女性が人権と差別のない状況を対等に十分享受できるよう努力する中で、既存の実施方法を有効に活用できるよう必要な情報を配布すべきである。さらに、女性の平等と人権への関わりをいっそう強めるための新しい方法も採択する必要がある。女性の地位委員会と女性差別撤廃委員会は、あらゆる形態の女性差別撤廃条約の選択的議定書の準備の過程で誓願の権利を導入する可能性を直ちに検討すべきである。世界人権会議は、人権委員会第 50 会期において女性への暴力に関する特別報告者の任命を考慮する決定を下したことを歓迎する」

39. 人権委員会第 50 会期は、1994 年 3 月 4 日に採択した決議 1994/45 で、女性への暴力、その原因と結果に関する特別報告者の任命を決めた。

40. 1995 年に北京で開かれる第 4 回世界女性会議の準備過程の一環として、現在行動綱領草案が作成されつつある。この草案の第 II 部.C は女性の地位委員会第 38 会期で採択された決議 38/10 において承認され、女性への暴力は世界的問題であること、公私にわたる生活でさまざまな形態が見られること、基本的人権の侵害であり女性に恐怖と不安を植え付けているということを認識した。

41. 最後に、1994 年 6 月 9 日、米州機構総会は女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約（「ベレム・ド・パラ条約」）を採択した。

42. 国際的人権問題において、女性の人権、具体的には女性の人権を国連の人権活動の柱の一つにするという点で、政治的関心がますます高まりつつあることは明かである。女性への暴力に関して人権委員会が特別報告者を任命したことは、この方向への重要な一歩であり、関心を持ち活発に行動する政府、世界中の非政府機関や女性団体の一致した努力の結晶として見るべきである。

43. 女性の人権を国連の人権活動の柱の一つとすることに関して、また委員会決議 1994/45 の 10, 11 節ならびに経済社会理事会決議 1994/254 の(b)節に従って、特別報告者は 1995 年 9 月の北京での第 4 回世界女性会議の準備過程を密接に追ってきた。これとの関連で、特別報告者は女性の進歩のための部局内にある世界会議事務局の代表と会合を持ったほか、1994 年 11 月 6 日から 10 日までアマンで開かれた世界女性会議のためのアラブ地域準備会議に参加した。

44. これに加えて特別報告者は 1995 年 1 月に第 14 会期を迎える女性差別撤廃委員会のメンバーと話し合う他、1995 年 3 月の女性の地位委員会第 39 会期に出席する予定である。

45. 上記に述べたことを土台に、また複雑なこの問題を出来る限り公正に扱うことを意図して、特別報告者はここに予備報告を準備した。ここでは自分に与えられた責務を想起し、序論においてその責務と作業方法をどう理解しているかを述べた。第 1 章では、女性への暴力という問題の性質、具体的な原因と結果に焦点をあてる。第 II 章は、女性への暴力に適応できる国際的な法基準と人権文書の概要を述べる。第 III 章では、家族や社会における暴力、および国家が犯した、あるいは黙認した暴力から生じる問題に関し全般的な事柄を取り上げる。最後に、第 V 章で特別報告者は、本報告書を仕上げた段階で得た情報の分析に基づく結論と予備的勧告を提出する。(1)

II. 問題の性質 —女性への暴力の原因と結果—

A. 総論

46. 人権の伝統は人間に一定の人格を特典として与えている。権利を付与され、理性に導かれ、尊厳を持つという人格である。世界人権宣言以来、これは現代世界のさまざまな政治的、経済的、社会的実験を持続させるヴィジョンとなってきた。最近においても、多くの社会で人権は民主主義、正義と平等の発展をめざす確固とした基盤となってきたのである。

47. 女性への暴力は 20 世紀における人権がめざす目標の実現を阻む重要な要因の一つとなっている。戦争、弾圧、公的私的生活における非人間的仕打ちは、人権が普遍的に享受される可能性を破壊した。とりわけ女性への暴力は、人権の恩恵を十分に享受することを集団としての女性に禁じてきた。女性は家族や社会における暴力行為や国家による暴力にさらされてきた。こうした暴力の記録はかつてない規模に達し、世界の良心を震撼させている。その結果、国際社会は女性への暴力事件に対する一致した行動を、人権運動全体の一環として取することを決めたのである。(2)

48. 女性が暴力にさらされる原因は、女性の性的特質（セクシュアリティ）（とりわけ、レイプや性器切除はその結果である）、女性と男性の関係（家庭内暴力、持参金殺人、殉死）あるいは女性への暴力が特定集団を辱める手段となっている場所でその集団に所属していること（武力紛争や民族紛争下でのレイプ）などがある。女性は家族内の暴力（暴行、少女に対する性的虐待、持参金関連の暴力、近親姦、食物を奪う、夫婦間のレイプ、女性の性器切除）、社会における暴力（レイプ、性的虐待、性的嫌がらせ、人身売買、強制的売春）、さらに国家による暴力（女性の拘留、武装紛争下でのレイプ）にさらされている。

B. 歴史的に不平等な力関係

49. 国連女性への暴力撤廃宣言の前文にあるように、女性に対する暴力は歴史的に不平等な男女間の関係の表れである。暴力は歴史的過程の一部であって、自然のものでも生物学的決定論の所産でもない。男性優位の体制には歴史的な根源があり、その働きや表現は時代によって変わる。(3) 従って、女性の抑圧は、国家や社会の制度的な分析を必要とする政治の問題、個々人の条件づけと社会化、経済的社会的搾取の本質である。女性に対して

力をふるうことはこの現象の一つの側面に過ぎず、脅したり恐怖を与えるという手段で女性を従属させている。

50. 女性はいじめや家庭内暴力といった決まった形態の虐待にさらされている。加えて、地域や国に特有の決まった文化的形態もある。その中には、女性の性器切断、処女検査、花嫁殺し、女兒の纏足などがある。女性の経験を普遍化しようとする試みはすべて、それ以外の人種や階級や国籍に基づく抑圧形態を隠すものだとする主張がある。この留保を無視すべきではないし認める必要もある。にもかかわらず、家長制支配という普遍的パターンは存在するのであって、歴史的に特定の経験やさまざまに異なる経験の結果として、その支配が多種多様な形態を取るようになったのである。(4)

51. 女性の従属が社会における歴史的な力関係にその根を持つとすれば、国家と市民社会は女性の従属に対する責任を取らなければならないし、その中には女性への暴力も含まれる。女性への暴力を奨励する行為を慎むにとどまらず、そうした行為が起こらないよう積極的に介入する責任は主として国家にある。刑務所や留置場といった施設は往々にして女性に暴力がふるわれる場所となる。いじめが拷問手段に使われることも多い。女性への暴力に対し国家が何もしないことがこうした暴力を続けさせている主要な要因の一つである。

52. 実際、現代において国家は矛盾した領域となっている。一方で国家は女性の利益に反する立法や実践に従って行動する可能性がある。他方、女性の権利擁護のために女性に力を与えるような一定の立法、行政、司法の改革を行う主体として登場することもある。国家による無視が女性への暴力を増やす原因になりうる一方、国家による積極的介入が実際に社会における力関係を変える触媒になることもある。(5)

53. 女性への暴力に責任がある歴史的な力関係として、女性労働や女性の身体を搾取する経済的、社会的力が挙げられる。経済的に不利な立場にある女性は、性的嫌がらせや人身売買、性的奴隷にさらされやすい。さらに世界の至る所で債務奴隷や低賃金労働者として雇われている。出稼ぎ労働者として、外国で多大な困難に直面することもある。(6) 経済的搾取は現代の女性労働の重要な側面である。これに加えて、計 90 の社会で行われた妻虐待に関する調査では、女性への暴力を防止するカギは経済的平等であることが判明した。(7) 女性の経済力、経済的自立を認めないことが女性への暴力の主要な原因になるのは、そのために女性は引き続き攻撃されやすくしかも依存的立場に置かれるからである。社会における経済関係が女性にとって平等な関係にならない限り、女性への暴力はなくならな

いであろう。(8)

54. 家族という制度も、しばしば歴史的力関係に振り回される場となる。一方で、家族は慈しみとケアの源として個々人が互いに尊敬と愛情で結ばれる場になり得る。他方、労働が搾取される場ともなり、そこでは男性の性的力が暴力的に発揮され、一定の形の社会化が女性の力を奪うのである。女性の性的自覚は家族環境からつくられることが多い。自分に対する否定的イメージは女性の能力をフルに活かすことを禁じる場合が多く、それが家族の期待に結びつく可能性がある。従って、家族は肯定的な人間的価値の源であるにもかかわらず、場合によっては女性に対して暴力をふるう場、結果的に女性への暴力を正当化する社会化過程となる。(9)

55. 現代技術も女性への暴力という問題に作用する要因といえる。「エコフェミニスト」たちは一貫して、現代技術が世界各地の農村女性のライフスタイルを破壊したと指摘してきた。(10) 女性労働を経済的に搾取することを目的とする労働搾取工場やこれに類する場所が増えたのは、現代技術とその必要が引き起こしたものだと言及する人々もいる。利益に価値をおく経済体制は女性労働を犠牲にしている場合が多い。これはとりわけ、自由貿易地区や家内生産に関連した生産過程にあてはまる。こうした部門では女性労働は価値を奪われているため、女性に対する暴力がまかり通る場になりやすい。こうした労働者の間のレイプや性的嫌がらせは今なお多くの発展途上国における重要な社会問題である。(11)

56. 技術という面で特に女性への暴力に関連する領域は、生殖技術の問題である。生殖技術は出産という重要な機能に関して女性にいつそうの自由と選択の幅を与えたものの、女性の健康面で計り知れない問題を招いているが、医療制度はそうした問題を無視しがちである。この健康問題は他の状況であれば避けられたはずの死を女性にもたらしめている。この点で女性が適切な医療を受けられることは重要な要因である。これに加えて、生殖技術によって出産前に子どもの性別を選べるようになったため、女兒の胎児殺し、選択的人口中絶を招いた。また近年発達してきた代理母という方法も、第三世界の女性の身体を搾取するものである。現代技術は多くの女性にとって解放と選択の手段となったが、その他の女性にとっては死と搾取をもたらすものとなったのである。(12)

57. 歴史的な男女間の力関係が働くため、男性が世界の知識体系を支配するという問題にも女性は直面する。科学、文化、宗教、言語とあらゆる分野において、男性はそこで行

われる論議を支配している。象徴的なシステムを創造するとか歴史体験を解釈するといった事業から女性排除されてきたのである。(13) まさにこの知識体系を支配できないがゆえに、女性は暴力の犠牲にされるだけでなく、女性への暴力を往々にして正当化ないしささいな事柄にしてしまう論議の一部になるのである。女性がもつ暴力体験を最小限にする力が働いて、国家であれ個人であれ行動を改める方向へは決して向かわない。女性への暴力撤廃をめざす運動は、その一環として女性が持つ暴力体験をささいな事柄にする知識体系や論議に挑戦しなければならない。(14) 世界の多くの地域で女性が教育を与えられないことも、女性の知識へのアクセスを奪っている。従って、女性への暴力という微妙な問題を明確にする第一歩として、女性の教育の権利が保証されなければならない。

C. セクシュアリティ(性的特徴)

58. 歴史的力関係に加えて、女性への暴力の原因は女性のセクシュアリティという問題とも密接につながっている。暴力は往々にして女性の性行動を支配する手段として用いられる。女性への暴力が性的表現をとることが多いのもこの理由による。レイプ、性的嫌がらせ、人身売買、女性の性器切除などいずれも、女性のセクシュアリティに対する暴行という形態の暴力である。(15)

59. 女性の性行動を支配するというのは、多くの法律の重要な側面である。(16)この支配の目的は、ひとりの女性が産む子どもたちが確実に正しい父親から生まれるよう、貞節を守らせることにある。財産が同じ血筋でない者たちに相続されないための支配でもある。貞節を守らせたいというこの願いは、さまざまな形を取る。女性の性器切除はもっとも極端な表現だろう。この型の女性への暴力は、女性の性的表現を制限することで夫に対する貞節と忠誠を守らせようとするものである。

60. 女性のセクシュアリティが名誉という概念と結びついている伝統も少なくない。女性の性行動によって名誉が傷つけられたとして、女性への暴力が正当化されることがしばしば見られる。(17) こうした名誉の概念はまた、多くの社会で共同の表現を取る。こうした背景で、敵の社会集団の財産とみなされる女性に暴力をふるうことは、その社会集団の名誉を傷つける手段となる。男性の威信と名誉がかかった封建時代や近代の復讐劇では、女性のセクシュアリティが戦場となってきたのである。

61. 女性のセクシュアリティがしばしば女性への暴力の原因となるとすれば、社会にとって女性を「他者」の暴力から守ることが重要になる。この保護が女性に対する規制を伴うのはよく見られることで、服装規定や行動の自由の制限はめずらしくない。これらの規則に従う女性は守られるが、平等や自立を主張する女性は暴力を受けやすい、という意味もそこには含まれている。服装規定や行動制限に挑戦する女性は男性の暴力の的にされることが多い。

62. 女性の従属について分析した著者の多くが、どこの社会においてもレイプや男性による暴行への恐怖が今でも女性の生活の最も重要な側面になっていると述べている。(18) 女性のセクシュアリティに対する態度が、女性への暴力を招く重要な要因なのである。こうした態度は社会における男性と女性の行動を条件づけるだけでなく、女性への暴力を正当化することで終わりやすい。名誉の挽回とか家族の恥、「きちんとした」女性を守る一方でそうでない女性を罰する必要性などが、女性のセクシュアリティに対する男性の態度や女性への暴力の行使を条件づけてきたのである。

D. 文化イデオロギー

63. 歴史とセクシュアリティのほかに、女性の従属的地位を正当化する文化が広く行き渡っていることも女性への暴力の原因となっている。ある種の例で女性に対する暴力を伝統として正当だとするイデオロギーは少なくない。先進国でも途上国でも昔から、決まった状況で夫が妻を懲らしめたり殴ったりすることを文化的に是認してきた。さまざまな文化的遺産の中にこうした是認は法体系に含まれてきた。(19)

64. 女性への暴力を正当化するイデオロギーは、特定の性的自己認識という構成概念を土台にした主張である。男らしさという構成概念は、他者に対して力をふるう、とくに腕力を使ことができるのが男だと要求することが多い。男らしさは男性に周囲の人間とりわけ女性の生活を支配する力を与えるのである。こうしたイデオロギーでは女らしさという構成概念は、女性に受け身で従順であることを要求し、暴力を女性であることの一部として受け入れるよう求める。このようなイデオロギーはまた、父親や夫や息子と女性の関係における女性自身の自己認識や自尊心ともつながっている。自立した女性はしばしば、女らしいとは言われない。さらに、女性が定義する美の基準は、纏足であれ拒食症や過食症であれ、女性自身を傷つけたり健康を損なうことが多い。(20) 男らしさ、女らしさといったカテゴリーを、腕力をふるう必要のない、人間の可能性を十分に発達させるようなも

のに創造的に作り替えることが重要である。(21)

65. 女性への暴力撤廃宣言第4条は、「国家は女性への暴力を非難し、その撤廃に関して責任を回避するような慣習、伝統、宗教意見を引き合いに出すべきではない」と明言している。(22) 残念ながら、国際的な経験に見る現実はこれに反している。慣習、伝統、宗教が女性への暴力を正当化するために引用されることはよく見られる。これらは変化や変革に抵抗するイデオロギー的枠組みを形成している。

66. 世界的宗教の精神はすべて、男女間も含めて平等のために献身していることは広く受け入れられている。解釈はさまざまあるとしても、世界の宗教がおしなべて平等と人権を追求していることは疑問の余地がない。しかし、宗教の名を借りて行われるある種の人為的なやり方は、個々の宗教を貶めるだけでなく、女性の人権も含め国際的に受け入れられた人権規範を破るものである。「原理主義者（ファンダメンタリスト）」と呼ばれることが多い最近の宗教運動は、こうした差別的やり方を宗教上の神聖な義務で覆い隠そうとしてきた。どこの社会でも現在、女性の権利に関心を持つ女性たちと宗教的伝統に近い人びととの間で対話が進められている。この対話が結果的に人権や世界的宗教が内包する平等の精神にもとる人為的なやり方を根絶することが国際社会の関心である。この問題は優先順位の上位にあげるべきである。宗教的見解が女性への暴力の行使の正当化に用いられてはならない。(23)

67. 一定の慣習や伝統のある側面は、女性への暴力の原因になることが多い。女性の性器切除の他にも、女性の尊厳を犯すやり方はいくつもある。纏足、男子優先、早婚、処女テスト、持参金殺人、殉死、女兒殺し、栄養失調などはいずれも女性の人権侵害に数えられる。こうしたやり方に盲目的に固執したり、これらの習慣や伝統に対して国家が何もしないことが、女性への大々的暴力を可能にしてきたのである。現代経済や現代技術の発展に関して、また現代の民主主義にふさわしいやり方を発展させることに関して、国家は新しい法律や規制を作っているが、女性の人権という領域の変化はなかなか受け入れられないように見える。

68. すべての習慣や伝統が女性の権利の擁護に反するわけではない。実際に女性の権利と尊厳を助長し、擁護するような伝統や慣習は世界中に存在する。だが、女性への暴力を含む慣習や伝統こそ、国際的人権法の基本原則を犯すものとして挑戦し廃絶すべきである。(24)

69. 各国のメディアや国際的メディアも女性への暴力を生み出すような態度に対する責任があるだろう。メディアが女性の否定的ステレオタイプを再生産することがある。さらに重要な点は、メディアはしばしば暴力文化を美化して、社会や家庭のもめ事を解決する手段として暴力が広く受け入れられることを許してしまう。メディアによる女性への暴力の最たるものがポルノグラフィだろう。この問題には表現の自由に関する重要な争点がからんでいるとはいえ、ポルノの著作物やフィルムで縛られたり暴行や拷問を受けたり辱められ貶められるといった女性への暴力が描かれるのは、女性への暴力に直面する社会にとっては重大な問題である。ポルノグラフィは女性に対する暴力の症状であると共に原因でもある。ポルノそれ自体が女性の尊厳を犯しているが、これに加えて、ポルノは女性に対し暴力をふるう態度ややり方を助長することも多い。(25)

E. プライバシー原則

70. プライバシーの原則と聖域としての家族概念とは、社会において女性への暴力がなくなるというもうひとつの原因である。これまでは、国家や法律は家庭内暴力が他に迷惑を及ぼすまではこれに介入しなかった。そうならない限り、プライバシー原則によって暴力はそのまま続くことが出来たのである。人権法も含め法体系の根幹にある公と私の区別は、女性の権利擁護の面で重要な問題をつくり出してきた。だが、近年になって法律への取り組みが変わった。国家がますます家庭のプライバシーに手を伸ばすようになったのである。発展途上国では、生殖に関する権利の規制は重要な関心事となっている。家庭内で起こる人権侵害にも国家はますます責任を取るようになってきた。私的領域で起こる暴力犯罪に対し、国家は相当の配慮の基準に沿って防止しかつ処罰することが求められている。(26)

F. 紛争解決のパターン

71. 一定の社会における紛争解決のパターンが、女性への暴力をともしうことはしばしばある。先に述べたように、妻に対する暴行の調査から、さまざまな社会において紛争解決が妻虐待の第二の重要な要因になっていることが分かる。(27)20世紀半ばに行われた複数の調査も、軍国化が女性の虐待増加を招くと結論づけている。(28) 従って、弾圧と軍国化のレベルは直接、女性への暴力事件の増加につながるのである。戦争の手段としてのレイプはおそらく、こうした現象の最大のあらわれと言えるだろう。暴力に頼らず紛争を解決するよう個々人を社会化しているところでは、暴力が紛争解決のプロセスの重要な一部となっている社会よりも、暴力の問題を抱え込むことが少ないと言ってよい。

G. 何もしない政府

72. 女性への暴力の最大の原因はおそらく、政府が女性に対する暴力犯罪に関して何もしないことだろう。概して見られるのは、受け身的態度、女性に暴力をふるう人間に対する寛容、とりわけ家庭での暴力を大目に見る態度である。これが重大な犯罪だと認められることはほとんどない。こうした犯罪が法律でまったく認められていない国も少なくない。特に家庭内暴力、夫婦間のレイプ、伝統的やり方と結びついた性的嫌がらせや暴力は認められていない。その結果、ほとんどの社会で女性への暴力は目に見えない。しかも、女性への暴力が法律で認められている社会でさえ、厳しく訴追することはほとんどない。近年国際社会で確立した規範との関連では、女性への暴力犯罪に対し行動しない国家は、犯罪者と同じく有罪である。国家には女性への暴力と関連する犯罪を防止し捜査し処罰するという明白な義務がある。(29)

H. 結果

73. 女性に対する暴力が招く結果については、これが目に見えない犯罪であることが多く、またこれに関するデータがほとんどないため突き止めることが難しい。だが、恐怖が最大の帰結であることは非常にはっきりしている。暴力を恐れて、自立した生活を送れないでいる女性が多い。恐怖は女性の行動を制限し、そのため世界の多くの地域で女性はひとりで出歩けない。恐怖の故に女性は「挑発しない」ような服装をして、暴行を受けても「自分で求めた」などと誰にも言われないようにする必要がある。暴力を恐れるため、男性に守ってもらうことで暴力を受けないようにするのである。こうした保護がもたらすのは、女性に力を与えることではなく弱さと依存性しかない状況である。女性が持つ可能性は活かされないままであり、社会の改善に向けることができるエネルギーもたいてい窒息させられてしまう。

74. ある種の社会的背景の下では、とりわけ女性の性器削除が行われているところでは、女性もまたニーズや期待をもった性的存在であることを否定されてしまう。身体を傷つけることによって女性のセクシュアリティを否定するのは、基本的人権の侵害とみなされるべきである。

75. 暴力を受ける側の女性は、健康上深刻な問題を抱える。最近になって、女性への暴力がもたらす有害な身体的、感情的影響に関する調査が行われ、性器切除が女性の健康に及

ばす有害な影響もそこに含まれている。その他の形態の虐待も結果的に被害者の身体を傷つける。さらに、心理的影響もある。虐待された女性は抑鬱症や人格障害になりやすい。不安や身体的障害も高いレベルを示す。心理的影響は女性を麻痺させ、自己決定を妨げるため、女性にとってマイナスである。「虐待された女性の外傷性症候群」と言われるものには、意志による自立性の欠如、恐怖、苦悶、ふさぎ込みのほか、自殺にいたる場合もある。(30)

76. とりわけ、家族の間の暴力は女性にも子どもにも深刻な影響をおよぼす。子どもは外傷性ストレス障害を示したり心身機能の不調を起こすことが多い。また、あるカナダの調査では、配偶者を虐待する家庭で育った男性は、そうした虐待がない家族をもつ男性よりも自分の妻を殴る率が 1000% 多いという結果が出ている。(31) 最初の事件で暴力を大目に見ることは、家庭や社会での暴力のサイクルを永続させることに他ならない。

77. 開発という面から見ると、暴力によって女性は家族やコミュニティや社会での生活に全面的に参加できなくなる。社会のためと開発に向けられるべきエネルギーもそがれるのである。開発や成長に対する女性の潜在能力や貢献は開発プロセスの重要な側面である。女性への暴力は、女性だけでなく社会にとっても、女性が十分にその能力を発揮できないようにすることにほかならない。(32)

78. 女性への暴力による社会的コストは驚くべきものである。この問題の統計がほとんどないため、コストの大半は隠されている。しかし、例えばアメリカでは 1987 年だけで暴力の被害者を避難させた費用は 2760 万ドルに上った。(33) ここにはこのプロジェクトに関連する医療、法律その他の費用は含まれていない。暴力の被害者のための避難所を設置している他の国でも同じような数字が出ている。(34) 暴力の結果がもたらす物質的コストにもまして、生活の質に関する目に見えないコストがある。人権抑圧や女性の全面的社会参加の能力に対する否定である。

III. 国際的法基準

A. 暴力に対する保護

79. 現代の国際法の発展と成長の中で女性は見えない存在だった。法律はジェンダーについて中立という前提に立ちながら、国際法の規範や基準は概して「女性の」問題には無関心であった。(35) 最近になって、とくに国際人権法の分野で取り組みに変化が見られるようになった。ジェンダーにおける不平等や女性への暴力に関連した問題について、国際社会が認識を深めてきたのである。今日では、女性の人権に関する世界大のキャンペーンの一環として、女性への暴力撤廃に向けた一致した努力が見られる。

80. 人権に関する国際法の多くは、女性を暴力から守るという条項を盛り込んでいる。世界人権宣言第1条は、「人間はすべて生まれながらにして自由であり、尊厳と人権において平等である」とうたっている。第2条では「人はすべてこの宣言が定める権利と自由を受ける権利があり、人種、皮膚の色、性、言葉、宗教、政治その他の意見の違い、国籍、国籍や社会的出身、財産、生まれその他の地位によって区別されない」としている。また第3条には「人はすべて自由に安心して生きる権利を持っている」とのべ、第5条は「誰しも拷問や残酷で非人間的ないし侮辱的扱いや処罰を受けるべきではない」としている。第3条から第5条までは非差別条項としてまとめられるが、これは女性の生命、自由、身の安全を脅かしたり、あるいは拷問、残酷かつ非人間的、侮辱的扱いとなるような女性への暴力は世界人権宣言に違反するものであり、従って加盟国の国際的責務の侵害であることを意味する。

81. その他の文書、たとえば国際人権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約と、市民的及び政治的権利に関する国際規約）も同様に女性への暴力を禁止している。市民的及び政治的権利に関する国際規約の第1条は、世界人権宣言第2条に類した非差別条項である。これに加えて、第26条は次のように述べる。

「すべての人は法の前に平等であり、いかなる差別もなしに平等に法的保護を受ける資格を持つ。この点で、法はいかなる差別も禁止し、性・・・などを理由にした差別に対してすべての人の平等と保護とを保証しなければならない」

これと、同規約の生きる権利を守るとする第6条1項と、すべての人を拷問ないし残酷、非人間的、侮辱的処遇や処罰から守るとする第7条、自由と身の安全の権利を守るとした

第9条をつなげれば、この規約をジェンダーに基づく暴力の問題も対象にしていると解釈できるだろう。

82. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約は第3条において、この宣言で述べられたすべての権利を男女が平等に享受することを保証し、ジェンダーに基づく暴力が広く行き渡っているところでは女性はこの規約の本質的権利を享受できないとしている。例えば、国際人権規約第7条は、人は誰しも公正で好ましい労働条件を享受する権利があるとしている。これは、女性が職場で暴力や性的嫌がらせを受けてはならないことを示すものである。

83. 戦時に関しては、1949年8月12日に結ばれた「戦時における民間人保護に関する条約（第4ジュネーブ条約）」の第27条において、「女性は特に、その名誉に対する攻撃、特にレイプ、強制売春ないしあらゆる形態の猥褻な暴行から守られなければならない」と明言されている。この部分はジュネーブ4条約の共通第3条ならびに同条約の議定書IIにも繰り返されている。

84. だが、特に女性の権利を最も広く捉えているのは、1981年9月に施行された「あらゆる形態の女性差別撤廃条約」である。この範囲に扱っている文書では女性への暴力は人身売買と売春（第6条）以外、はっきりと取り上げてはいないが、そこに含まれる多くの反差別条項は、女性を暴力から守ることを規定している。さらに、この条約の監視機関である女性差別撤廃委員会（CEDAW）が最近出している多くの勧告、とりわけ一般勧告第19号は、ジェンダーによる暴力の問題を取り上げ、女性への暴力に関する国際レベルでの法的拘束をもつ唯一の資料を提供している。

85. あらゆる形態の女性差別撤廃条約は、なにをもって女性差別とみなすか、その差別を撤廃するためにどういう措置を取るべきかについて詳しく述べているところから、国際的女性の権利章典と言うのが最もふさわしい。女性の権利を人権として概念し、「差別のない」モデルを採用しているのは、女性が男性と同じ権利を持てない限り女性の権利は侵害されているとみなすためである。この条約の第1条は、女性差別を次のように定義する。

「性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女性（婚姻をしているかいないかを問わない）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効

にする結果又は目的を有するものをいう」

暴力は明記されていないが、この定義を正しく解釈すれば十分にそこに含まれ得る。

86. さらに、CEDAW はさまざまな折りに、条約当事国が提出する報告書の中に女性への暴力の問題を含めるよう勧告してきた。1989 年に採択された一般勧告第 12 号において、同委員会は各国に対し女性への暴力とそれを撤廃するために取られた措置についての情報を報告書に含めるよう要請した。

87. 1992 年に作成された一般勧告第 19 号(36)は、全面的に女性への暴力を取り上げ、ジェンダーに基づく暴力は差別の一形態であって、女性が男女平等の権利や自由を享受することを著しく妨げると明言し、条約当事国に対しこれを考慮に入れて自国の法律や政策の見直すよう求めている。同勧告はさらに、条約当事国に対し条約に基づく報告書にもこの点を考慮するよう述べている。また、条約第 1 条の「差別」の定義にはジェンダーに基づく暴力が含まれるとして、それを勧告第 19 号でその暴力を以下のように定義づけた。「女性だという理由で向けられた暴力、ないし女性が一方的に影響をこうむる暴力である。そこにはこうした行為、強制その他の自由の剥奪による心理的、精神的、性的な害や苦しみ、脅威が含まれる」

88. 一般勧告第 19 号はさらに、条約の特定の条文を取り上げて女性への暴力との関連を明かにしている。論じられている領域は以下の通りである。(i)伝統的態度、慣習や慣行(第 2 条(f)、第 5 条および 10 条(c))、(ii)あらゆる形態の女性の売春目的の人身売買と搾取(第 6 条)、(iii)雇用における暴力と平等(第 11 条)、(iv)暴力と健康(第 12 条)、(v)農村女性(第 14 条)、および(vi)家庭内暴力(第 16 条)。

89. 一般勧告第 19 号は、女性を低く見たりステレオタイプの役割を持つものとみなす伝統、慣習、慣行が暴力や強制を含むさまざまな慣行を永続化させているとし、そうした偏見や信念が女性を守るとか支配する形態としてジェンダーに基づく暴力の正当化に利用され、その結果、女性は人権や基本的自由を平等に享受することを奪われるのだと述べている。

90. 売春および従来からあるものや新しい形の人身売買に関して同勧告は、これらを女性を特別の暴力と虐待の危険にさらすものだとしている。条約当事国はこうした暴力を防止

し処罰するため特別の措置を講ずるよう指令されている。

91. 雇用の問題に関して、一般勧告第 19 号では職場における性的嫌がらせといったジェンダーに基づく暴力が雇用の平等を著しく損なうものとして取り上げられている。健康については、難民も含めてジェンダーに基づく暴力の犠牲者すべてに支援の手をさしのべることに、特に訓練された医療ワーカー、リハビリテーションおよびカウンセリングのサービスを行うことが条約当事国に求められている。

92. 同勧告はさらに、農村社会では伝統的態度が頑として残っているところが多いため女性は特に暴力の危険にさらされていると認め、国に対し暴力の被害者に対するサービスが農村女性にも届くようにする義務を課している。必要とあれば、孤立した地域に特別のサービスも提供すべきである。

93. 家族間の暴力は世界のいたるところに見られ、広く行きわたっているとみなされており、家庭内暴力の根絶に必要な措置があげられている。

94. 一般勧告第 19 号はさらに、条約当事国に対して、各国内におけるそれぞれの問題の広がり、そうした問題の発生を防止し、かつ処罰するために講じられた措置、およびその効果について報告書で説明するよう求めている。

95. 女性への暴力撤廃宣言はもっぱら女性に対する暴力だけを扱っている。この文書は女性を暴力から守るための国際的基準を包括的に述べたものである。この宣言には法的拘束力はないが、あらゆる形態の女性への暴力を廃絶する闘いの根本であると各国が認めた国際的基準が述べられている。

96. この宣言において、特に女性への暴力という問題に対する国際基準が初めて具体的に打ち出された。宣言の目的に沿って、女性への暴力が第 1 条で以下のように定義されている。

「女性に対する肉体的、精神的、性的又は心理的損害又は苦痛が結果的に生じるかもしくは生じるであろう性に基づくあらゆる暴力行為を意味し、公的又は私的生活のいずれで起こるものであっても、かかる行為を行うという脅迫、強制又は自由の恣意的な剥奪を含む」

97. 宣言の前文ではジェンダーに基づく暴力の根源は「歴史的に不平等な男女関係」にあると明言し、「それが男性による女性支配と女性差別をもたらし、女性が十分に進歩することを妨げてきた」のであり、「女性への暴力は女性を男性と比較して従属的地位に押し込む重大な社会的仕組みである」と認めている。前文はさらに、特に暴力にさらされやすい女性集団をあげている。そこに含まれるのは、少数集団に属する女性、難民女性、出稼ぎ女性、農村や僻地のコミュニティに住む女性、貧困女性、拘留されている女性、女兒、障害を持つ女性、高齢の女性、武力紛争下の女性などである。従って、暴力を受けやすいことと歴史性とは女性への暴力をもたらす二重の原則として理解される。

98. 宣言が定義する女性への暴力には、家族間で起こる身体的、性的、心理的暴力を含むがそれだけに限定されるものではない。家庭内での女兒に対する暴行、性的虐待、持参金がからむ暴力、夫婦間のレイプ、女性の性器切除その他女性に害をおよぼす伝統的慣行、配偶者以外による暴力、搾取に関連する暴力などがそうした暴力である。宣言はさらに一般的な場でも暴力がはびこっていることを指摘し、例として職場や教育現場で起こるレイプ、性的虐待、性的嫌がらせ、脅し、女性の人身売買、強制売春をあげている。最後に宣言は、国家の手による、あるいは国家が黙認する暴力を認めている。従って、この宣言に含まれる暴力の定義は幅広いものであって、厳密に物理的力の行使という意味にだけ解釈されるのではなく、暴力という脅威を与えて女性の力を奪うようなあらゆる形態の行動を問題にする権利を示唆している。そしてその脅威を与える側は、国家や社会の中で行動する人間や家族の一員などさまざまである。

B. 国家の責任

99. 女性への暴力は国際社会を悩ませてきた問題、すなわち個々の市民の行動に対する国家の責任という問題にはっきりと焦点を当てている。これまでは、国家の責任は国ないしその機関が直接責任を持つ行動だけに限られるとする厳密な法的解釈がなされてきた。その場合は、保護管理下にある女性、拘留されている女性、それにおそらく武力紛争下にある女性の問題が国家に関係があることになるだろう。家庭内暴力、レイプ、性的嫌がらせなどなどは、個人の行為とみなされ、国家の「人権」責任を超えるものとされたのである。

100. 全般的な国際的人権法で国家の責任として認めている部分には以下の領域がある。

(i) 個々人が人権を行使する権利の保護、(ii) 人権侵害の申し立ての調査、(iii) 人権侵害を行った者の処罰、(iv) 人権侵害の被害者に対する有効な救済策。ところが国家は、女性の人

権に関してはその責務を無視しても責任を問われることはめったにない。(37) その理由は二つある。国家は女性の人権、特に家庭やコミュニティで行使される権利は人権とみなさず、その侵害を「国際的に認められた裁判に付せられるべき悪事」とは考えないのである。第二に、国家は個人による女性の権利の侵害に責任があるとは考えていない。

101. 本章の初めて女性の権利が国際的人権法の不可欠の部分となったこと、および女性への暴力は人権侵害であり、国家に説明義務があることを明確にした。従って、国家には国際的人権法という体制の一部として、これらの人権を守る国際的責務がある。

102. 「海賊」や「国際的戦争犯罪者」といったカテゴリーを除くと、民間の個人や機関は一般的に国際的人道法に拘束されない。しかし、国家は個々人の行為から発した侵害であっても、国際的責務を果たさない場合は責任を問われる。個人による女性の人権の侵害について国家の責任を問うことは、国際的慣習法が先行している。国家は以下の場合において個人の行為ないし不作為に対し法的責任がある。

- (a) その個人が国家の要員である場合。
- (b) 条約の義務条項で対象とされた個人的行為。
- (c) 個人が犯す不法行為に国家が共謀した場合。
- (d) 個人を管理することにおいて国家が相当の注意を怠った場合。

103. 「相当な注意」は個人による人権侵害に対する国家の責任を評価する尺度として一般的に認められている。(38)

104. 国際的慣習法で発達してきた基準は、国際法や地域的人権規約、最近の司法判断によって拡大してきた。例えば、1988年のベラスケス事件では、米州人権法廷は、国家によっても個人によっても明らかにされていない「行方不明」を阻止するための相当の注意を怠ったとして、ホンデュラスに責任を課した。(39) 国家はまた、公的権力を持つ政府機構や組織を人権が法制上自由かつ全面的に享受できるような組織にする責任がある。

105. 人権保護に対する「相当の注意」基準に従うこととは別に、国際的人権文書は国家に対しその国の市民が平等に法的保護を受けられるようにすることを求めている。国家が女性への暴力犯罪を組織的かつ差別的に何らの訴追も行っていないことを示すデータが集まれば、国家は国際的人権法の下でその責任を侵害したことになる。(40) 例えば、調査によれば家庭内暴力犯罪の捜査、訴追、判決は他の同様の犯罪に比べてはるかに少ないこ

とがわかる。妻を殺した夫には非常に寛大な判決が下され、家庭内の暴行が捜査されることはめったになく、レイプは処罰の対象にならないことが多い。こうした例は男性が被害者となる暴力犯罪と著しい対象を示す。家庭内暴力が広がっているのにたいしての場合政府がそれを訴追しないことや、法の下での平等を人権問題の中心として重視する新しい方向とによって、家庭内暴力といった犯罪を人権問題としてとらえることが可能になり、政府にこうした差別の責任を問うことができるようになった。(41)

106. 一定の個人の行動に国家が責任を持つというこの新しい動きは、あらゆる形態の女性差別撤廃条約と女性への暴力撤廃宣言の双方に反映されている。条約では差別は国家による行為ないし国家のための行為に限定されていない。暴力に関しては、一般勧告第 19 号で明確に述べられている。条約第 2 条では条約当事国に対し、「いかなる個人、組織ないし企業体によるものであれ女性に対する差別があれば、これを撤廃するため適切な措置を講ずる」よう求めている。この条項は個人による侵害に対する国家の責任を明確に述べている。第 16 条は家族内の差別について明確に述べ、勧告第 19 号は家族間の暴力をはっきりと視野に入れている。(42)

107. 宣言は特に女性への暴力に関して現在用いられている基準をまとめている。第 4 条 (c) は、国家には、「女性への暴力が起きた場合、その暴力が国家によると個人によるとを問わず、それを防止し捜査しかつ内国法に従って処罰するため相当の注意をはらうべきである」と断言している。すべての国家は自分自身の行為、ないしその要員の行為に責任があるだけでなく、今や国際基準に従って個々の市民の行為を訴追するため必要な手段を講じない責任も問われるのである。社会における暴力に国が責任を取るというこの新しい動きは、ジェンダーを基にした暴力を根絶する努力にとってきわめて重大な役割を持つものであり、おそらく女性運動が人権問題にもたらしたもっとも重要な貢献である。

C. 国家の責務

108. 女性への暴力撤廃に関する国家の責務は、女性への暴力撤廃宣言の第 4 条に包括的に述べられている。国家は女性への暴力を非難する義務があり、慣習や伝統ないし宗教を引き合いに出してこの責務を回避すべきではない。国家は女性への暴力を廃絶する政策を採用すべく「適切な手段を」「遅れることなく」追求することが求められている。その他に第 4 条で述べられた国家の責任は以下の通りである。

- (a) あらゆる形態の女性への暴力撤廃条約の批准 (第 4 条(a))
- (b) 暴力の被害者に有効な正義が行われるよう法律や行政面の機構を発展させることに関する特別指令 (第 4 条 (d))
- (c) 暴力の被害を受けた女性への支援と社会復帰の面で特別の援助を保証すること (第 4 条(g))
- (d) 司法および警察の担当者の訓練 (第 4 条(i))
- (e) 教育カリキュラムの改革 (第 4 条(j))
- (f) 研究の促進 (第 4 条(k))
- (g) 女性への暴力の問題を国際的人権機構にすべて報告すること (第 4 条 (m))

109. これらの条約と宣言は、ここに描かれているジェンダーの平等と暴力の廃絶を実現するに当たって、法律や法的制度が重要な役割を演じることを基本的前提にしているといっている。これらの国際的文書では、法律を女性に正義と平等をもたらすために他の方法との組み合わせで使える手段として強調されていると理解できる。しかし、この二つの文書は、他の方法を犠牲にして法的手段だけに過度に頼ることはしない。司法その他の当局者がジェンダーの問題に敏感になるためのリハビリテーションや教育などの法律以外の仕組みも、ジェンダーに基づく暴力をなくす努力における法律の補完として必要であるとしている。

110. この条約は国際的文書では初めて、性別役割や家族の価値の形成に影響力をもつものとして伝統や文化を目標にした。この点で宣言もその後に従った。宣言で述べている国家の責務には、男女の社会的、文化的行動パターンを修正し、いずれかの性が劣っているとか優れているといった考えや男女のステレオタイプの役割りに基づく偏見、慣習や慣行その他のやり方をなくすために、あらゆる適切な措置を講ずること」が含まれる。(第 4 条) これがジェンダーに基づく暴力とのたたかいでは画期的なことであるのは、こうした偏見こそ文化やコミュニティや家族といった領域で最も顕著に見られるからであり、またそうした場が多くの女性にとって最も重要だからである。従って、女性の力を奪いかつ女性への暴力を正当だと思わせる雰囲気を作りがちな社会化のパターンを、国家が根本的に変えることができれば、ジェンダーに基づく暴力の廃絶に向かって大きな一歩が踏み出せるだろう。

111. この点で、この条約を批准した国の中には、一定の国の慣習、慣行ないし法律と抵触しない限りにおいてこの条約を受け入れるという留保をつけた国があることを指摘して

おく必要がある。こうした留保の多くは条約の基本的責務と相容れないため、これに同意しない声が非常に高まった。従って、各国は留保をつける場合は十分慎重になるべきであって、その留保が条約の精神と両立するかどうかを考慮することが求められる。

112. この二つの国際条約と宣言が国家に課しているもう一つの責務は、女性への暴力撤廃に関して重要な問題、すなわちこの問題に関する統計の欠如を緩和することである。条約も宣言もジェンダーに基づく暴力というテーマに関する研究と統計の収集を奨励する義務を国家に課している。宣言の第4条(k)は以下を国家の責務としている。

「特に家庭内暴力に関し、女性に対する異なる形態の暴力の横行に関する調査、情報収集及び統計の編纂を促進し、女性に対する暴力の原因、性質、重大性及び結果並びに女性に対する暴力を予防し救済するための実施された措置の効果についての研究を奨励する。またその研究の結果を公表すること」

こうした統計や研究は、ジェンダーに基づく暴力の分野で働く人びとにとっての基本的資料として、それぞれのプログラムに活かせるようにすること、ならびに一般社会やさらには国際社会に暴力の問題をもっと目に見える形で示す一助となるべきである。

D. 国際社会の責務

113. 宣言は、国際社会を女性への暴力廃絶のプロセスにおける不可欠の行為者と見ている。国連の特別機関、機構や組織に対する指令の意図は、それぞれのプログラムで女性への暴力に関する意識を高めること、この問題に関するデータを収集すること、定期的に動向分析を行うこと、この問題についてのガイドラインやマニュアルを作成すること、これと取り組む非政府組織と協力することにある。従って、国連組織は国際社会が女性の問題、とりわけ女性への暴力の分野に対して敏感になることをめざすデータバンクであり、意識向上の手段であるとみなされるべきである。

E. 地域条約

114. 1994年6月9日、ベレン・ド・パラにおいて南アメリカ諸国は「女性への暴力の防止、処罰、廃絶に関する米州条約」（ベレン・ド・パラ条約）を採択した。この第1条は女性への暴力を「公的と私的領域とを問わず、女性に死なないし身体的性的心理的害や苦し

みをもたらす、ジェンダーに基づくあらゆる行為ないし行動」と定義している。国連宣言と同様、ベレン・ド・パラ条約も女性への暴力を、家族内とコミュニティで起こる暴力、および国家の手による、あるいは国家が黙認する暴力の三種類に分けている（第2条）。しかし、家族との関係では、宣言とは異なり、この条約では家族ないし家庭単位という定義の中に同居していない、あるいはこれまで同居したことのない人々をも含めており、個人的関係を持つ人びとは必ずしも同居していると限らないことを認めている。家庭内暴力から女性を守り救済する措置の多くは現在、既婚女性やパートナーと同居している女性に与えられても、パートナーと同居していない女性には与えられないものが多いところから、これは根本的に重要な点である。

115. 第7条では、ジェンダーに基づく暴力の廃絶に関して国家の責務を述べているが、これは国連宣言とほぼ同じである。しかし、第8条はこれ以外の責務を述べており、そこでは広範な課題、すなわち女性への暴力に関連した教育や社会意識の向上を取り上げている。国連宣言にはなく、ここで取り上げられている責務は以下の通りである。「女性のもつ暴力を受けない権利、および人権の尊重と擁護が保証される権利について意識を高め、これを遵守する」責務（第8条(a)）。「報道メディアに対し、女性への暴力の廃絶し、女性の尊厳を尊重することに寄与するような適切なメディア・ガイドラインを確立する」責務（第8条(g)）。

116. ベレン・ド・パラ条約の第IV部は、同条約の下で活用できる保護のメカニズムについて述べている。第10条では条約当事国に対し、女性への暴力を防止し禁止するため、また暴力をこうむった女性を助けるために取った措置、ならびにこうした措置を講ずる際の困難、女性への暴力を助長する要因などを、米州女性情報委員会に提出する報告書に含めることを義務づけている。これはあらゆる形態の女性差別撤廃条約が課しているCEDAWへの報告義務と類似のものである。しかし、この条約と異なりベレン・ド・パラ条約の場合は、米州人権委員会に対する個人の請願権や非政府機関による苦情申し立ての権利も認めている。これに関しては第12条でこう述べている。「いかなる個人ないし個人の集団であれ、また一国以上の条約当事国で合法と認められている非政府機関であれ、条約当事国がこの条約の第7条を侵害したと告発したり苦情を申し立てることは可能であり、同委員会はこの申し立てを米州人権条約ならびに米州人権委員会の付属文書や規約に従って取り上げるか否かを考慮するものとする」

IV. 家庭内やコミュニティにおける暴力および

国家が犯した、ないし黙認した暴力から生じる全体的問題

A. 家族内の暴力

1. 家庭内暴力

(a) 序

117. 従来、家族は避難所、個々人が身の安全と保護を得られる場所とみなされてきた。平和と調和に満ちた「私的な安息の場」として家族はロマン化されてきたのである。だが、最近の研究では、家族は「暴力の温床」となっており、家庭内の女性が家族の暴力にさらされることが多いことを指摘している。(43)

118. 家庭内暴力にはさまざまな形態がある。少女や子どもは往々にして家族内の性的暴行の犠牲になる。高齢者や虚弱者も虐待される可能性がある。女性の家事使用人も暴力を受けることが多いもうひとつのカテゴリーである。拡大家族では姑がしばしば嫁に向かって暴力をふるう。夫に対する暴行の例も少なくはないが、それほど頻繁にあるわけではないし、重傷を与えることはめったにないことは調査から明かである。こうしたあらゆる形の家庭内暴力にもかかわらず、もっとも広く行われているのは妻に対する夫の暴力である。

(b) 原因

119. 家庭内における女性への暴力を引き起こす原因については、家族内の女性に対する暴力に関する国連報告で詳しく分析されてきた。そこでは以下のような原因が取り上げられている。

- (i) 加害者によるアルコールやドラッグ乱用。ある調査では暴行を受けた女性 60 人のうち、飲酒がからんでいたのは 93%に及んだ。また別の調査でも、暴力事件の 40%がアルコール中毒と関係があることが判明している。(44)
- (ii) 暴力の連鎖。虐待する男性は子ども時代を家族内の暴力によって引き裂かれてしまった可能性がある。両親が暴力をふるうと次の世代にも暴力を招くことは、複数の調査の結論で示されている。(45)この意味で暴力は学習された行動と見なされる。
- (iii) 「挑発」：被害者が加害者を挑発する場合もあるとする主張もある。しかし、

そうしたケースは起こり得るとはいえ、標準ではないことは複数の研究から分かる。「挑発的」振る舞いに関して唯一実際にあるパターンは、妻の側が夫の権威に従わなかったと受け取られる場合である。(46)

(iv) 経済的、社会的要因：家庭内暴力に関する初期の調査では、とりわけ、失業、低賃金、不適切な住宅事情などといった経済的、社会的要因が家庭内暴力の原因として指摘されている。発展途上国における研究は、こうした指摘をさらに強化しているように見える。貧困はストレスと挫折感の要因であるため、暴力を増長させるように見える。しかし、女性への暴力は経済的に豊かな社会にも存在する。(47)

(v) 文化：一定の文化的要因は女性への暴力の発生を早める。

(vi) 構造的不平等：男性優位と女性の従属を規範として受け入れている社会や家族の全体構造は、女性への暴力の正当化に一役買う可能性がある。

120. 家族内での女性への暴力は、世界中どこの国にも見られる重大なパターンである。1885年から1905年までイングランドとウェールズで起きた男性による487件の殺人事件のうち、124件ないし全体の四分の一以上が夫による妻の殺害であり、それ以外に愛人ないしガールフレンドを相手の男性が殺した事件が115件に上った。(48) 20世紀の統計を見ても、英国ではこのパターンは変わっていない。(49) 米国のサンプルを見ても、同様の数字が明らかになった。(50) 殺人事件を除いた、男性による女性への暴力の公式統計を見てもやはり、加害者の妻が被害者となる率がもっとも高い。英国犯罪調査の最初の報告書ではあらゆる暴行の被害者のうちの10%が、現在やかつての夫や愛人による暴行を受けた女性であった。(51)

121. 発展途上国では家庭内暴力に関する統計はさらに少ないものの、そこでも同様の状況があることは明かである。例えば、バングラデシュで1983年から85年にさかのぼって行われた170件の女性殺人事件の調査では、50%が家庭内で起きた事件であったことが判明した。(52) パプアニューギニアの村々で行った面接調査では、女性の55%、男性の65%が男性は腕力で妻を支配できると考えている。(53) タイの統計を見ると、バンコク最大のスラムに住む既婚女性の50%以上が日常的に夫に殴る蹴るの扱いを受けていることが分かる。(54) チリのサンチャゴでは、80%の女性が自分の家庭で暴力の被害を受けていることを認めた。(55) スリランカで行われたサンプル調査は、面接した女性の60%が同棲中に家庭内暴力を受けたと答えている。(56) 米国で最近、スポーツ選手のO.J.シンプソンが妻とその友人を殺したとされる事件が起きたが、これも国際的メディアが家庭内暴

力の問題に注目するのに一役買った。

122. 従来の法体制は、夫には「懲らしめる権利」があるとして家族内の暴力を是認していた。(57) 多くの裁判所でこの権利は法廷で認められていた。(58) 加えて、合法的結婚の下でのレイプの多くは認知されなかった。従って、法制度は重大な障害や社会迷惑を伴わない限り、虐待される女性には比較的無関心だったのである。「名誉」を守るために妻を殺した夫を簡単に無罪にする国もあった。(59)

(c) 犯罪とすること

123. 多くの裁判制度で、こうしたやり方は変化してきた。今日では、妻虐待の被害者を守り、加害者を処罰することの重要性を認識している国が少なくない。法の改革を行う者にとって重大な問題の一つは、妻に対する暴行を「犯罪とすること」かどうかである。家庭内暴力は親密な絆で結ばれたどうしの犯罪だという意識がある。親密という問題、すなわち妻への暴行を通常の犯罪として扱うか、あるいはカウンセリングや調停に重きを置くべきかは、政策立案者にとって大きなジレンマである。

124. 家庭内暴力に対処する際、犯罪司法制度と調停・和解の制度のいずれが最適かという問題は、絶えず生じる問題である。犯罪司法による取り組みを主張する側は、法には象徴的力があると指摘し、逮捕、起訴、有罪判決、処罰というプロセスによって、加害者の行為に対する社会的非難を明確に示し、行為についての個人的責任を認めさせるのだと主張する。これに加えて、短期的にも長期的にも暴力行為を止めさせるもっとも有効な仕組みは犯罪司法制度の介入であることを明かにした研究調査もある。ミネアポリス家庭内暴力実験は、警察による三種類の対応、すなわち当事者間の非公式な調停を行う、容疑者に 8 時間その住居から離れるよう命令する、容疑者を逮捕するというやり方を検討評価する目的で始められた。六カ月間の結果を調べると、調停を受けた加害者の 19%、家を出るよう命じられた加害者の 24%が暴行を繰り返したが、逮捕された加害者で再度、配偶者に暴力をふるった人間はわずか 10%にとどまった。(60)

125. 犯罪司法のモデルにはこうした利点があるとはいえ、政策立案に当たる者たちはそれぞれの国の文化や経済や政治の現実を考慮に入れることが非常に重要である。この種の行為に犯罪のレッテルを貼ることは重要だが、それが家族の中で、感情的にも財政的にも関わり合っている者どうしの間で起きるという事実は無視できない。こうした犯罪の持つ特異性を認めず、被害者への支援や加害者への援助の手を差し伸べることをしない政策は、

いかなるものであれ失敗に終わるだろう。従って、例えばオンタリオ州ロンドンの家庭内暴力プログラムは(61)、積極的な政策を行っているモデルとしてよく引用されるが、このモデルを考える政策立案者たちは、妻暴行に対処するための集中的訓練をうけ、24時間危機介入サービスを提供する家族相談サービスのための財源を確保する警察力を考慮する一方、女性のための感情的、法的カウンセリングを提供する女性人権擁護クリニックや暴行する男性のための治療グループを含むコミュニティ・サービスまで考慮に入れなければならない。

(d) 警察の行動

126. 刑事裁判制度による取り組みは基本的に警察の役割に依存するものである。警察は込み入った状況に最初に対応するため呼ばれるところであるから、家庭内暴力との関連で警察の行動には明確な基準が必要である。

127. どこの裁判制度でも、警察が個人の領域に入れる力は制限されており、これは普通の男女の生活を国家の恣意的な介入から守るための重要な保証である。だが、家庭内暴力との関係では、この保証に固執しすぎることは、女性を犠牲にして暴行を働く男性を守ることになりかねない。こうした結果を避けるために、オーストラリアの多くの州では、家庭内暴力犯罪を捜査するために警察権力がどこまで踏み込めるかを明確にする立法措置を講じている。明かにその居住者であると認められる人間が要請した場合、そこに居住している者が攻撃にさらされている、最近ずっとさらされていた、ないし今にも攻撃されそうだと警察官が信じるに足る理由がある場合には、警察の立ち入りを許すとする法律もある。(62) この種の条項によって、警察は現場にいち早く、簡単に入れることができ、そこでの暴力を防止し、中止させる機会を持つことができる。

128. 家庭内犯罪に対する逮捕権はたいてい他のすべての犯罪と同じではあるが、警察官は往々にして自分の法的権力について確信が持てず、非常に深刻な暴力が行われている場合ですらそれは変わらない。家庭内暴力という状況では警察に特別の逮捕権を与えるべきであり、警察もその権力の行使を委ねられるべきだとする識者は少なくない。逮捕によって女性は直ちに身の安全を得られるだけでなく、女性に力の感覚を与え、男性の側にその振る舞いは受け入れることはできない、と直接伝えることができると、彼らは考えている。しかもそのメッセージはその後の男性の行動に長期的な効果を及ぼすと言われる。オーストラリア、カナダ、イングランドは家庭内暴力の管理に警察力を導入しており、それは概して、逮捕しない方がいいという十分かつ明白な理由がない限り、逮捕するという前提に

立っている。(63) こうした政策は、どのような行動が求められているかを基盤にして警察官の前に明かにされる。

129. 家庭内暴力の事件では、加害者を即座に保釈することは被害者にとって危険である場合が多く、事前の警告なしに釈放すれば被害者に重大な結果を招く恐れがある。オーストラリアの裁判所の多くは、加害者の釈放と結びついた被害者を守る目的で、加害者と被害者の利害の間で均衡をはかろうとしている。従って、加害者は飲酒に走らないとか配偶者に近づかないという条件で釈放される一方、加害者が依然、保護的な保釈条件を破ったことがあれば保釈は認められない。(64)

130. 家庭内暴力は重大な問題であって、正常な家族生活とはいえないし警察が介入しようのない個人的問題でもない、警察官に認識させることが重要である。ジンバブエのムササ・プロジェクトはこうした理由から警察官を対象とした集中的教育を導入した。プログラムが進むにつれて、女性たちが以前よりも警察署で同情あるしかも迅速な援助を得ていることが、調査結果から明らかになった。(65)

131. 国によっては、配偶者による虐待に対処することを目的とした特別の集中的訓練を受けた警察部隊を導入しているところもある。ブラジルでは、家庭内暴力を含め女性の問題を扱う特別警察署が設けられている。ここには当初から、常勤の警察官 2 名、捜査員 8 名、事務職員 3 名、看守 2 名が配属されているが、全員女性である。これらの警察署は非常な成功を収め、現在ではサンパウロに 41 か所設置されている。(66) 家庭内暴力の問題に関しては、特別の警察担当者、部隊、警察署を設置することが、洗練された取締り方法となりつつある。

(e) 法律制定

132. 家庭内暴力に関する立法行為は新しい現象である。かつては、家庭内暴力は一般的な暴行犯罪のための法律の下で扱われていた。これでは不十分であることはすでに実証されている。特別の法律が作成されるべきであり、「親密な間柄」の犯罪に関して特に有効な救済や手続きを備えるべきだという考えが強まりつつある。こうした手続きは犯罪司法の枠内に入るとはいえ、家庭内暴力がもたらす特別のニーズに応えようとするものである。

133. 立法に当たってまず生じる問題は、妻に暴行をふるう夫を起訴できるようにすること、例えその妻が圧力の下で申し立てを取り下げたいと思ったとしても起訴が可能になる

ようにすることである。これに対応するため、一部の国では警察と検察に対し、女性が訴訟を望まないという意志を示した場合でも、訴訟を進めるよう指示してきた。(67) この強制的訴追は、実際に採用される戦略の一つとなっている。加えて、妻は主要な証人であるところから、一定の状況を除いて妻に「証言を強要する」法律を導入している裁判所もある。その他の裁判権では、強制的訴追ではなく擁護による支援に移行している。アメリカ合衆国の多くの都市は、暴行を受けた女性の側にたつ擁護者を用意することによって、被害者の参加を劇的に増やすことができた。サンフランシスコでは、当初は告発を取り下げたいと考えた女性の70%が、擁護者が彼女たちの関心事に取り組むようになると協力を惜しまなくなった。(68)

134. 家庭内暴力の場合であっても、暴行を犯罪として処罰する他に、どこの裁判権も準刑事訴訟的な救済を認めている。その中で特に重要なのは、「保護」ないし「強制」命令である。ほとんどの裁判権には、暴力が起きていることを下級判事ないし裁判官に訴えることができ、暴力をふるう側に平和を守り、行いを正すよう「強制」することのできる手続きがある。この場合、立証の基準は厳密な犯罪の訴訟手続きよりも低いので、女性によっては妥当な救援を与えられるだろう。例えば、オーストラリアで法改正を進める人たちは、家庭内暴力の事件における「強制」プロセスの可能性を認めている。(69) 全般的に見て、法制定によって裁判所命令が提供されるが、それは被害者をさらなる攻撃や嫌がらせから守り、起こりうることのバランスの上に立って手に入れられるものである。この命令に違反すると、それは刑事犯罪となり、警察は保護命令を破った人間を令状なしで逮捕できる。出すことができる命令としては、加害者が相手の女性に近づくことを禁止する、一定の場所への出入りを制限するなどがあり、加害者が法的に所有する婚姻上の家庭であっても出入りを差し止めることができる。

135. 準刑事訴訟的な救済に加えて、暴力の被害者となった女性には民法の救済策も使うことができる。家庭内暴力に関連して最も有益な民法の救済手段はおそらく、差し止め命令ないし禁止命令として知られるものだろう。これは第一義的訴因の裏付けとして用いられる。家庭内暴力が関わっている場合は、離婚や婚姻の無効、裁判上の別居その他の民法の訴訟手続きの付随や補助的手続きとして、暴行や殴打の差し止め命令が認められる。このような付随的救済手段は、例えば夫に対して妻との接触を避けるようにとか、婚姻上共有する家庭から立ち去るよう命令するといった形を取る。救済手段の適用条件を取り去って、女性が他の法的行為とは別個に差し止め命令による救済の適用を受けられるように法制化したところもある。(70) これが非常に有益であるという理由は、暴行を受けた女性

が離婚などの原則的な救済の申請を同時にしなくても、夫の乱暴や嫌がらせを止めさせる命令を申請できるからである。アメリカのいくつかの州では、婚姻相手による損害を主張する私犯行為というもう一つの救済策もある。(71)

(f) 専門職に対する訓練

136. 一般的に、法制度のあらゆるレベルで家庭内暴力の力学についての無知が見られる。警察、検察官、軽罪判事や判事はたいてい伝統的価値に固執し、それが制度としての家族およびその中の男性優位を支えている。従って、被害者と接触する法執行官や医療、法律の専門家がジェンダー暴力を理解し、被害者の心の傷を理解し、犯罪手続きのための適切な証拠を採用するよう訓練する必要がある。だが、この種の訓練に専門家の協力を得ることが非常に難しい場合が多い。法律や医学の専門家は特に、自分の専門外の人から学ぶことに抵抗がある。ジンバブエのムササ計画では、法律専門家を教育課程に巻き込み、信頼できて情報も得られる内容を保証することによって、警察や判事の協力を促進できたと言う。もう一つの有効なやり方は、法制度の一方の側を主催者とするワークショップを促進することである。

(g) コミュニティ支援サービス

137. 家庭内暴力はその性質上、被害者を助け、支援するためにコミュニティの介入を必要とする。その点で、たいていの場合暴力の被害者がまず訪れる病院は重要な出発点である。医学生に家庭内暴力の力学や発生に対する認識を持たせ、虐待された可能性のある患者に適切な質問をするよう教えなければならない。家庭内暴力をテーマにした再教育計画をスタートさせたり、専門誌や学会誌にこの問題を取り上げる他、虐待を見分けるだけでなく暴行を受け女性のための適切な治療法を提案するためのガイドラインを確立して、病院や手術などに役立てるべきである。

138. 法律や法執行に関する情報や、国家から受けられる財政的その他の援助およびそうした援助を受けるための手続き、避難所などの助けを求めることができる団体など、被害者が必要とする情報を提供できるよう、コミュニティ・ワーカーを訓練しなければならない。暴力を見つけだし、こうした問題についての意識を高め、救済を求める被害者が適切な手続きを取れるように指示するという面で、コミュニティ・ワーカーは重要な役割を演じることができる。

139. 「シェルター」は暴力行為を受けた女性に安全な隠れ家と逃げ場を提供する。生き残るすべ、身の安全、支援、自尊心、情報を与えるのが「シェルター」である。ジンバブエのムササ計画は、女性たちに自分で生きられる力を与えることに努めた。(72) シェルターに関しては、一定の水準を保ち財政基盤がしっかりしていてスタッフもそろっているようにする必要がある。計画を十分に練り、住民間にありがちな宗教や文化の違いも考慮に入れなければならない。最後に、どのようなシェルターないし避難所であれ、家庭内暴力に対する全体的かつ多面的な取り組みの一部と見なされるべきである。暴力の被害者となった女性のためのシェルターを設置し、その活動費を確保するためには国家の積極的姿勢が必要である。

140. 女性被害者に対する援助だけでなく、暴行した側の「カウンセリング」も必要であるという意見は多い。暴行者のための治療プログラムは、カナダ、米国、オーストラリアなどを含めて多くの国で確立している。この計画の主たる目的は常習的暴行を防ぐことにあり、調査によれば、半年から1年の治療を受けた男性の60-84%がその後パートナーを肉体的に虐待することはなくなった。その反面、治療を受けていない男性のおそらく3分の2は常習的に暴行をはたらいていた可能性がある。(73) 従って、この計画は法廷での判決の選択肢として有望であるように見える。特に女性がパートナーに処罰より「助け」を与えたいと望む場合はそうである。カウンセリングを判決の代替案として確立することは、この犯罪が親密な性質を持つことを認め、女性の被害者にとって受け入れやすいだろう。

141. 結論として、虐待される女性に対処する場合は包括的取り組みが必要だと言えるだろう。ほとんどの識者が提案するのは、法律家や心理学者、ソーシャル・ワーカーその他が協力して個々の事例および個々の被害者にとって何が必要かを全体的に理解するための、専門分野を横断した戦略である。暴行を受けた女性が実際どう生きてきたか、その絶望的状况、従属的關係、限られた選択、その結果としてエンパワメントのために何が必要か、などに目を向けることは、例えばチリの妻虐待への取り組みにも見られる。(74) その目的は、虐待された女性が自分の将来について自分で決められるようになることである。

142. 本報告で取り上げた戦略はいずれも短期的なものである。しかし、家庭での女性に対する暴力と有効に取り組むためには、これらの短期的措置を長期的措置と合体させなければならない。教育と訓練によってこの二つをつなぐことができる。学校での公教育はステレオタイプの態度をなくすために活用できる。家族の暴力の問題をカリキュラムに加

え、平和的な解決手段を探究すべきである。非公式の教育も活用できる。手始めに、女性に対しどのような選択が可能か、支援体制の有無について助言するとともに、男女双方に対して家族間の暴力は悲しむべきことだというメッセージを伝えられる。その場合、特定の民族的、文化的背景に目を向け、適切な戦略を取れるようにすべきである。国によっては、簡単な冊子を作るのがふさわしい場合もあるだろう。(75) ポスターによるキャンペーンを実施した国もある。(76) ビデオやテレビの宣伝で効果をあげた国もある。識字率が高い国では、新聞によるキャンペーンや、スピーチコンテスト、作文コンテストなども有効である。例えば、パプアニューギニアで展開された多面的教育キャンペーンでは、すべての応急手当所、ヘルスセンター、診療所、病院、学校、郵便局、銀行、教会、ラジオ宣伝、ラジオ劇にポスターとパンフレットが配布された。(77) 読み書きのできない人々のためには、街頭演劇やビデオを使うという方法がジャマイカで実施されている。(78) 意識向上のために一致した努力を傾けることが、長期的には家庭内暴力をなくす最も有効な方法と言えるだろう。

2. 伝統的慣習

(a) 序

143. 伝統的な慣習のために女性が暴力にさらされている社会は少なくない。女性の権利を犯すそうした慣習の中には、女性性器の切断や息子優先、栄養面でのジェンダーによる違い、早婚、持参金がらみの暴力、未亡人の殉死、処女テストなどがある。こうした慣習は女性の人権という面から国際的に注目されている。

144. 女性や子どもの健康に影響を及ぼす伝統的慣習の問題に関しては、すでに「少数集団の差別防止と保護」に関する小委員会の特別報告者、ならびに同委員会の伝統的慣習に関する作業部会、米州伝統的慣習委員会、世界保健機関その他多くの機関によって、貴重な基礎的かつ有益な研究が行われている。従って、本特別報告者の意図するところは、こうした資料や文献に基づいて、伝統的慣習は女性に対する暴力の明確な形態として解すべきであって、伝統や文化ないし社会的順応を理由に見過ごしにされたり正当化されてはならないと主張することにある。

145. これらの古くからある慣習は、伝統や文化やその社会にある権力の不平等に深く根を下ろしており、若い女性がコミュニティの一員として受け入れられる通過儀礼としてはたらくことも多く、またこうした慣習が行われている地域の情報や教育の欠如にも一役買

っている。そのため、伝統的慣習の存在そのものを問うことは微妙な性質をもち、国連が繰り返し女性や子どもの健康を害するすべての慣習を非難し、その完全な撤廃を求めてきたにもかかわらず、こうした慣習は依然として存続しているのである。こうした背景に立って、本特別報告者は人権委員会に、女性と子どもの健康に作用する有害な伝統的慣習の撤廃のための行動計画に注目するよう求める。これは人権センターがアフリカ地域ではブルキナファソ、アジア地域ではスリランカで開催した二つの地域セミナーとのつながりで準備されたものである。この行動計画は、人権委員会が本会期中に考慮できるよう整えられるはずである。(E/CN.4/Sub.2/1994/10)

(b) 女性性器切断

146. アフリカおよびアジアの一部で性器を切断された女性や少女の数は、1994年に1億人に増えた。世界保健機関(WHO)によれば、この他に200万人の少女が毎年、切断の危険にさらされていると推定される。その大半はアフリカ26ヶ国の住民で、アジア諸国にも少数いるほか、ヨーロッパ、オーストラリア、カナダ、米国にやってくる移民の間でも増え続けている。(79) 鎖陰はソマリア、ジブチ、スーダン北部、エチオピアの一部、エジプト、マリで行われている。摘出や切除(女子割礼)はガンビア、ガーナ北部、ナイジェリア、リベリア、セネガル、シエラレオーネ、ギニア、ギニアビサウ、ブルキナファソ、ベニンの一部、コートディボアール、タンザニアの一部、トーゴ、ウガンダ、ケニア、チャド、中央アフリカ共和国、カメルーン、モーリタニア各国で行われている。(80) アフリカ以外では、インドネシア、マレーシア、イエメンで一定の形の性器切除が行われている。こうした国々からきた少数集団や移民のコミュニティでは、世界の各地に住みながら、ある種の女性性器の切断がやはり行われている。

147. 女性性器の切断はさまざまな形を取り、陰核切除(陰核を一部ない全体を切除)、摘出(陰核と小陰唇の切除)が女性性器の切除の85%を占める。最も極端な形として鎖陰(陰核と小陰唇をすべて摘出、大陰唇の内側も切除した上で、尿と月経血が通るだけの開口部を残して陰唇を縫合する)やり方がある。(81)

148. この処置はふつう、この仕事を任されている伝統的な出産の付き添い人や村の年長女性によって行われ、特別のナイフ、はさみ、メス、ガラスの破片、剃刀などが使われる。粗雑な道具、暗い照明、感染などのために意図しない損傷が起こる。麻酔や消毒剤は使われないのが普通である。性器切除が行われる年齢は生後数日から7歳ぐらいまでと幅がある。(82)

149. 故意に加えられた暴力行為は、短期的長期的に女性や少女に心身ともに重大なダメージを与える。トラウマとなる体験そのものが若い女性の精神に傷をつける可能性がある。性交や出産は非常に苦痛を伴い、合併症を招くこともある。その他、出血、ショック、感染、破傷風、壊そ、尿鬱滞、隣接する組織の損傷などのと並んで、長期的な問題として出血、失禁、フィステル（ろう孔）それにますます増えているエイズ感染などの健康障害が報告されている。

150. 世界保健機関（WHO）によると、女性の性器切除が招く危険性について意識が高まりつつある中で、特に教育を受けた都市の住民の間では有害な伝統的慣習を次第に撤廃する方向へと態度が変わりつつあるという。だが、それと同時に女性の性器切除を「治療化」する傾向、すなわちリスクを減らすために臨床的な条件で手術を行う傾向も見られる。

「世界保健機関（WHO）は引き続き、女性の性器切除は制度化されてはならないし、いかなる医療専門家も、また病院その他の医療機関を含むいかなる場所においても、又どのような形の性器切除も行われるべきではないと、無条件で勧告する」（83）

151. 女性の性器切除が移民の間で行われている先進国を除くと、この慣行を法律で禁止している国はほとんどない。女性の性器切除を犯罪としているのは、フランスと英国など数えるほどしかない。

152. 女性の性器切除が微妙な問題となっている社会が多いところから、この慣行とたたかう女性グループは教育や情報、意識向上に頼るほうがいいと考えている。慣行に対しては法的戦略は有効ではないという主張である。こうした慣行は文化として受容され、賛美すらされている社会もあるため、健康問題としてこの問題に取り組み、医師や教育者を変革への主要な媒介者とするのが重要だと女性組織は主張している。

153. しかし、それでは十分ではないとする向きもある。女性の性器切除は女性への暴力であり、こうした暴力はますます国際社会の関心を引くようになっている以上、国際的規範を表現する形での法的戦略を追及すべきであると思われる。こうした慣行を法的に禁止し、犯罪としての制裁も加えることは、国際的人権基準に沿うものである。慣行の禁止や関連した行為に対する法的処罰は、一般社会の意識向上をめざす教育プログラムを伴わなければならない。こうした慣行がどれほど広く行われているかや、これを根絶する必要性について意識を高めるために、国際的にも国内的にも一致したキャンペーンを行うべきで

ある。

(c) 息子びいきとジェンダーによる食物の違い

154. インドと中国の男性の数からすると、女性数は今日、インドで 3000 万人、中国で 3800 万人足りない。(84)

155. 息子優先の風潮はアジアの社会で特に目立ち、歴史的に家父長制に根を下ろしており、無視することはできない。小委員会の女性と子どもの健康に影響を及ぼす伝統的慣行の作業部会報告では、息子優先を次のように定義づけている。「両親による息子びいきは、女の子に対する無視、権利の剥奪や差別的扱いとして表れることが多く、少女の心身の健康を損なう」(E/CN.4/1986/42,para.143) 息子びいきはまた女性の死亡率のリスクとも直接関係することが判明している。

156. 女性の一生そのものがこうした慣行に左右される。極端な形としての胎児や女児殺しから、兄弟や夫優先による女児や女性に対する無視は、食物から基本的医療、教育や情報へのアクセス、リクリエーションや経済的選択といった事柄にまでおよぶ。「息子を持つのは経済的にも政治的にも得だが、娘を育てるのは隣の庭に水をやるようなもの」といった格言は、息子優先がはびこっている社会の態度をよく示している。後に男性となる男の子は、家族の財産を引き続き保証し保護する者、花嫁をめぐって「働き手」を提供し、両親が老いた時に備えとなるとみなされているのである。

157. その反対に、若い女性には従属的で弱い立場しかない。すでに胎児の時から、羊水穿刺テストや超音波、ますます発達してきた性別鑑定法などによって、人口中絶に到ることが多い。少女は引き続き食べ物での区別によって、暴力と差別にさらされ、栄養障害や成長の遅れを招いている。セクシュアリティはしばしば身体的にも精神的にも暴力的なやり方で支配される。病気になっても、男性の病人には普通与えられる医療が女性には与えられない。息子優先とジェンダー差別は今なお、女性の教育機会を狭め、識字率を低いままにするほか、早婚の手段ともなっているように見える。早婚もまた同様に若い女性の心身の健康を損なうことが証明されるだろう。

158. 食料が不足している家庭では、栄養のある食べ物は男の子のためにとっておかれる。世界保健機関(WHO)の1985年報告を見ると、こうした選択的な食事やジェンダーによる食事の偏りがはっきりとわかる。(85) この報告では、医療や教育の機会にも差別的な

扱いがあることが指摘されている。

159. 誕生から栄養、教育、医療にいたるまで女性を差別するこうしたジェンダー偏見は、女性に対する暴力に等しい。しかし、ここでは法的戦略は有効性をもつように思われない。まず手始めに、ジェンダー別のデータを収集して、ジェンダーの問題を明らかにする試みがなされるべきである。こうした差別的やり方を防ぐために、特別の教育や健康プログラムを作成する必要がある。

(d) 早婚と持参金関連の暴力

160. インドでは過去3年間に持参金関連の死亡事件が1万1259件記録され(86)、ネパールでは15歳以下の少女の40%がすでに結婚している。(87)

161. 伝統的な結婚とこれに関連する慣行が、特にアジア、アフリカ地域の多くの社会で広く行われていることは明かで、その範囲も持参金という借金が招く死亡から早婚、子どもの妊娠、栄養面のタブーや出産の慣行、花嫁や未亡人の焼死にまで及ぶ。

162. 多くの社会では、持参金の支払いは結婚相手の花婿の義務とされている。その他に、結婚費用は花嫁の家族も負担する。合意された額の持参金を用意できないと、その女性に対する家族の暴力が始まるきっかけとなり得る。言葉による虐待を受け、心身にわたって拷問され、飢えにさらされ、ある種のコミュニティでは、夫やその家族の手で生きたまま焼かれることさえある。(88)

163. 早婚の意図は、女性の処女性を保証し、家族の食い扶持を減らし、たくさんの息子を産む出生率の長期間のサイクルを確保することにある。にもかかわらず、早婚によってまだ子どものうちの10代で妊娠する結果となり、少女の寿命を低下させ、健康や栄養、教育、雇用の機会に悪影響を及ぼし、経済への参加率を引き下げていることは、国連の女性と子どもの健康に影響する伝統的慣行に関する第2回地域セミナーで述べられている通りである。さらに、伝統的な出産のやり方が記録されている南アジアなどの地域では、母親と子どもの死亡率が極端に高いことが判明している。

164. 結婚制度に関連した暴力は、人権としての女性の権利に関心のある人々にとって重大な問題である。インドとバングラデシュの両国政府は持参金関連の暴力を犯罪行為とする道を求めている。インドの刑法には持参金関連の死亡に関する条項が含まれ、この種の

犯罪は状況証拠によって推定でき、かつ警察が権限を強化できるとしている。この犯罪にはまた最も厳しい罰則が課される。(89)持参金がらみの死を防止するには、こうした条項を正しく施行することが絶対的に必要である。

165. 結婚年齢も女性の人権侵害を助長する要因である。世界保健機関（WHO）報告によれば、発展途上国の多くでは最初の出産の 50%以上が 19 歳以下の女性によるものだという。(90) 女兒の早婚は禁止されるべきである。18 歳以下の女兒の結婚は奨励されるべきではなく、国家はこれに沿って法律を修正する必要がある。

(e) その他の慣行

166. 伝統的社会の多くでは、妊娠と出産はあまたの神話や慣行に取り囲まれた出来事である。食事が制限されるため、妊娠中に十分な栄養を取れない女性が多く、基本的な蛋白質やビタミンが不足してしまい、それが生まれてくる子どもの健康にも関わってくる。陣痛と出産も、不衛生な状態で未熟練者の手を借りて行われるだけでなく、伝統的な出産の付添人による宗教的儀式を伴うことがしばしばある。だが、宗教的儀式の中には女性自身にとって支えとなり、安心感をもたらす場合もあることは言及しておかなければならない。(91)

167. インドでは、近年になって花嫁殺しは殉死の慣行が再燃しつつあるが、政府は国も州も含めてこれを非合法化している。これは歓迎すべきことだが、この慣行が小さいコミュニティで起こる可能性は今もあるため、この法律をきちんと施行することが何より必要である。(92)

168. 女性が結婚した夜やレイプや性的虐待を実行する際の一部として処女テストを受けさせられるという社会は少なくない。人権ウオッチが出した最近の報告書は、トルコでのこうした慣行に焦点をあてている。(93) 処女テストは女性の人権の侵害であり、国家機関はこうしたやり方に協調すべきではない。これに加えて、国営の寮であれ州立の孤児院ないし一般の家庭であれ、無理矢理処女テストを行って女性をおとしめるような慣習を防止するため、なんらかの手段を講じるべきである。

169. 上記の事実から、女性への暴力は、女性と子どもに影響を及ぼす伝統的慣行を通しておそらく最も露骨な形で表れていることは、きわめて明白であると言えるだろう。こうした文化的に条件づけられた慣行は、女性の健康を脅かし、時には死さえもたらすだけで

なく、女性の基本的人権を犯すとともに女性の尊厳を著しく傷つけるものである。女性は一生のうちで心身ともにさまざまな形の暴力を受けるのに、自由になり自立する権利も、家族や家庭やコミュニティの中の安全な環境で暮らす権利も奪われているのである。

(f) 伝統的な法

170. 女性にとって暴力となる一定の伝統的慣行や制裁は、特別の法律で正当化されている。女性に対する公開の石たたきやむち打ちは、女性への暴力の制度化に役立つ。例えば、イラン・イスラム共和国の女性はいくつかの暴力的な処罰を受けているという多くの申し立てが、本特別報告者のもとに届いている。これらの法律に関して研究調査を行い、女性が人権を十分に享受することに対しどのような影響を及ぼしているかを確かめ、普遍的に認められた人権基準に沿ってこれらの法律を再考することが重要である。

(g) 死の脅し

171. 伝統的慣行やこれに関連する法律に公然と反抗する女性は、死の脅迫や暴力を受ける側になることが多いということは、バングラデシュの作家、タスリマ・ナスリーンやパキスタンのアスマ・ジェハングルの例を見ればわかる。本特別報告者が受け取った情報によれば、アルジェリアでは 1994 年 3 月に、女性が殺されたり死の脅迫状を受け取ったことが多かったという。犠牲者のひとりメジアン夫人は、ベット・カデム学校の校長だった。文化的規範に従わない女性へのこうした暴力の伝統は、多くの社会でしばしば見られる。脅迫が行われても政府が何もしないため、女性は基本的人権、特に生きる権利まで否定されるのである。見たところ罰せられもせずこうした死の脅迫状を送る者を政府は調査し訴追することが重要である。（思想・表現の自由の権利に関する特別報告者、A.フサイン氏の報告を参照。（E/CN.4/1995/32））。女性への暴力に関する活動に国際的責任が持てる、国家代表ではない関係者をそろえる必要がある。□

B. コミュニティで起こる暴力

1. レイプと性的暴行

(a) 序

172. レイプはしばしば家父長的社会における主要な支配の手段として説明されてきた。(94) 臨床テストでは、レイプ犯はきわめて正常な性質の持ち主であることが示されている。たいていのレイプ犯は被害者の知り合いである。(95)

173. レイプを起訴にもちこむことは女性運動の基本的要求の一つである。レイプは夫婦間のレイプや近親姦という形で家族の中でも起こるし、コミュニティでも起こる。また拘留中の女性に対する拷問手段として国家の手で行われることもあれば、武力紛争下や難民キャンプでも起こる。女性がレイプにさらされやすいことは、女性のエンパワメントと男女平等の享受を妨げる主要な要因に数えられる。

174. 女性たちは長い間、レイプが公私含めて女性に加えられる拷問の一形態であって、国際的人権文書の侵害であると主張してきた。(96) レイプのために女性は安全かつ尊厳を持って生きることを阻まれ、従って、レイプは国際規約や人権宣言に書かれた国際基準の侵害なのである。(第 111 章参照)

175. 国はレイプ犯に対する捜査、訴追、処罰を行う国際法的義務を負っている。女性への暴力がからむ事件の追及を国が差別している例を、いくつかのグループがあげている。(97) 訴追をしないという問題は重大であって、これを克服するには警察、司法、一般社会の意識を向上させるしかない。

(b) 警察の行動

176. 警察は往々にしてレイプに関する問題に鈍感である。訴えを疑うことが多い。特に障害のしるしが見られないとか、女性が加害者を知っていると、後になってレイプの報告をしてきたとか、女性が不自然に静かだったり感情を表に出さないとした場合がそうである。その女性がボーイフレンドと同棲していたり、性的な経験があるとか売春婦だとかいう場合は、訴えても完全に疑われる。警察は伝統的なレイプの訴えの受け入れ施設であって、訴えに対して警察は優先的に目を向ける必要がある。偏見と否定的態度をなくし、訴えがあった時には実際的取り組みができるためには、教育と訓練が不可欠である。マレーシアでは警察に女性だけで構成されるレイプ特別班が組織され、レイプの被害者を扱うのは女性警官のみという政策指令が出された。(98) 英国の警察は「レイプ特別室」をつくった。これは特別に設計された面会室で、洗面所や診断用ベッドも備えている。被害者はこの「特別室」で面接と診断を受けるのだが、ここは場所的にも本署の面接所から離れていて、快適でくつろげる環境になっている。(99) ブラジルでは女性への暴力の問題に対処する女性だけの警察署がある。

(c) サービス

177. いわゆる「レイプ・クライシス・センター」と呼ばれる施設を作っている国も多い。

こうしたセンターの中には、被害者のための電話サービスや短期的宿泊施設を設けているところもある。これらのレイプ・クライシス・センターは暴力の被害を受けた女性に総合的なサービスを提供している。センターのスタッフは被害者に同行して警察や病院へおもむき支援を受ける。法律相談やカウンセリングを行う他、病院、警察、検察当局と密接に連絡を取り合う。基本的には女性が法的プロセスに必要な難しく、当惑することの多い手続きに直面する勇気を与えることがセンターの意図である。(100) 情報ネットワークやホットライン、カウンセリング・サービスなどを含むNGOや政府のサービスによって、センターの働きが強化されている。

178. 病院もまた女性とレイプに関して敏感になる必要がある重要な施設である。マレーシアでは、病院内にレイプ・クライシス・センターが設置され、病院内の特別室がレイプ被害者の診察用に指定されている。警察はそこへ呼ばれて被害者からの報告を受け取る。被害者を診察するのは一人の医師に限られる。この間に女性組織のボランティアが呼ばれて相談に乗り、治療や警察の行動に関して被害者が決定を下せるよう情報や支援を提供する。(101)

(d) 立法措置

179. レイプに関する既存の刑法にもいくつか問題がある。たいていの場合、レイプは女性の意志に反して、その同意なしに行われる性交であると定義されている。そこで「性交」とは何か、「同意」とは何か、どのような証拠があればレイプ事件を扱う際の基準になるのか、という問題が生じる。

(e) 性交

180. 法的権限の適用範囲ではほとんどの場合、レイプ目的の性交は膣へのペニスの挿入があつて初めて存在するとみなされている。しかし、多くの場合加害者はこうしたやり方で被害者に挿入することができないか又はそれを選ばず、オラルセックスを強要したり、身体他の部分やその他のモノを挿入したり、また別のやり方で女性の名誉を傷つけたりする。従って、多くの裁判権とくに英連邦では、このようにペニスの挿入だけに焦点をあてるのは間違いだとする見解に立っている。性交の定義に肛門セックスやオラルセックスを含めているところもある。(102) さらにまた、物体を特定の穴に挿入する行為まで含めていることもあれば、クニリングス（女性性器を唇や舌で刺激する行為）まで含めているところもある。(103) 司法がレイプを再定義してペニス挿入以外のこうした行為を含めるにいたったところでは、レイプの性的な側面よりも屈辱的かつ暴力的な側面に重きを置

こうしているのである。

(f) 結婚内での性的暴行

181. 夫が妻に対して性的暴行を加えても非合法の性交とはみなさず、従って犯罪ではないとする国が多い。これは結婚という契約を結んだことによって妻は夫に自分を与えるものだとする前提に基づいている。だが、こうした夫婦間の免責をなくしたところもある。

(104)

(g) 訴えに対する同意

182. ほとんどの国では、法律や慣習法にレイプは被害者の同意なしの、あるいはその意志に反する性交として定義されている。すべての裁判権を調査した結果、同意しなかったと証明しなければならない女性は、かなりの重傷を負った証拠がない限り多大な困難に直面することがうかがわれる。特に相手の男性を知っていると、過去に性的関係を持ったとなると、特別の困難が待ち受けている。従って、この犯罪の重点を同意のあるなしと切り離そうとする裁判所が増えつつある。ミシガン州の「性犯罪法」に刺激される場合がほとんどだが、この法律では同意を犯罪の要素とすることを止め、被害者の同意よりも加害者の行為に重点をあてている。(105) 従って、加害者が力尽くで、強制的に性交を行ったり、被害者が広義の制定法上の定義による力ないし強制によって同意を与えることができないと見なされる状況で性交が行われれば、「性犯罪」となる。

183. こうした同意の概念に関連して問題となるのは、かなりの圧力の下での不承不承の同意とか同意を引き出された場合であって、そうした同意は無効とすべきである。相手が被害者に対して権威をふるえ得る立場にあったり、専門家その他として信用される立場にあるところでの同意は無効とすることが適切であると思われる。従って、ビハールやマハラシュトラでの事件や発覚した真相から、インドの法律では州の施設で女性がレイプされた事件、すなわち保護監督下のレイプでは、立証責任を移行させて、権力を持つ側がレイプは起きていないことを立証しなければならないようにした。(106) ある裁判所は、被害者が加害者の権力的立場のため同意し、加害者が自分の立場を知っていて性的関係が起こった場合、「強制による性的関係誘発による」罪を採用している。(107) 同様に、威嚇ないし強制的行為、その他の脅迫として定義された「暴力を伴わない脅迫」の力で性交の同意が得られた場合も、被害者が脅迫に抵抗できないのは当たり前と思われる状況や、加害者が脅迫すれば屈服すると知っている状況では、加害者に禁固6年の刑を課すとしているところもある。(108)

(h) 証拠

(i) 確証

184. たいていの犯罪では一人の証言で被告を有罪にできるが、性犯罪の場合は、被害者の証拠だけでは不十分で、なんらかの確証が不可欠である。これに加えて、確証は特に求めているとしても、判事が陪審に向かって確証のない被告の証言だけで有罪にするのは賢明ではないと伝えることがルールになっている国が非常に多い。国によっては、被害者の証言について男性の証人4人による裏付けを必要とするところもある。(109) 最近になって、確証の条件はほとんど正当化できないこと、性的加害者を有罪にする大きな妨げになることを認識し、従ってこれを条件からはずす国も出てきた。例えば、カナダでは確証を有罪判決の条件とはせず、判事は陪審に確証のないところで有罪判決を出すのは安全ではないと指示することもなくなった。(110)

185. レイプ裁判ではしばしば、被害者が被告以外の男性と過去どのような性的関係を持ったかが証拠として出されることが多いが、その目的は女性が売春婦だったり相手かまわず関係を持つので性交に同意を与える公算が大の「悪名たかい悪女」であると証明するためか、あるいは信頼できない女性であるからその証言も疑わしいと立証することにある。原告は反対尋問で過去の性的、社会的、医学的経験について矢継ぎ早の質問を受けるが、それも被告を保護して被害者の人格を貶めようとするためである。原告の過去の性的関係が特定の訴えに何らかの影響をもつことはほとんどないとしても、その証拠は陪審に影響を及ぼし、必然的に被告の無罪判決にいたるのである。従って、原告の過去の性関係を証拠とすることを制限する方向で改革を行った国も少なくない。カナダの法律では、原告と被告との過去の性的関係についての証拠は自由に提出できるが、それ以外の相手との過去の性的関係に関しては、限定された3つのカテゴリー以外はいっさい証拠として提出できないとしている。いずれかのカテゴリーに入る場合でも、文書でその証拠と項目について適切な通告が検察に提出され、判事が非公開の審問を行った上で初めてその証拠をカテゴリーに入ると決めるのである。(111) オーストラリアのニューサウスウェールズ州の法律は、性的評判に関する証拠はすべて禁止している他、性的経験の証拠は特別の場合以外は提出できないとしている。(112)

(ii) 法廷審理の状況

186. 現在の裁判のやり方や手続きは、原告が裁判中に受ける試練をさらに募らせかねない。その中には、事件発生から裁判までの時間的遅れ、裁判の進展状況や加害者の所在に

ついでに情報がなく、検察官や裁判官その他、女性が対処しなければならない人たちが示す態度などがある。こうした点に留意した法律を制定しているところも多い。例えば、ニュージーランドの「犯罪の被害者法（1987）」は、検察官、裁判担当者、弁護士その他が、被害者に対して礼儀正しくと同情を持って対応し、人間としての尊厳とプライバシーを尊重するように命じている。被害者はどのようなサービスと救済策を受けられるかについて、また訴訟手続きについての情報を与えられる。脅しに対しては保護を与えられるべきであり、また保釈など加害者について抱く恐怖の念は保釈申請に決断を下す裁判所に伝えられ、加害者の釈放や逃亡についても通告を受けるべきである。国によっては、裁判に出席できる人数を限っているところもある。裁判官室での審理を認めている国もあれば、原告が証言する時は特定の人を除いてすべて非公開にする国もあるし、また文書の形での証言を認めているところもある。

(iii) 判決

187. 性的暴行事件を軽罪ですませることは、個々の被害者の経験をつまらないものにするだけでなく、女性が性的に被害を受けても重要ではないという一般的な含みをもたせてしまう。レイプ事件に対する判決に批判が高まった結果、最低限の罰則を決めているところもある。例えば、英国の裁判所にはレイプの加害者に関して特定のガイドラインがある。(113) このガイドラインは、特に例外的な状況でない限り、加害者は拘置処分にし、軽減する要因がなければ禁固刑は最低5ヶ年とすることを基にしている。加害者が連続レイプ犯など特に危険な人物である場合は、少なくとも15年の禁固刑にすべきである一方、精神病質者といった場合には終身刑が言い渡される。判決を言い渡す判事には被害者が受けた身体的ないし精神的な痛みについて、検察官から口頭ないし文書による陳述を受け取るべきだとしている裁判所もある。(114)

(iv) 加害者のための治療プログラム

188. 治療プログラムの価値は英国ではなく米国でいち早く受け入れられた。南フロリダ州立病院で実施されている治療ユニットは非常によくできたもので、収監されたレイプ犯その他の重大な性犯罪者を、主としてグループ討論と自助活動によって社会復帰させることを目的としている。妻や恋人もこのシステムに引き入れられ、徐々に社会復帰していった後のアフターケアが特に重視される。例えば、元加害者には携帯電話が与えられ、また罪を犯したいという欲望にかられた時、すぐに同じ元加害者のボランティアに電話で助けを求められるようにしている。(115) こうした治療プログラムに価値があるかどうかは、始める前に十分検討すべきであって、訴追の代用として利用されることのないようにすべ

きである。

(v) 社会教育

189. 警察官や裁判官その他の裁判当局者の教育に加えて、一般社会の教育を教育して社会意識を高めることが不可欠である。マレーシアでは、講演や話し合いも含めた展示会や演劇の上演が、女性団体や学校、地域さらに看護婦や警察官カウンセラーなどの専門家を対象に行われた。継続的な意識向上プログラムのための多くの女性団体が動員された。こうした団体や組織が教育プログラムを発展させるに当たって、研修会が開かれ、資料としてキャンペーン用キットやパンフレット、レイプ相談の小冊子が作られた。最後に、リーダーたちが公開の場で話したり代表として行動したり文章を書いたりする能力を備えるよう、リーダーのための研修会も開かれた。メディアの役割も重視され、新聞や雑誌に記事やレポートが載るようになった。テレビでもゴールデンアワーのニュース番組で特別報告を行うといった努力がみられた。4週間にわたってレイプの被害者を調査して記事にした新聞もある。(116) 結局のところ、効力のある世論こそ社会におけるレイプとたたかう最強の武器と言えるだろう。

2. セクシャルハラスメント

(a) 序

190. 職場その他におけるセクシャルハラスメントは、女性の人権問題としての重要性を増す一方であり、最近でもこの現象がいたる所で起きていることや、それが重大かつ深刻な結果をもたらしていることが報告されている。この現象とたたかう戦略を立てるにあたっては、何よりもまずセクシャルハラスメントとは何かについての適切な定義が合意されなければならない。この定義にあてはまる行動はきわめて広範囲に及び、法律的に性犯罪と定義されることの多い行為だけでなく、現在の社会的背景では「あたりまえ」とみなれる行動まで含むだろう。セクシャルハラスメントに適切な定義を与えようとするのは、非常に困難な仕事となる可能性が大きく、また文化的価値観や規範によって変わるだろう。だが、この行為には二つの決定的な要素がある。第一に、受ける側が望まない行為、言い換えれば嫌がられる性的関心であること。第二に、受ける側から見て無礼かつ威嚇的な行為であること。(117)

(b) 法的戦略

191. セクシャルハラスメントの中には、レイプや性的暴行、猥褻な暴行、一般的暴行と

いった犯罪の定義にあてはまるものもある。その場合には、多くの国ではこうした行為は刑法による処罰の対象となっているので、女性は警察に訴えることができるし、加害者を犯罪で起訴する道も選べる。場合によっては、警察が起訴しないと決めても、女性が個人として起訴することもできる。さらに、犯罪の訴追が行われているいないに関わらず、女性は民事訴訟を行うこともできるが、その場合はその犯罪が行われた状況によって、契約か私犯かが決まる。

192. セクシャルハラスメントが暴力行為ないし猥褻という形を取れば、犯罪とみなされる。ドイツの刑法は、自分の権威を濫用して性的関係を持とうとした個人に罰則を課している。またデンマークでは、セクシャルハラスメントを刑法の第 220 項で有罪とし、婚外の性的関係を求めて服従ないし財政的依存を濫用することをいっさい禁じている。(118)

193. どこの国でも、女性が公の場所を歩いたり公共の交通手段を使う時は、ハラスメントを浴びせられる。インドでは、刑法の中で言葉であれ身振りや行為であれ、しとやかな女性を侮辱することは罪としている。(119) さらに、デリー首都圏議会は「イブをからかうこと」は犯罪であるとした。この行為は、男性が公衆の面前で嫌がる女性に向かって猥褻な言葉を口にしたり書いたり、合図やはっきり分かる表現や身振りで示したり、あるいは行動に出たり暗唱したり歌ったりすることだと定義されている。(120)

194. 職場で起こるセクシャルハラスメントの場合は、犯罪とは無関係の法的救済の道も選択できる。例えば、英国の性差別法 (1975) は、具体的にセクシャルハラスメントを禁止してはいないが、男性に比べて女性を不利に扱うことを性差別として禁止し、女性だという理由だけで解雇したりその他の損害を与えることは、雇用主による差別として禁止している。裁判所が出した結論では、セクシャルハラスメントは性差別であり、ハラスメントが証明された場合、雇用主は損害補償の責任を負う。(121)

195. 米国では、職場での性を理由にしたいっさいの差別が禁じられている。(122) 1977 年、米国の裁判所は初めて、セクシャルハラスメントが性差別の一形態であることを認めた。(123) その後、米国の判例の中でセクシャルハラスメントの概念は二つの方向に発展していった。第一に、いわゆる「報償」という形のセクシャルハラスメントがある。これは罰するぞと脅したり職業上の利益を約束することで性的関係を無理強いするものである。(124) 第二に、被害者が脅しを受けていない場合でも、ハラスメントを行った個人の行動によって、被害者の労働環境が悪化すれば、法廷はセクシャルハラスメントがあったとし

て認める。(125)

196. 職場でのセクシャルハラスメントの救済策は、一部の国にある労働者を不当解雇から守るための雇用保護法に求めることもできる。(126) 例えば、ギリシアの法律では、被雇用者に不利な契約条件の変更が行われた場合には、雇用を解約することが認められている。(127) この法律が有効に適用されているのは、雇用主の嫌がらせを受けたあげく雇用契約が不利に変更されたという理由で解雇された場合、裁判所が被雇用者に退職ないし損害補償を求める資格があるとした事例である。(128)

197. 最近になって、職場やその他教育施設などにおけるセクシャルハラスメントの防止を目的に、特別の法令を設置する国が増えてきた。例えば、カナダの連邦人権法は、雇用および連邦政府の裁判管轄内でのモノやサービスの提供によるセクシャルハラスメントを禁止している。この法令を連邦レベルで補完するものとして、カナダ労働法はセクシャルハラスメント条項を定め、雇用主に対しセクシャルハラスメントに対する政策を明らかにすることを義務づけている。すなわち、セクシャルハラスメントを非難し、違反者には懲戒措置を講じることを示し、ハラスメント事件に対処する手続きを提供し、被雇用者に対し人権法が定める権利について伝えることが求められているのである。ポルトガルの法令では、雇用主は、労働者とりわけ女性の腐敗墮落を招く状況を挑発したり作りだした人間に懲戒措置を課さなければならない。(129)

198. 職場でのセクシャルハラスメントに対する責任を、個々の加害者だけにとどめず、雇用主も責任を問われるべきだとしている裁判所は非常に多い。デンマークの機会平等法では、雇用主はセクシャルハラスメントを含む性差別の責任を問われるし、英国の性差別法もこれに準じる。同様に、デンマーク、ドイツ、アイルランドでは、セクシャルハラスメントを理由にした不当解雇は雇用主が責任を問われる一方、フランスの場合は必要な防止措置が講じられなかった場合、雇用主に責任があるとみなされる。(130) これは訴えた側にとって二つの利点がある。第一に、雇用主はたいてい財政的に余裕があるので、訴えた側はうまくいけば適切な損害賠償が保証される。第二に、雇用主にも責任があるとされることで、この種の犯罪が起こらないような手段を積極的に取らせることができる。

(c) その他の戦略

199. 性的違法行為の性質上、女性の側は法的救済やいくぶん正式の申し立てに専念する傾向がある。セクシャルハラスメントに関心をもつ団体が組織されている国は非常に多い。

英国では「セクシャルハラスメントに反対する女性」(WASH)がこの問題を公にするほか、雇用主の訓練、ハラスメントを訴えた人への支援や助言を提供している。カナダの「女性法律教育・行動基金」(LEAF)は試訴を行ったりセクシャルハラスメントの主張を援助する一方、英国の姉妹団体である「女性法的擁護基金」もこれに類する活動を行っている。(131)

200. 世界各地にある労働組合はこの問題について意識を向上させ、問題に取り組むためのガイドラインや文書を作っている。例えば、1981年には英国で最大のホワイトカラー組合である全国地方公務員連合(NALGO)が、職場でのセクシャルハラスメントと闘うための組合員向けのガイドラインを作成した。NALGOに続いて英国その他の労働組合も同様のガイドラインが作られた。(132) 例えば、イタリア労働組合総連合は1989年11月、職場でのセクシャルハラスメントと闘う合同の立場を採択している。(133)

201. 各国の人権委員会もセクシャルハラスメントに対処する行動基準や議定書を作成している。例えば、ニュージーランドの人権委員会が出した「セクシャルハラスメントを根絶する－雇用主のガイドライン－」は、1986年の時点での職場のハラスメントに取り組む戦略を示すほか、問題を起こした経営側のためのガイドを提供している。カナダとオーストラリアの人権委員会も同様のガイドを作成する一方、ガイアナの1987年の調査委員会報告は、公的生活で地位を占める人々のための行動基準の作成を提案した。(134)

202. 職場や教育機関その他での女性に対するセクシャルハラスメントは、性的な面での女性の役割を固定化し、社会における女性の従属を恒久化させる。セクシャルハラスメントは性差別の一形態であるというのは、女性の品位を貶めるだけでなく、女性労働者はプロではないという考え方を強化し、結果的に女性は男性の同僚と同程度に義務を果たすことはできないと見なされるからである。従って、これは深刻かつ重大な問題として扱われるべきである。

203. 政府機関がセクシャルハラスメントの重大性に対する認識を高め、これと対決し得る手段を増すためにできることは多々ある。オーストラリア、カナダ、ニュージーランドおよび英国では、セクシャルハラスメントに対処する戦略を編み出すのに有益な面白いパンフレットが作成された。オーストラリアの人権・機会平等委員会はさらに、1990年に大規模なセクシャルハラスメント・キャンペーンを展開し、この問題に対する社会の意識向上に効果をあげた。「シャウト(SHOUT(セクシャルハラスメントを追い出せ!))」と

名づけられたこのキャンペーンは、ポスターのほか雑誌やラジオでの宣伝の他、セクシャルハラスメント情報を伝えたい女性のための無料電話サービスも行った。(135)

(d) 国連のシステム

204. 特別報告者のもとには国連システム内部でのセクシャルハラスメントに関する申し立ても届いている。報告官としては、事実を解明を求める声に応じて国連当局者に文書を送るつもりである。しかし、本予備報告では、国連システムはこうした問題に関して非難のしようがないことを述べておかなければならない。セクシャルハラスメントにさらされる女性の権利を擁護するために、有効な規則と手続きがなければならない。

3. 売春と人身売買

(a) 総論

205. 売春婦といってもさまざまで、関心のありどころも自分の権利や立場への理解ももろさもまちまちである。「コールガール」や「エスコート」は、経済的基盤も家族の絆もない外国に売られてくる少女たちよりも裕福で独立している。先進国の売春婦や性産業労働者（以下「CSW」）はかなり洗練された組合（たいていは認可されていないにしろ）に所属したり、彼女たちの利益を守る運動に加わっていたりする。発展途上国の CSW には有効な支援のネットワークや組織へのアクセスがない。(136) 「理性的な選択」によって売春婦になる女性もいるが、その他の女性は強制されたり騙されたり、経済的に隷属させられて売春婦になる。売春に関する議論は前提として、売春という現象が歴史や文化、個人のレベルで具体的に表れる社会的、性的関係の集計であることを受け入れる必要がある。売春婦が国際社会で共有する共通分母は唯一、経済的な面のみである。売春は所得確保の活動であって、その特徴は顧客と労働者の間の商業的な無関心の程度が高いことにある。

206. 世界的に CSW がどれくらいの規模に達するかは分からないし、算定してみても助けにはならない。例えば、タイの場合、女性の売春婦の数は 7 万人から 200 万人と推定される。(137) CSW の報酬は未熟練女性労働者に比べると高い。(138) 韓国の場合、CSW は年間 4500 ドルから 9000 ドル稼ぐが、縫製工場で働く女性労働者の収入は年間 135 ドルから 480 ドルである。オランダの場合、CSW の年間所得は 3 万ドル、縫製工場の女性の収入は 1 万 5000 ドルである。(139) だが、組織的に商売としての性産業に関わっている人々（旅行代理店、ホテルやバー、航空会社、「ポン引き」や「マダム」）があげる莫大な利益と比較すると、CSW の稼ぎなどたかが知れている。(140) どの人にも継続的な成

長をもたらし、付随する問題には無関心でいられるというのが、性産業の経済的利点なのである。

(b) 虐待の性質

207. このように経済的な報奨が非常に大きいため、CSW はとりわけ経済的搾取にさらされやすい。個々の CSW が直面する支配や束縛の度合いは社会的経済的状况によって異なるが、いずれにしろ一定の搾取を受けていることに変わりはない。自分が稼いだ分のほんの一部しか手にできないのが普通である。ドイツの CSW はサービス料として 350 マルク請求するが、そのうち自分の取り分はわずか 80 マルクである。(141) しかし、ここにあげたドイツの売春婦の条件は、借金を背負わされていたり、自分の働きに対する分け前を全くもらえない売春婦に比べるとはるかにましである。大半の国では売春は非合法とされ、合法化されているところでも規制が厳しいため、CSW は法的にも道徳的にもまったく孤立している。法的にはきわめて弱い立場に置かれ、社会的にははっきりと烙印を押されているのである。売春が非合法化されている国では、拘留されたり、訴えても虐待される可能性があったり、助けてもらうために警察官に賄賂を使わねばならなかったりする。(142) 売春婦をレイプしても裁判を受けるべきレイプにはならない国もある。売春が合法化されているところでも状況はさして変わらない。売春婦は訴える権利を持っているにもかかわらず、ポン引きやマネージャーだけでなく警察官によるレイプなどの虐待にさらされているのである。売春という職業には社会的烙印が押されているため、女性の多くは家族や友人から孤立させられるが、彼女たちの多くが両親や子どもを扶養するために働いていることからすれば、これは非常に悲劇的で皮肉な話である。(143)

208. CSW はまた健康の危険にもさらされている。性行為感染症 (STD) は CSW の間ではびこっている。顧客との性行為を拒んだりコンドーム使用を主張できるだけの自主性をもつ CSW はほとんどいない。エイズ感染はすべての CSW にとって非常に大きなリスク要因である。アジアウオッチが行った調査では、検査を受けたタイの少女売春婦の 19 人のうち 14 人が陽性反応を示した。男性から女性へのエイズ感染は女性から男性への感染の三倍である。(144) つまりエイズウィルスは売春婦の間で、主として男性の顧客を通じ急速に広がっているということになる。売春宿の女性たちが避妊薬デポプロベラの針を共用していたり、ドラッグ常習の売春婦がヘロインの針を共用していることも、売春婦の間でエイズ感染率が高い理由である。(145) 違法行為をしているために、売春婦は多かれ少なかれ適切な医療を受けていないし受けることもできない。経済的に弱い立場にいたので、自分の身体の状態を出来るだけ客やマネージャーには隠しておく必要がある。ただし、売

春宿で働く売春婦には、世界保健機関（WHO）のガイドラインに直接違反して、エイズ感染の検査が強制的に行われていることは周知の事実である。(146)

209. 法律を操作できる人びと（警察官、売春宿の持ち主、入管当局者）や、ポルノやメールオーダー花嫁産業を含めた宣伝広告やエンターテインメント産業を牛耳る人々、旅行代理店や航空会社、レストラン、セックスショップなどを支配する人々など、売春婦の労働で利益をあげる組織や企業はさまざまあるが、売春婦はこうした人々に依存している部分が多い。彼女たちがこうしたグループから受ける暴力として、客を拒んだといって叩かれたり、何か間違いをしでかしたといって客から非難されたうえ収入を与えられなかったりする。女性の売春婦の報告によれば、客から突飛な行為を要求され、ポルノ雑誌の一部からとった行為や売り物のセックスなら私的で秘密にできるとして屈辱的で苦痛に満ちた行為を要求されるという。売春の国際市場では、エイズ感染の恐怖も手伝って、近年では「初な」あるいは「処女」の女の子の受容が目立っている。処女性にプレミアがつくようになったため、年長の性産業労働者は自分を別人のように見せる必要があるという雰囲気をつくり出した。(147) 都会の経験豊かな CSW は若い農村でのうぶな少女にますます自分の立場を脅かされている。CSW として農村での少女を選ぶ客は増える一方で、こうした少女は結局、これらの虐待的な組織に支えられる境遇へと押し込まれるのである。

210. 売春目的の女性や少女の人身売買は、性産業で起きている虐待の性質を知る重要なバロメーターである。世界各地での女性の人身売買の増加は、他のことと相まって、エイズ感染に対して強まる恐怖感（それにきれいな血を求める意識）や、外貨獲得を迫られる発展途上国での買春観光の増加、および男性の性欲に寛大な社会的意識などが結びついたものである。(148)

211. 売られて来る女性たちはたいてい何が待ち受けているかを知らない。直接ボン引きやマネージャーに連絡する女性もいるが、たいていの女性は両親や夫、ボーイフレンドによって売り飛ばされたり、時には村の知り合いや長老に騙されたり強要されて売られるのである。「メールオーダー花嫁産業」も女性の人身売買の一部を占める。外国で裕福な夫と安全な家庭環境を見つけられると思ったのに、実際に来てみたら売春を強制されるのである。(149)

212. 売春目的で外国に売られてくる女性は、たいてい売春宿やバーやサロンなどの虐待がはびこるところで働いている。女性たちはぞっとするような状況に置かれているのであ

る。アジアウオッチと女性の権利グループはビルマからタイへ売られてきた少女と女性に関する包括的な調査を行った。(150) この調査によれば、タイの売春宿に売られてきた女性是一日 10 時間から 14 時間働き、一日に平均 10 人の客をとる。少女たちの住処でもある売春のための部屋は 2 メートルかける 2 メートル半の広さしかない。運がよければ、月経中に数日の休みがとれる。労働者はたいてい、売春宿の主人から一日ドル少しの金をもらうが、客が主人に直接払う金のはるかに多い。女性たちはもらった金で食費と部屋代を出すことになっている。たいていの女性は、リクルーターが両親に払った金額を借金として背負い、これを返さなくてはならない。さらに、パスポートを取り上げるとかもっと暴力的な手段によって、売春宿に違法に閉じこめられることもある。タイのある売春宿で火災が起こった時、ベッドに鎖でつながれていた売春婦 5 人が逃げることもできず焼死した事件はつとに知られている。

213. アジアウオッチがインタビューした 30 人の女性のうち、二十歳以上はわずか二人だった。この報告では、10 歳の少女が客にレイプされ苦しんだあげく死んだという話が伝えられている。タイでは、15 歳以下の少女の性行為は制定法上のレイプとされている。レイプ犯すなわち客やレイプの共犯者である売春宿の主人を罰するのではなく、タイの場合は訴えた側の少女が逮捕され、罰金を支払った上で売春宿に戻されることが多い。売られてくる女性はたいてい、賄賂をとる国境警備隊を共犯者として密入国する。人身売買の被害者についての報告から、警察官がどこでも売春宿を無料で利用していることがわかる。非合法の移民という立場に置かれた女性たちは、いっそうに無力な存在となり、性的、経済的、肉体的虐待にさらされやすくなる。彼女たちにとって医療はなきに等しく、あっても避妊薬やデポプロベラの配給ぐらいである。(151) 厚生施設や本国送還センターは、腐敗した警察官や売春宿の主人が金のかからない性労働者をスカウトする場となることが少なくない。(152)

(c) 立法措置

214. ほとんどの国が売春を非合法化するか、あるいは売春行為に厳しい規制を課している。(153) しかし、どこの国で採択されたにせよ、売春に関連する問題と適切に又は有効に対処し得るモデルの法律は一つもなく、性産業は法的なハードルに阻まれることなしに、引き続き繁栄している。売春婦には社会的レッテルがはられているため、当局に出向いたり登録することを非常に嫌がる。客の側も人目につかない方がいいと考えている。従って、性産業には法律を避ける動機がいくらでもあるし、売春そのものも主として社会の暗黒部分で行われ、口コミや合い言葉が頼りにされ、社会や国家も加担しているところから、法

を逃れることは難しくない。

215. いくつかの国際文書は直接、売春問題を取り上げている。国は国際人権規約および女性差別撤廃条約への加盟を積極的に奨励されるべきである。特に女性差別撤廃条約の第6条は締約国に対して、「あらゆる形態の女性の人身売買および売春という搾取をやめさせる」ためすべての適切な措置を講じることを義務づけている。こうした措置には売春や人身売買に関わる搾取的な組織、例えば売春宿の経営者、ポン引き、航空会社などをすべて訴追できる立法措置も含まれる。また、制定法上のレイプの年齢を18歳まで引き上げたり、法に違反した客を積極的に訴追することや、公務員による虐待や共謀の主張を調査する査問委員会を設置することも可能である。

216. 本特別報告者はまた、人身売買および売春による搾取を防止するための計画草案との関連で、少数集団の差別防止と保護に関する小委員会の下にある現代の奴隷制作業部会の働きに関心をもっている(E/CN.4/1994/71、付属文書)。そこで人権委員会が現会期中にこの計画草案を検討することを求めたい。

217. 人身売買および売春による搾取撤廃条約を締結していない国家には、すみやかに締結するよう促すべきである。この条約は締約国に対しすべての人を人身売買と売春による搾取から守るよう求めている。締約国は被害者をケアし扶養するために適切な規定を設け、売買先の国家の同意さえあれば被害者を本国に送還し、被害者が支払い能力がない場合はその費用を一定程度負担することが義務づけられている(第19条)。

218. 国家や雇用やリクルート団体ならびに宣伝広告やポルノ代理店を注意深くモニターして、若い女性が売春にリクルートされないよう注意を払うべきである。子どもの権利条約の下では締約国は、「あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、障害若しくは虐待、放置もしくは怠慢な取り扱い、不当な取り扱い又は搾取(性的虐待を含む)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を取る」ことが求められている。売春に引きずり込まれる少女の年齢がますます低下している現在の傾向は、緊急かつ本格的な措置を講ずる必要がある。子どもの売買、子ども売春、子どもポルノに関する特別報告者の報告によって、これらが一般に広く行われていることへの認識が高まった。(154)

219. 人身売買と虐待、売春による搾取は間違いなく女性への暴力である。こうした暴力

を管理し規制する唯一の方法は売春の合法化だと主張するグループは少なくない。健康と労働の管理体制が法で決められれば CSW をは守られるという。しかし、ほとんどの社会や文化はこうした立場を受け入れない。売春と人身売買を道徳的に非難し犯罪とみなすところ、この領域での女性への暴力をなくす唯一の手段だと見なされているのである。

4. 女性出稼ぎ労働者への暴力

(a) 総論

220. 国内外を問わず女性の出稼ぎ労働者は、女性の経済活動としてますます増えつつある。女性の出稼ぎは概して男性よりも低賃金ではあるが、家族の中で唯一とは言えないにしろ、稼ぎ手としてますます重要になっている。(155) 1980 年代以降、女性の出稼ぎ人口は男性を大幅に上回ってきたと推定される。海外への出稼ぎ女性のうち、アジアからの出稼ぎが 72%、ヨーロッパは 11%、北アメリカが 8%、その他は 9%である。(156)

221. 出稼ぎに行く主な要因は貧困を減らすため、出稼ぎ先の国では自国の数倍も稼げることが多い。出稼ぎ労働者の送り出し国と受け入れ国の双方にとっても大きな魅力がある。送り出し国の政府にとっては女性の海外出稼ぎ労働者からの外貨送金は非常に重要である。送り出し国はたいてい受け入れ国より貧しいからである。例えば、スリランカの場合、出稼ぎ女性が本国に送金した外貨はこの国の外貨収入の第 2 位を占めると推定される。(157) 受け入れ国の側は、国内の労働者に嫌がられたり労働者が不足している分野で特定の労働力を必要としている。こうした利害が国際的な出稼ぎ労働者という現象の基盤になっているのである。

222. 女性出稼ぎ労働者の種類はさまざまで、熟練労働者（看護婦、秘書、教師）から未熟練労働者（家事労働者、ウェイトレス、低レベルの工場労働者）にまでわたる。熟練労働者の場合は教育程度も報酬も高く、出稼ぎではない労働者に負けない。とはいえ、傾向としてはその国の労働者の方が本国人でない労働者より賃金が高い。女性であれば誰でも一定の虐待は経験している一方、未熟練労働者とりわけ家事労働者が受ける暴力は直接的で、その程度も種類も異なる。

223. 国内の未熟練出稼ぎは夫や子どもと一緒に、あるいは男女一緒のグループで出かける傾向がある。たいてい言葉に問題はなく、出稼ぎ集団の外の人間による暴力からも守ってもらえる。(158) 海外への出稼ぎの場合はこうした利点が全くない。非合法で働くこと

が非常に多い上、言葉も分からず、社会集団から孤立している。外国人家事労働者の識字率は本国人よりも高いことが調査で判明しているものの、出稼ぎ女性の大半は自分の権利をはっきり伝えるに十分な教育を受けていない。(159) そのため受け入れ国で彼女らの立場は非常に弱く、雇い主やリクルート組織のなすがままという内密の状況に置かれることが多い。

(b) 虐待の性質

224. 海外で稼ぎ女性が直面する虐待はさまざまである。問題がどの程度に達しているかを確実に知ることは、ほとんど報告がなされない（報告された事件でも捜査が行き届かない）ため非常に難しい。報告された虐待は、身体的ではない虐待と身体的虐待の二つに分類できる

(i) 身体以外の虐待

225. この形の虐待として広く報告されているのは、出稼ぎ女性のパスポートや書類を取り上げるというやり方である。雇い主は女性を保護するため（パスポートをなくすかもしれない）などと言うが、動機はどうであれ、女性を雇い主の家に閉じこめる効果がある。特に外国人に対して法的身分を示す証拠を常時携帯することを義務づけている国ではそうである。雇い主の家から逃げ出して大使館に避難しても、保護される権利があることを示す証拠がなにもないのである。

226. 労働法は違法労働者には適用されず、国によっては合法的な家事労働者もはっきりと労働法の適用範囲からはずしているところもある。出稼ぎ女性の報告によれば、雇い主が賃金を抑えたり、当初の約束より大幅に少なく支払ったり、実質上借金を背負わせたりすることがある。家事労働者や「労働搾取工場」の労働者はとくに長時間労働を訴えており、ある調査では家事労働者の72%が休日をまったく取っていなかった。(160) 食事がろくに与えられないという家事労働者の報告もある。残り物しかもらえないことも多い。こうした虐待の横行は、女性が孤独の中で暴行を受けたり雇い主がなんらの罰も受けずに振る舞える状況をつくり出している。

(ii) 身体的暴力

227. 出稼ぎ女性に対する身体的虐待を明らかにした包括的報告書の一つに、クウェートにおけるアジア人メイドへの虐待に関するミドルイースト・ウォッチの1992年の報告がある。(161) ここで記録されている問題の性質は、香港やシンガポール、北アフリカ各地

など他の地域のもものと似ているが、重要な点はクウェートでは湾岸戦争の後、このような虐待事件が劇的に増加していることである。これは外国人に対する敵意が増した結果と思われる。

228. ミドルイースト・ウオッチが調査した 60 件のうち、三分の二は雇用主による身体的虐待に関わった事件で、殴る蹴る、叩く、パンチをくらわす、髪の毛を引っ張るなどの行為が見られた。残りの三分の一はメイドに対するレイプや性的暴行が直接関わっていた。(162) 殴ることがレイプないしレイプ未遂を伴う場合が多い。特にひどいケースでは、暴行やレイプが入院の必要があるほど重い身体的、精神的外傷を与えている。(163) ミドルイースト・ウオッチは、アジア人メイドがすべてクウェート人雇い主に苦しめられているわけではないにしろ、こうした虐待は恐ろしいほど広がっていると報告している。

229. 出稼ぎ女性はまたしばしば警察官の手で苦しめられる。雇い主からレイプされたと報告した出稼ぎ女性が、警察官によって雇い主のところへ送り返されたり、警察署で身体的ないし性的暴行を受けるというケースが何件もある。訴えを出す女性は往々にして警察の思い通りに留置される。クウェートで雇い主の家から逃げようとして自分の身に傷をつけた出稼ぎ女性は、自殺を禁じたクウェートの法律に違反したとして告発された。(164) 警察はまた報告された事件もほとんど調べようとしないことで悪名が高い。

(c) 立法措置

230. 送り出し国も受け入れ国も出稼ぎ労働者の法的規制に関しては困難に直面している。出稼ぎ労働者の大半は登録されていない民間の組織を通じてリクルートされるため、入管法も労働法もやすやすと逃れてしまう。(165) バングラデシュやインドなどは、移民を求める国民の規制に努めてきたが、あらゆる努力にもかかわらず、逆に莫大な数の労働者が非合法に出国する結果となった。自国の労働者が嫌がる地位も賃金も低い仕事を出稼ぎ労働者にやらせている受け入れ国では、出稼ぎ労働者の条件を規制する動機はほとんどない。ヨーロッパ諸国での規制の試みもほんの一握りの出稼ぎ労働者の合法化したにとどまった。ほとんどの出稼ぎ労働者は追放を恐れて表面に出てこないからである。イタリアは不法労働者に罰金と禁固刑を課すことで規制しようとしている。このやり方は実施が困難であることと、雇用主ではなく弱い立場の労働者を処罰するというので批判を浴びている。

231. 最近になって、出稼ぎ女性へ手を伸ばす努力がいくつかの国で見られるようになった。カナダは 1981 年、雇用認可計画の一環として外国人家事労働者計画 (FDW) を設置し

た。その目的は外国人家事労働者の雇用を、具体的には賃金、労働時間、手当などを詳しく決めた契約を通じて改善し規制することにある。FDW はさらに、移民が永住権を得るための手続きも簡素化し、特定の雇い主の下で特定の仕事に二年間働くことだけを条件にした。FDW は出稼ぎ家事労働者を合法化し保護するため意味のある一歩である反面、自国の労働力が家事労働へ向かわないようにするため、人為的に賃金を引き下げ移動性を制限するものと批判されている。

232. フィリピン政府はアキノ政権時代、海外労働者福祉局 (OWWA) を設置したが、この局ではとりわけ、リクルート業者の規制と出発前出稼ぎ労働者に対するオリエンテーションを行っている。フィリピン政府はまた、年間 110 万人分の職を創出すること、手頃な住宅を供給すること、所得確保のための協同組合の奨励を公約している。モーリタス政府が最近設置した外国労働査察班 (1994 年 2 月 21 日付け) も、OWWA と同様にリクルート業者の規制と出稼ぎ労働者に対する啓蒙を行っている。これらは出稼ぎ女性を不法な状況に追いやられるぞと脅すのではなく、むしろ積極的に支援しようとする努力として重要である。

(d) 国際的文書

233. 出稼ぎ女性に対する虐待を防止するために使える国際的文書は少なくない。

こうした文書は基本的に、送り出し国に対しては自国民に権利と義務を通知する義務を、受け入れ国に対しては他国の国民の人権を保障し保護することを認めている。以下はこうした国際文書および人権団体によって出された報告の一部からとった勧告のリストである。

- (i) 国は積極的に民間のリクルート団体を規制すべく行動しなければならない。その中には出稼ぎ女性が連れ出される最初の場所も含まれる。この目的のために、フィリピンの OWWA のような行政機関が設立されるべきである。(166)
- (ii) 送り出し国も受け入れ国も出稼ぎ女性のための支援計画を確立し、法的、社会的、教育的援助を与えるべきである。
- (iii) 警察署は虐待事件の報告にくる出稼ぎ女性を助けることを任務とする女性警官を訓練すべきである。出稼ぎ女性が留置された場合は、女性警官が同席した上でのみ男性警官と会うべきである。
- (iv) 大使館は出稼ぎに来ている自国民が、避難所を求めるときも監禁状態に置かれた場合も助ける手段を持つべきである。(167)
- (v) 出稼ぎ女性はその国の最小限の労働基準の保護から排除されるべきではない。労働基準に違反した雇用主は積極的に訴追されなければならない。

(vi) さらに、国は自国の労働基準を国際労働機関 (ILO) が出しているさまざまなガイドラインや勧告と合致するものにしなければならない。(168)

(vii) 虐待の存在の底には政府の無関心ないし無為という問題がある。保護法はあっても履行されないという国が多い。従って、国はこうした無為無策の責任を問われるべきである。

(viii) 労働組合は出稼ぎ女性の権利を実現に助力することが望まれる。

(ix) 1993 年 12 月の第 48 回国連総会は、「出稼ぎ女性へ暴力に反対する」と題する決議 48/110 を採択して、あらゆる国、特に送り出し国と受け入れ国に出稼ぎ女性の権利が守られるよう適切な措置をとるよう協力を呼びかけた。

総会はさらに、国連システムの中の管轄機関や特別機関、その他の国際組織、非政府組織に対し出稼ぎ女性に対する暴力の問題について事務総長に通えと同時に、この決議の目的を実施するための、さらなる措置を勧告するよう求めた。この最後の条項は注目に値するもので、関連情報を持っている組織や機関は事務総長に定期的に報告するよう促されるべきである。

234. 経済的利害からやむを得ず出稼ぎに行かざるを得ないのであって、止めることはできないし、禁止すべきでもない。出稼ぎを規制しようとするのではなく、むしろ出稼ぎ女性を最大限守る方向での努力が必要である。こうした出稼ぎ女性が公的に認められ、国家の保護を平等に受ける資格があるとされる法的メカニズムをつくることが、弱い立場の集団に対する虐待を減らす出発点となるべきである。

5. ポルノグラフィ

(a) 序論

235. ポルノグラフィは世界中の女性運動の重要な問題となっている。フェミニストの多くはポルノを家父長制の本質そのものと見ている。実際、この理論はさらに進んで、ポルノは男性の権力と女性の従属の柱だという。ポルノは支配と権力の分化をエロス化する。

(169) 言い換えれば、ポルノは権力を性的なものとし、女性の従属を自然現象にするのである。レイプや暴行、セクシュアルハラスメント、売春、子どもへの性的虐待に性的能力を付与するのがポルノである。こうしてこれらの行為を賛美し助長し権威づけ、正当化するのである。

236. 一定のタイプのポルノは性的表現でありアイデンティティだとする考え方がある。こうしたポルノや性愛を扱った文学・絵画は女性のセクシュアリティを解放すると主張する向きもある。だが、どのようなポルノがそうした内容を超えているかについて論じる著名な作家たちもいる。すなわち、ヒエラルキーによってエロスをかきたて、不平等に性的能力を付与するのである。この観点からすると、ポルノは無害な空想でもないし、本来自然で健全な性的状況のものの腐敗し混乱した表現でもない。男性優位というセクシュアリティを制度化するものであって、支配と従属によってエロスをかきたてることと、男女の社会的概念とを融合するのである。従って、ポルノそれ自体が女性の品位を落としたり不当に扱うことを美化し、女性は単に男性の性欲の受け皿という従属的役割しかないと断定する状況をつくり出すという意味で、女性への暴力の一形態である。(170)

237. さらに、ある種のポルノに接することで実際に女性への暴力を引き起こすこともありうる。こうした暴力はまず、ポルノの制作の場面で起こる。モデルの多くは制作の際にレイプされたり殺されたり脅される。加えて、ポルノに関する実験的調査によれば、ある種のポルノでは男性がますます暴力的になるため女性はひどい傷を受けるという。男性はレイプや自ら攻撃的行為に出るぞと脅すことに関連したポーズを取る、つまり女性に対する敵意、レイプへの傾き、レイプを大目に見る、捕まらないと分かればレイプしたり女性にセックスを強要すると予告するといったポーズが目立つようになるのである。これは実験的証拠であるが、個々の事例でもポルノの消費と性的暴力の因果関係を示す証拠はあまたある。(171)

(b) 表現の自由

238. ポルノの根絶を願う人びとが直面する最大の論点は、表現の自由と芸術的創造性を否定しない形でどうポルノを定義するかという問題である。米国の裁判制度では、ポルノを女性への暴力とする議論よりも表現の自由の主張のほうが説得力を持っている。猥褻な表現と映画の検閲に関するウィリアムズ委員会(1979年)は、一定の機能ないし意図をもつ、すなわち視聴者を性欲をかきたてるもの、および一定の内容すなわちあからさまな性的表現(器官、体位、行為その他)をもつものだけをポルノであるとした。「こうした機能と内容をもつものでなければポルノとはみなされない」(172)

239. この定義では、「意図」と「あからさまな表現」がポルノのカギとなっている。ある程度客観的に測定できるのは「あからさまな表現」だけである。その反対に、著者やポルノ製作者の意図は証明が難しいし、消費者の側の性欲がかきたてられたかどうかは「測

定」のしようがない。

240. このような定義では、ポルノが女性への暴力の一形態であり、女性へ暴力を引き起こす直接の要因である証拠もあるという問題と取り組むことはできない。これとの関連では、アンドレア・ドワーキンとキャサリン・マッキノンによる定義が重要な突破口をもたらした。ポルノの概念を「女性の従属に性的能力を付与し、女性への暴力によって性欲をかきたてる」ものとしてとらえたのである。その上でドワーキンとマッキノンはポルノが性的能力を付与された女性の従属がなにを描写し、伝えているかについて具体的に、詳細かつ客観的に定義づけている。

「われわれはポルノを写真や言葉による明白な女性の性的従属であると定義する。その中に含まれるのは、女性の人間性を失わせて性的対象、モノ、商品とする、苦痛や屈辱、レイプ、縛り付けたり切りつけたり切断したり、打撲傷を与えたり、肉体的に傷つけたり、性的従属、卑屈な従属、露出、身体の部分にしてしまう、モノや動物を挿入する、屈辱的な場面に登場させる、拷問、危害を加える、みだらで劣った者として見せる、出血や生傷や痛めつけることが性的だという状況をつくりだすといった行為を楽しむことである」
(173)

241. この定義によってポルノは女性への暴力という範囲にぴったりおさまるのである。

(c) 立法措置

242. 実際には、ポルノにはなんらの立法措置もとっていない国が大半を占める。その代わりとなるのが、「猥褻物」と「みだらな表現」に対する規制である。あらゆる状況からみて、読んだり見たり聞く人を堕落させ腐敗させる効果があるとみなされ内容や表現をもつものであれば、普通それは全体として猥褻物とされる。ここでは男性消費者に害が及ぶ可能性が重視されており、女性への暴力というはるかに広範な害は取り残されている。従って、女性を暴力的に従属させることに関連してポルノ問題に取り組むためには、新たな視点の立法化が必要である。

(d) 刑法 — 性的憎しみの誘因 —

243. 英国では 1989 年にポルノと検閲反対キャンペーン(CPC)が始められ、性的憎しみと暴力の誘因だという理由でポルノ規制が叫ばれた。そのモデルとなったのは英国の人種関係法(1976年)であった。この法律で誘因を取り扱っているのは、特定の集団に対して人

種を根拠に抑圧的ないし有害となり得る表現の自由を規制するための刑事立法である。これは、ポルノの場合にも、性を根拠に特定の集団に対し有害かつ抑圧的になりうる表現の自由を規制するモデルとしても使える。そうなれば、「性的反感の誘因」と「性的虐待、性的暴行、セクハラ、レイプ、殺人」およびセクシズムと性差別となり得るという理由で、ポルノに反対する立法措置が可能になる。誘因立法は刑事立法であり、その履行は警察と「国家」の手に委ねられる。だが、ポルノについて具体的で明確かつあいまいさのない定義がなされれば、こうした形での立法によって虐待の可能性は文字どおり根絶されるだろう。

(e) 民法 - 性差別モデル -

244. CPC はまた性を根拠にした女性差別の一形態としてのポルノ反対の立法化も提案した。民法の反性差別法にポルノが含まれれば、女性はポルノで受けた傷を理由に行動に出られる。自分自身のためにポルノ産業に対して立場を表明できるし、受けた傷や傷害の損害補償も得られるだろう。

245. キャサリン・マッキノンとアンドレア・ドワーキン は 1983 年、米国のミネアポリス条例の作成にも同じ戦略を用いた。自分たちが定義したように (240 参照)、ポルノは女性の市民権および差別されない権利を侵害するものと主張したのである。この法的手続きには、個々の女性が自分の権利がポルノによって侵害された、あるいは平等の機会を行使したりその利益を得る権利を侵害されたという訴えを起こす必要がある。

246. オーストラリアも最近のケースでこれと同じ戦略を採用した。建設現場で雇われた女性二人が、男性の同僚が「部屋」の壁に貼ったポルノのポスターは性差別だと訴えたのである。二人は雇用主と労働組合を訴え、こうした性差別行為を助けたりそそのかしたと告発した。裁判所は女性の味方に立ち、彼女たちの権利侵害に対し一定の損害賠償を認めた。(174) ポルノを性差別行為とみるこうした傾向は、女性の平等と女性への暴力撤廃のためのたたかいにとって画期的な到達点である。

(f) 子どもポルノ

247. 少女を巻き込むことが多い子どもポルノの問題は、人権委員会の重要な関心事であって、特別報告者のビビット・ムンタホン氏の子どもの売買、子ども売春、子どもポルノに関する報告にも、また小委員会の現代の奴隷制作業部会の報告にもそれが反映されている。子どもの売買に関する特別報告者は、子どもポルノの制作、販売だけでなくそれを所

持することも違法とすべきだ主張している。(175)

C. 国家が行う暴力と国家黙認の暴力

1. 監禁下の女性への暴力

(a) 虐待の性質

248. 監禁下の女性への暴力はいたるところで見られる深刻な現象である。政府の要員たいていは警察官や軍人が、外から見えないしかも全く不平等な条件の下での虐待は、彼らに与えられた罰を受けない立場と相まって、監禁下の暴力の助長する温床となっている。政府は加害者特に国家の安全保障や国家のアイデンティティ、道徳性モラルティを脅かすとみなされる人びとを逮捕することへの懸念から、全体的に責任を取らない風潮をつくり出している。軍事力で自国民を弾圧する政府は、特に軍による監禁下の暴力の告発に応えない。(176)

249. 監禁下の暴力は、女性がどのような犯罪を行って拘引されたかについてはまったく関知しない。ささいな盗みであろうと性的倒錯の行為あるいは「指名手配」の犯罪者との関係で告発されていようと、虐待にさらされるのである。この虐待の性質は、身体的や言葉によるハラスメントや屈辱から性的、身体的拷問にまで及ぶ。アムネスティインターナショナルの報告によれば、監禁中の女性数千人が世界中の警察の留置場で日常的にレイプされていると言う。自白や情報を引き出すための拷問はますます高度の嫌悪を催させるものとなりつつあり、電流を通した金属棒によるレイプや向精神薬の使用にまでわたる。(177) このような極端な監禁下での暴力によって心理的後遺症や婦人科の余病に罹っても、適切な治療は受けられない。

250. 法律に反して長期間拘留したり、食事や睡眠や水を与えないというのも警察に留置された女性が日常的に直面する虐待である。被告に法律相談を与えることを自らに義務づけている国でさえ、弁護士に相談することもできない。特に識字率の低い国で拘引された女性は、自分がどの法律によって、どういう犯罪を犯したとして拘留されているのか知らない場合が多い。人権ウォッチが行った調査では、「パキスタンの刑務所で面接した 90 人の女性のうち、自分がどの法律で告発されているのか知らない女性が 91%にのぼった。62%の女性にはれ法律相談に乗ってくれる人は誰もついておらず、弁護士がいるとしても会ったことがないという女性がほぼ半数を占めた」(178)

251. 反政府武装運動とたたかっている政府は、情報を引き出す手段として拷問を使っていることは周知の事実である。多くの国で警察や軍に拘禁された女性は殴打や火傷、ショック、レイプ、性的いたずらを受けている。「行方不明」や監禁当局の手による裁判外の殺害が、アフガニスタン、ブラジル、ブルンジ、カンボジア、チャド、チリ、インド、レバノン、ミャンマー、スリランカ、ウガンダの各国から報告されている。(179) 「行方不明」とは、ある人が政府の要員によって拘引されたと信じられる筋の通った理由があるのに、政府がこれを否定する状況と定義される。誘拐された人の居場所や運命はあくまで秘密にされるのである。この点で監禁と警察の拘留との境界を定義することは難しい。政府の要員による誘拐の責任の実証はほぼ不可能だからである。一時的な行方不明から解放された人たちの報告では、誘拐は政府要員によって行われたと思われるが、その後の尋問を行ったのは警察か軍かははっきりしないという。

252. 「特別法」が出来たことで監禁下の女性の虐待が増えたという国もある。1980年、パキスタンでは70人の女性が獄中にあったが、1987年になるとその数はパンジャブ州だけで125人、シンド州で91人に増えた。こうした女性の大半はパキスタンのハドッド法令の下で裁判にかけられたのである。(180) 1988年の調査では、拘留された女性の78%が警察官によってひどい扱いを受けたと主張し、72%が性的虐待を申し立てた。(181) パキスタンのハドッド法令はレイプも含めて婚外のセックスを違法、示談不能、保釈不能、死刑に値するとしている。(182) この法令によって女性を令状なしで逮捕し、女性警察官のいないところで長期間、告訴なしで拘留することができるのである。女性の囚人たちは、棒を持った警察官に唐辛子を膾に入れられて不倫を告白しろと迫られるなどの性的拷問を報告している。(183) 集団レイプ、殴打、いたずら、セクハラなどは、性的な倒錯行為を告発された女性がどこでも受ける扱いである。こうした監禁下の暴力は、医学的検査が行われなため探知されないままに終わる。

253. インドでは最近、留置状態であるとないつにかかわらず警察官による虐待の蔓延が注目を浴びている。これはこの種の虐待が広範に行われていることの悪い例であるといえる。1989年9月、ラジャスタニ州政府は警察官が50件にのぼるレイプ事件で裁判を受けていることを認めた。ニューデリーでは1990年1月1日から2月11までに起きた14件のレイプ事件に、12カ所の警察の警官20人が関与していたと報じられた。(184)

254. 予防拘禁法はますます警察官が合法的に罪を免れる手段となりつつある。インドの反テロリスト・破壊活動法、インドネシアの反破壊活動法、韓国の保安法、スリランカの

テロリズム防止法などはすべて、警察官が犯罪を犯す「可能性のある」人たちを裁判なしに不定期間拘留することを認めている。こうした立法は、警察官に文字どおりの広範な自由裁量権を与えるものであり、囚人の処遇を問題にできないという危険な空間をつくり出している。拘留期間の長さやきわめてあいまいな性格は、警察官によるレイプで妊娠して医療のケアを受けずに妊娠期間を過ごすことを強いられる可能性のある女性にとっては、特に脅威となる。

255. 世界の至るところで警察が売春や人身売買に加担していることも、監禁下の暴力にいくらかの責任がある。(185) 警察はしばしば売春宿に出入りし、ただで性的サービスを受けるために売春婦を拘留するぞとか本国送還するぞと脅すのである。タイへ売られてくる女性売春婦の売買に警察が関わっていることや、これらの女性が警察に虐待されていることは、アジアウオッチに豊富に記録されている。(186) アジアから中東に売られてくる女性も、警察署に訴えに來ただけで警察官からレイプや身体的暴行を受けている。(187)

(b) 立法措置

256. 国連は 1955 年、犯罪予防および犯罪者処遇に関する第一回会議で囚人の処遇に関する標準的最低規則を採択したが、全般的にこの規則に合致した刑法、刑務所法を定めている国は多い。だが、こうした法律が模範となっているとはいえない。監禁下の女性への暴力との関連では、バングラデシュの刑務所法は際立って推賞に値する。この法律の下では、囚人は男女別に分離され、男性警官は女性の留置場には入れない。女性が男性警官による取り調べを受ける際は、女性警官の同席を必要とする。このような保護措置があれば監禁下の女性への暴力は大場はに減らすことができる。インドの多くの州では、特に監禁下の女性を扱う特別留置場を作っているが、これは概して女性の人権擁護組織の圧力によってできたものである。ただし、この監房の条件そのものは改善されていない。

257. 国の法律を囚人の処遇に関する最低規則に合致したものにすることは、監禁下の女性への暴力を改善するための必要な一歩である。この規則では、男女の分離、裁判前の囚人と有罪判決を受けた囚人の分離を義務づけている。さらに、女性の囚人には女性警官の警護を必要とし、取り調べの際も少なくとも一人は女性警官を同席させるとしている。女性への虐待を早期に探知するために、この規則で述べられた医療的ケアや検査はぜひとも実施されるべきである。妊娠前と妊娠後のケアについても標準的最低規則は明確に規定している。

258. 拘留ないし収監されたすべての人の保護に関する原則は、1988年12月9日、国連総会の決議 43/173 によって採択されたものだが、ここでも監禁下における虐待の防止と探知についての規則が定められている。その他の国際的な関連文書として、拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱いまたは刑罰を禁止する条約（拷問禁止条約）、市民的政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の女性差別撤廃条約がある。

259. 国は拷問禁止条約の締約国となるよう促されなければならない。憲法の下で拷問からの保護を規定すべきである。これに加えて、女性囚人への虐待の告発を受けた当局者を訴追するため、国は積極的な役割を果たさなければならない。こうした当局者を国が守ることは、女性囚人への虐待事件がなくならないひとつの重要な要因である。特に国内紛争が存在する国では、警察や軍当局に広範な権限が与えられているところから、政府は権力濫用を防ぐためにいっそうの監視をすべきである。政府の要員と対決する主張が容易にできるようにすると共に、意味のある救済策を可能にする立法措置が、警察の職権濫用が起きているあらゆる国で取られるべきである。拷問からの自由という権利が擁護されるためには、司法制度で積極的に市民の権利を護る必要がある。

(c) 監禁下のレイプ

260. 国家の施設で起こる監禁下のレイプに関してインドで最近制定された法律では、犯罪の立証責任を移行させ、レイプの申し立てに国の側にそのような事実はなかったと証明する責任を負わせることになった。この劇的な立法措置はインドの多くの女性団体の要求に応えたものである。このような取り組みは、公益のために働く国の施設は非難を免れるべきであり、だからこそ国に監禁された女性の身の安全を保証するためには証拠のルールも変えられるとする考えに立っている。

2. 武力紛争状況での女性への暴力

(a) 総論

261. 内戦であれ国際紛争であれ武力紛争状況での女性や少女に対するレイプは、言うまでもなく国際的人権および人道法の重大な違反である。1949年の第4ジュネーブ条約は、「女性はその名誉に対するいかなる攻撃、とりわけレイプ、強制売春、または強制猥褻行為から守られなければならない」（24条）としている。第147条ではこの条約に対する重大な違反行為のリストの中に、「故意に大きな苦しみや身体や健康に重大な損傷を与えること」を含めている。国際赤十字委員会の解釈ではこれにはレイプも入る。(188) さらに

に、国際的人道法も人の身体的保全、尊厳と安全に対する暴力を禁じた規定の中で、女性に対する性的暴行を違法と定めている。この規定にはジュネーブ条約の共通第3条が含まれているが、そこで禁止されているのは「生命と人格に対する暴力」「残虐な取り扱い」「拷問」「個人の尊厳に対する侮辱」である。またジュネーブ条約の付属文書IIも含まれており、そこでは国際的ではない武力紛争下の保護に関連して、「個人の尊厳に対する侮辱、特に屈辱的かつ品位を傷つける取り扱い、レイプ、強制売春ならびに猥褻行為」をはっきりと禁じている。（第4.2(e)条）。

262. 1993年6月の世界人権会議で採択されたウィーン宣言と行動計画は以下のように述べている。

「武力紛争下での女性の人権侵害は国際的人権及び人道法の基本原則に対する侵害である。特定の殺人、組織的レイプ、性奴隷、強制妊娠を含むこの種の侵害はすべて、特別の有効な対応を必要とする」（第II項38節）。

263. レイプは女性や少女に対してもっとも広く使われている暴力であるとはいえ、戦争犯罪の中ではもっとも非難されることが少ないのである。歴史を通じて、世界のあらゆる地域でおびただしい数の女性や子どもたちがレイプされてきたというのが、冷酷な現実である。

264. 戦争犯罪の訴追という観点で、国際的レベルでは新しい動きが登場しつつあるように見える。国際的な専門家委員会や国際法廷の設置がそれである。特に旧ユーゴスラビアとルワンダの領土内で起きた残虐行為に対して、国際社会は以前よりも制度的対応を採択してきた。このような国際法廷の前例としてはニュルンベルグ国際軍事法廷と極東国際軍事法廷（東京裁判）がある。これら初期の国際裁判では戦争犯罪としてのレイプは問題にならなかったが、戦争犯罪に対して国際的訴追を行う前例を作ったのである。

265. 旧ユーゴスラビアの場合は、まず国連安保理が決議780号（1992年）に従って専門家委員会を設置し、ついで1991年以降旧ユーゴスラビア領土内で起きた国際人道法の重大な違反行為の責任者を訴追する国際法廷が開かれた。ルワンダの武力紛争の場合は、安保理決議935号（1994年）に従って、ルワンダでの国際的人道法違反を検証し分析するための専門家委員会が設置された。このような国際法廷は、女性への暴力という性を特定した戦争犯罪の申し立てを調査し、訴追する特別の努力を払うことが肝要である。

266. 旧ユーゴスラビアにおける国際的人道法違反に関する情報の取得と分析を委託された専門家委員会が、裁判なしの処刑、拷問その他の国際人道法違反とりわけ強制収容所での違反行為を調査したことに、本特別報告者は関心を抱いている。この調査では特にレイプや性的暴行の申し立てに重点が置かれた。

267. さらに、安保理決議 808 号（1993 年）の 2 項に従って出された事務総長報告は、旧ユーゴスラビアに対する国際法廷の法的権限について論じ、故意の殺人、拷問ないしレイプなどをきわめて重大な非人間的行為として使われる人類に対する犯罪として言及している。これらは国家、政治、人種、民族、宗教を理由にした民間人に対する広範な又は組織的な攻撃の一部として行われるものである。事務総長報告はまた、「旧ユーゴスラビア領土内の紛争では、こうした非人道的行為が「民族浄化」、および広範かつ組織的なレイプその他強制売春をふくむ性的暴行の形態をとっている」と述べている。(189) 国際的戦争犯罪の訴追という点で、最近のこうした展開は大いに歓迎すべきものである。

(b) 虐待の性質

268. 最近になって、武力紛争下での女性への暴力に関して包括的資料がまとめられている。旧ユーゴスラビアに関する国連の証拠文書はその中心的なものである。1993 年の春、欧州委員会の調査委員会は、ボスニア・ヘルツェゴビナでは女性への大規模レイプ、性的暴行が命令によって組織的に行われ、セルビア勢力の重要な戦略となっているとみなすべきだと述べた。加えて、初めて明かに性的拷問を意図した強制収容所が作られ、武力紛争下での女性への暴力がエスカレートしていることを否応なしに見せつけた。専門家委員会の最終報告では、5つのパターンのレイプと性的暴行を取り上げ、ボスニア・ヘルツェゴビナでは「これらのパターンが一定の地域での組織的なレイプ政策の存在を明白に示しており、・・・一部の党派による「民族浄化」、性的暴行、レイプは政策の産物であるとはっきり分かるほど組織的に行われている」とする結論が出されている。(190) 従って、レイプが民族浄化のもう一つの敵意を抱いた手段として、民族間の憎しみを増すために広く使われていることは明かである。

269. 1994 年 3 月、国連/米州機構のハイチ派遣団は、ハイチ女性に対するレイプの行使は容認できない人権侵害であると非難する新聞発表を行った。レイプは明かに政治的暴力とテロの不可欠の部分となっており、そこでは武装市民部隊、「アタッシュェ」、ハイチ向上・進歩戦線のメンバー、ハイチ軍兵士などすべてが関わっていた。(191)

270. ごく最近では、ルワンダの内戦の特徴として虐殺、生存者狩り、学校や教会への襲撃、女性や少女のレイプ、誘拐、子どもへの暴力がいずれも直接の証言に基づいて記録されている。詳細な状況の報告によれば、「兵隊や民兵は家や病院や難民キャンプを襲撃して、ツチ族の女性を探し回った。5歳の女の子までレイプされた。ナイフで切りつけられた直後にレイプされた女性や少女もいるし、時には公衆の面前で集団レイプされた女性たちもいる。妾や二人目の「妻」に取られた女性もいる。死を恐れて、生き延びるために服従した若い女性が多い」(192)

271. これに加えて、人権団体や NGO はこの他の戦時下の女性への暴力事件を包括的にまとめている。

- (a) 1971年のバングラデシュ内戦の折り、パキスタン兵士によるレイプの被害を受けた民間人女性と少女の数は20万に上った。(193)
- (b) ジャム・カシミールでは1992年だけで882人の女性がインド治安部隊に集団レイプされたと伝えられる。(194) カシミールの過激グループもまた、武装闘争の手段としてレイプを利用していると告発されている。
- (c) ペルーでは、共産党「輝ける道」と政府の反乱鎮圧部隊との紛争が続く中で、治安部隊による女性のレイプが日常的に行われている。(195)
- (d) ミャンマーでは1992年、政府軍がイスラム教のロヒンガ村で男たちを強制労働に狩りだした後、女性をレイプした。(196)

272. しかし、最近まで戦時下のレイプ問題について沈黙が続いたため、レイプには歴史的な意味がありジェンダー関係において構造的重要性をもつことは否定されてきた。戦時下のレイプは1992年になって初めて公に議論されるようになった。旧ユーゴスラビアの領土内で紛争当事者のすべての党派が、レイプや意図的妊娠などにより数千人の女性の人権を侵害したという報告が提出されたのである。

273. さらに、第二次世界大戦から50年経って日本軍に「従軍慰安婦」として利用された韓国人女性の生存者が初めて、沈黙を破って自分たちの体験を公に語り始めた。日本軍がいわゆる「軍慰安所」とよばれる売春宿で兵士たちの性奴隷として奉仕させるために強制的にリクルートした朝鮮人を中心とするアジア人女性は20万人に上ると推定される。

(c) 動機

274. この種の性的手段を用いた極端な女性への暴力の範囲を認識するために、戦時下のレイプの底にある動機をよく見る必要がある。また、戦争の武器として組織的かつ意図的なレイプの利用が世界中の女性への暴力をエスカレートさせている現在の状況の危険性も理解する必要がある。

275. レイプは暴力行使の道具として、おそらくは怒りの表現として使われている。(197) 罰したり威圧したり脅したり辱めたり品位を傷つけることが目的である。内戦下でのレイプを取り上げたある人権報告書はこう述べている。

「報告されたケースはしばしば、異物を膣や肛門に挿入する行為がその他性器や胸に電気ショックを与えるといた拷問と並んで行われている。また妊婦や未成年者のレイプ、警察官や治安部隊の隊員による集団レイプも多い。加害者が分からないように目隠しされてレイプされる場合もある。レイプを報告したらその当人や家族を殺すと言われることが普通である」(198)

276. これに加えて、男性の性的能力、男らしさ、性交能力と暴力の間に文化的、社会的つながりがあることも観察されている。特に集団レイプでは、加害者はたいてい女性に対してと自分自身に対して男らしさを証明しようとする。これは男性の権力が不安定になった状況で特にレイプが発生しやすくなる事実と合致する。こうした場合には、加害者の側がジェンダーのステレオタイプが侵害されたと理解することから、レイプが起こることもある。つまり、女性が抵抗運動やプロパガンダに参加して政治的に活動すると、男性に脅威を与えることから、容認されたジェンダーの境界を犯したことへの性的処罰としてレイプが加えられるのである。(199)

277. しかし、武力紛争下のレイプは、性的行為というよりむしろ攻撃行動と認識されているという意味で、性格的に根本的違いがあるかもしれない。被害者を辱め無力にすることが満足感を与えるのである。(200) 個々のレイプ事件は当然、紛争下でも平時と同様、性的満足を得たいという個人的動機で行われるのだが、大規模にしかも意図的なやり方で行われるレイプの証拠が増していることは、ここで分析しようとしている交戦中の一方が他方に対してもつ動機をさらに強めるものである。

278. 第二次大戦中の韓国であれ旧ユーゴの領土内であれ、武力紛争下のレイプには際立ったパターンが見られる。女性たちは軍事行動に先だって、自分の家や村の公共の場で略奪者や非戦闘員によって虐待されレイプされるのである。その目的はきたるべき軍事行動に対するいっさいの抵抗を抑止すること、反対勢力の息の根をとめ、無理矢理協力させることにある。軍が到着するやいなや、女性はレイプされ、時には殺され、さもなければ収容所に連行される。追放されている間も身体的虐待に耐えなければならない。収容所でも再び虐待され、敵兵の性奴隷として働かされ、その他の性的拷問、殴打や脅迫に耐えなければならないこともしばしばある。さらに、兵士や駐屯地の隊員、周辺の敵のコミュニティの住民を性的に楽しませるという目的だけで、ホテルやそれに類する施設に収容されたという報告もある。(201)

279. 村の住民を恐怖に陥れたり民族集団を追い出す方法としてレイプを利用するのも、この残虐行為の特徴である。武力紛争下での女性に対する残虐行為がエスカレートすると、強制妊娠や強制出産にいたる。女性を意図的に妊娠させた後、人工中絶ができなくなる時期まで収容するのだが、ここには犠牲者が属する民族集団を辱め、「血を薄める」という意図が働いている。

280. ある文化集団や民族集団の女性に対するレイプが、その集団そのものに対する象徴的レイプとして行われる場合もある。一つの社会や文化の基本的要素を破壊し(202)、「敵の男性に究極的屈辱」を与えるのである。(203) 男の名誉をかけた戦いで女性は犠牲者になる。女性の性的純粋性を守れないと、それは屈辱行為とみなされる。(204)

281. 敵の部隊によるレイプはますます戦争の宣伝にも使われている。これは時に数字のインフレを招く。自軍が犯したレイプ事件は過小評価し、敵軍の罪は誇張して宣伝することで、敵に対する憎しみと攻撃心をかきたてるのである。とはいえ、報告されたレイプ事件の数は正確であったためしはない。一般に報告することへの恐怖心が広がっている上に、レイプされると社会的レッテルが貼られてしまうからである。深い心の傷や罪悪感、恥の意識にともなって、夫や家族からはねつけられるという恐怖、自分や家族が仕返しされるのではないかという恐怖を抱くのである。

282. 裁判制度や国の法律とその有効性を信用していないとか、悪い記憶が（公に）目覚めることへの恐怖が沈黙の大きな理由となっていることも判明した。(205) 報告されたケースのほとんどで、司令官はなにもせずこうした行為を大目に見たのだが、主としてそ

れが不信感をつくりだしたのである。

283. 旧ユーゴスラビアの領土内の人権状況に関する特別報告者マゾウィエキ氏は、その報告の中で繰り返し、ボスニア・ヘルツェゴビナの場合自分は「軍人であれ政治家であれ、権力の座にある人の誰一人として、レイプを阻止しようとした人を知らない」と強調している。(206) 同様に、人権ウォッチが調査したペルーの内戦でも、政府は一貫して虐待を行った要員を訴追せず、法律が定める平等の保護を女性に保証していないことが明かにされている。(207)

(d) 免罪

284. 政府がこのようにレイプを非難し罰することをしないためにまさに、レイプは公然たる政治的認可を与えられ、他の性的拷問や虐待ともども軍事戦略の道具にもなれるのである。(208) 武力紛争の状況では、司法制度やメカニズムはある程度まったく機能しなくなる。これによって一定の無政府状態が生まれ、そこから生まれる結果の一つがレイプである。

285. 上述した免罪は、レイプに目をつぶる国家に対し女性が全く無力であることの証拠である。甚だしい人権侵害に対して誰も責任をとらず、加害者が罪を免れることが一般化しているところでは、女性はレイプから守られるすべを持たず、暴行された後も救済を求めるすべもないというのが悲しい現実である。

(e) 「従軍慰安婦」

286. 第二次大戦中の犠牲者である元「従軍慰安婦」が最近行った証言の中で取り上げているのも、まさにこの刑罰を免れているという問題に他ならない。(209)

287. 1932～1945年の間、日本帝国軍は植民地あるいは占領地域の女性を軍隊の性奴隷として使用するため、強制・口実を設けてないしは誘拐により、組織的に動員する方針を実施したと報告されている。その女性の多くは11歳から20歳の若い少女たちであった。

288. 「従軍慰安婦（コンフォート・ウーマン）」は「軍慰安所」で毎日、複数のレイプに耐えなければならなかった。この「慰安所」は軍によって厳しく規制され、中国東北部ないし満州、中国のその他の地域、フィリピン、朝鮮半島、オランダ東インド諸島、マレーシア、インドネシアといった地域に設置された。申し立てによると、兵士たちは民間の

売春宿よりむしろこの「従軍慰安婦」施設を使うよう司令官から勧められた。「兵士の精神を安定させ、士気を鼓舞するとともに性病感染から守ることが目的だった」。同時に村を攻撃している間、略奪や広範囲のレイプを阻止するための措置でもあった。(210)」

289. 罪と恥の意識をようやく克服して、レイプ被害者に貼られた社会的レッテルを乗り越え、しかも日本の公文書保管所で「従軍慰安婦」作戦に関する公式の証拠資料が発見されて初めて、少数の生存者がようやく発言するようになったのである。生存者の要求は以下のとおりである。(a) 日本政府はこの問題について所持している記録と情報を全て公開すること、(b) 日本が犯した罪を公式に謝罪すること、(c) 生存している被害者とその家族に当然の補償をすること、(d) 加害者を処罰すること。フィリピン人と韓国人の「従軍慰安婦」は日本政府に対する提訴も行っている。これらの要求は、戦時下における女性への暴力に対する国家の責任という点で、今後の行動の枠組みと理解できるだろう。

290. 1992年7月、日本の首相は日本軍が国営の売春宿という広大なネットワークの下で数万の女性を性奴隷にしたことを謝罪した。しかし、補償問題は依然として決着がつかない上に、国際的人道法以下で犯罪として認められてもいない。

291. 第二次大戦の終結からすでにほぼ50年を経ている。だが、この問題は過去の問題ではなく今日の問題として考えるべきである。武力紛争下での組織的レイプと性奴隷制の加害者を訴追するために、国際的レベルで法的先例となり得る重大な問題だからである。補償となし得る象徴的ジェスチャーがあれば、戦時下で暴力を受けた女性被害者にとって「補償」という救済手段を導入できるだろう。

292. 国際法の下で妥当な補償を受ける権利があることも認識されている。チョルゾウ工場の事例では、正確な損失額ははっきり決められない場合でも、雇用契約違反は支払い義務を求めることをはっきり確立した。(211) 人権および基本的自由を甚だしく侵害された被害者に対する損害賠償、補償、社会復帰に関する特別報告者T.バンボーベン氏はこう述べている。「不法な行動ないし不法な状況を償う手段として補償を行う義務は、国際法で明確に確立している原則である」(212)

3. 難民と避難民女性

(a) 総論

293. 世界中で 2000 万人が難民となっていると推定されるほか、国内避難民は 2400 万人に上るという推定もある。(213) 難民も国内避難民も迫害や人権侵害や人種紛争、軍事紛争の犠牲者である。彼らはなじみのある共同体文化の外で暮らし、なにもかもまったく異なる外国にいることも多い。言葉や人種や法的差別の壁にぶつかることも多く、身体的心理的安全が保証されていないことも少なくない。食料や医薬品、シェルター、水なども同様に手にいれることが困難だが、これは武力紛争や敵との戦いによる緊急事態のためでもある。(214) 難民には特別の保護が必要である。特に、強制送還や暴力的な襲撃、不当かつ長期的な拘留、国家や政府当局者による搾取から守られねばならない。

294. 難民人口のほぼ 80% は女性と子どもである。すべての難民に共通する恐怖や問題に加えて、女性や少女はジェンダーを根拠にした差別やジェンダーを特定する暴力と搾取にさらされやすい。自分たちが逃れてきたコミュニティの中で危険に直面するだけでなく、逃亡の途上でも保護を求める難民キャンプでも危険にさらされるのである。女性難民に搾取や暴力を加える男性の中には、軍人、入管担当者、盗賊や海賊集団、他の男性難民、敵対する人種集団などがある。国連難民高等弁務官事務所が集めたベトナムのボートピープルに関するデータでは、女性のボートピープルの 39% は海上で海賊に誘拐されたりレイプされている。(215)

295. 本来なら安全に身を守られる土台となるはずの家族構成も、難民となると根本的に変えられてしまうことが多い。家族との別れや死別によって、女性は世帯主にならざるを得ない。子どもを抱え、自分で稼いだ経験も全くない女性は、外部の扶養の構造に頼らざるを得ないため、搾取を受けやすくなる。逃亡の間やその後も家族がひとつでいられる場合でも、難民となる例外的状況によって「伝統的な男女関係のダイナミクスが変化してしまう。こうした変化から挫折感が生じ、家庭内暴力や抑鬱が増大する結果を招きかねない。(216) だが、こうした変化にもかかわらず、女性は引き続き家事の大半を受け、興味深いことに自分が持ってきた文化を守り、伝えていることが指摘されている。(217)

(b) 虐待の性質

296. 女性は迫害を受けて他の場所に庇護を求めるのであるが、その迫害は性的暴行や拷問の形を取ることが多い。(218) 逃亡した理由として難民があげるのは、女性の身の安全

を守るためだという。ある報告によれば、ケニアの難民キャンプでレイプされたと報じられたソマリアの女性難民のほぼ半数が、最初に難民になったのもレイプのためだったとしている。(219) 旧ユーゴスラビアでは迫害の手段としてレイプが使われている明らかな証拠がある。(220) こうした人権侵害の被害者は自分の経験を語りたがらないのは、特にこの文化でもレイプ被害者は社会的にレッテルをはられるし、とがめ立てされるためである。(221) 難民以外の人々との間でのレイプや性的暴行と同じく、難民女性に対する性的暴力の問題を詳細に伝える確固とした事実は非常に少ない。

297. 自分が属するコミュニティでのテロから逃れて難民となった女性や少女は、搾取、レイプ、誘拐、殺人の犠牲にされやすい。男性の家族と離ればなれになったり、幼い子どもを連れて旅をしている女性は特に性的搾取や巧妙な手口の的にされる。東南アジアで殺害や誘拐、レイプ、性的暴行などの海賊の襲撃に注目が集まっているのは、直接女性を襲うことが多いからである。船上の若い女性は海賊たちにレイプされ暴行される一方、他の乗客は無理矢理、傍観させられるのである。目撃者の話によると、ボートピープルは他の乗客の命と引き替えに身代金として少女や若い女性を差し出すよう強いられているという。タイ政府と UNHCR は 1982 年から 1991 年まで海賊行為防止プログラムを実施したが、その結果こうした攻撃を大幅に減らすことができた。しかし、海賊たちは目撃証言をさせないために、女性をレイプした後、船上の誰彼かまわす殺すという形で攻撃をさらに強めたのである。(222) 逃亡中の女性難民はまた、国境の監獄で数週間拘留され繰り返しレイプされたり、(223)誘拐されたり自分の意志に反して売春させられたと報告している。(224)

298. 性的暴行を受けたりレイプされるという恐怖感があっても、女性は難民キャンプをめざす。キャンプでの安全は概して満足できるものではなく、非常に悪い場合もある。女性は夜、共同トイレに行く途中や、夫や子どもの寝ているそばでレイプされることもある。ほとんどのキャンプは明かりもないし、夜のパトロールもめったにないか全く行われない。(225) ケニアのソマリア人キャンプではケニア人警察官による暴行もある。こうした暴行はゲリラ集団の攻撃の余波としていっそう残虐になる傾向がある。残虐行為のほとんどはゲリラ集団によるものと思われるが、彼らのコミュニティも難民に劣らず移動が激しく貧しい。男性の難民による攻撃もあるが、レイプ犯はめったに捕まらないため、その正体はたいてい不明である。(226)

299. 性的サービスと交換に保護すると言われて、搾取されたり操られることもある。子どものいる女性は特にこうした巧妙な手口にさらされやすい。母親に性的サービスをさせ

るために子どもを人質にとるというケースも報告されている。難民女性の身元を証明するものがないことが、彼女たちの問題をさらに深刻にしている。正しい証明書を取るための有効な手続きがないとか、書類が男性家長の手に握られている場合は、捨てられた女性や書類のない女性は、自分が避難先の国の合法的住民であることを証明することが非常に難しい。有効な書類が手に入れないため、女性難民は性的その他の搾取を受けやすいのである。

300. 特に成人した男性と一緒にいない難民女性に対する強制売春はいたるところで見られる。難民を抱える国の多くで、未成年者が売春に売られるという事件が報告されている。若い難民女性に対する性的目的の虐待の報告は、近年ますます増えつつある。

301. 医療や食料が手に入らないことも、難民女性や避難民女性が直面する大きな問題の一つである。食料を武器として使い、国際的人道組織による援助を阻む国もいくつか見られる。アンゴラでは、政府と反政府部隊の両方が避難民を意図的に飢えさせ、本来なら耕作可能な土地に地雷を埋めている。エチオピアやモザンビーク、スーダンでも同様の戦略が使われ、数万人の難民や避難民を死にいたらしめたが、多くの場合その圧倒的多数が女性と子どもである。食料その他の配給品特に医療サービスの差別的な提供はいたるところで見られる問題で、組織的な改善が求められている。

302. 国内避難民の女性は難民女性よりも虐待にさらされやすいのは、避難の原因を作った政府が同時に難民の身の安全と福祉に主たる責任も持っているためである。国内避難民の援助を明確に打ち出した国際機関はひとつもないが、国際赤十字委員会ならびに一部のNGO組織が積極的にこの問題に介入している。

303. 国連難民高等弁務官（UNHCR）も、ますます国内避難民の状況にかかわるようになっていく。UNHCRは国内避難民を援助する資格は一般的にはないが、国連事務総長やその資格のある主要機関からしばしば国内避難民のために介入するよう特別に要請されるのである。UNHCRによる国内避難民への関与は、難民の自発的な帰還という形を取ることが多く、帰還運動や社会復帰と再統合プログラムに難民と避難民の両方を帰還させる。これは難民と国内避難民を別個に扱う理由もなければそれが可能でもない場合である。

304. 女性はまた、ジェンダーを特定した差別的な規範や慣習から出てくる迫害にもさらされる。アムネスティ・インターナショナルは、ベールの下で口紅をつけているのが見つ

かった女性が公衆の面前でむち打ちの刑を受けたケースを報告している。不倫を理由にむち打ちその他の迫害を受ける女性もいるし、処女を失ったために殺された少女のケースも複数報告されている。(227) 難民の地位に関する条約の中では、社会規範を犯したゆえの迫害はとくに言及されていない。ジェンダーを特定した迫害が条約で取り上げられていないこととあいまって、心に深い傷を負った経験はなかなか語れないため、当局に対し難民の地位を守らせるという点で特別の問題が生じている。(228)

(c) 法的基準

305. 国際法も避難先の国の法律も難民女性の保護に適用される。難民の保護に関する基本的国際文書は、難民の地位条約（1951年）およびその議定書（1967年）である。国連難民高等弁務官には、難民に国際的保護を与え、彼らの問題に恒久的解決の道を求める責任が委ねられている。同条約の定義によれば、難民とは国籍、人種、宗教、特定の社会集団に属すること、または政治的意見により迫害を受ける十分な根拠がある人を言う。欧州議会は1984年、一見して社会規範に違反した結果、残酷な扱い、非人間的扱いを受ける女性を難民の地位を決定する特定の社会集団とみなすべきであると決定した。

306. UNHCRの常任委員会は、迫害の5つのカテゴリーの中にジェンダーも加わることを認め、さらに一定の状況下にある女性は「特定の社会集団」とみなされるべきであると認めている。高等弁務官プログラムの常任委員会は、難民女性と国際的保護に関する結論39号（1985年）で、主権を行使する国家は、自分の住む社会の慣行に違反して残酷な扱い、非人間的扱いに直面して庇護を求める女性を、「特定の社会集団」として解釈する自由があると認めている。

307. 1951年条約に加えて、すべての国際人権文書とメカニズムも難民女性を保護する。とりわけ女性差別撤廃条約と緊急かつ武力紛争下にある女性と子どもの保護に関する宣言、国際人権規約ならびに一般的なものとして世界人権宣言をあげることができる。子どもの権利条約も少女の人権を国際的に保護する文書である。

308. 避難先の国に到着した時点で、個々の女性がどのような法的地位を与えられるか、その国に住めるかどうか、どのような援助が期待できるかは一つにはその国の法律や政策による。発展途上国の多くでは難民に与えられる援助や保護は推定の域を出ず、先進国の場合は明白に多くの障害を越えなければならないことが指摘されている。

309. 難民女性に対する暴力はその国の法律で犯罪として罰せられる。だが、難民の状況には国際組織や非政府組織が大きく関わっているところから、政府は責任を放棄したり、実質を伴わない名目的な行動ですませる傾向がある。

310. UNHCR は難民女性が直面する問題の中心に保護があると指摘する。従って、本報告者は難民の女性や少女が逃亡中も難民キャンプでも暴力から確実に守られるように、以下の手段を提案したい。

- (a) 難民キャンプの警備と設計を全般的に改善する必要がある。明かりがないこと、トイレが遠いこと、プライバシーがないことなどいずれも女性にとって厳しく敵対的な状況をつくり出す。
- (b) 移動中の難民にとって訓練された女性担当者の存在はきわめて重要である。国境の検問所や拘留センター、難民キャンプに女性担当官を配属すべきである。
- (c) 女性と少女には医療サービスや女医、看護婦へのアクセスを広げるべきである。女性は主として家族の他のメンバーに医療ケアを行うだけでなく、医療機関を利用できれば、どのような保護が必要かを知る助けになる。
- (d) 難民キャンプで作られる組織に難民女性が参加するのは、問題に対処するプロセスを拡大し、自立や保護を促進する有効な手段である。食料その他の配給や、ヘルスケアの提供、帰還の決定などに女性がかかわるべきである。状況によって、UNHCR が女性を訓練して、レイプ被害者のカウンセラーとして働けるようにすることもある。加えて、所得確保のための能力を教えるプログラムも実施されている。売春をやるようになった難民は、それ以外に所得を得る方法はなかったと報告している。
- (e) すべての国家は、女性や子どもの難民に心身を問わず虐待を行ったと報じられる政府当局者や軍人を積極的に捜査し訴追しなければならない。公職にある者の行動に対する無関心は、難民であるが故の不均衡を永続化させるだけである。
- (f) 国内避難民の保護のために、UNHCR と目的を同じくする機関が設立されるべきである。
- (g) ジェンダーによって定義される集団を、迫害を受ける集団として合法化するための「特定の社会集団」に入ること認めるべきである。
- (h) 難民の女性と少女はどこに留まるかについて選択権を持つべきである。与えられたキャンプ内で脅威を感じている女性を安全なキャンプに移すため、有

効な手続きを設置する必要がある。本国に帰還するかあるいは第二の避難国に行くかを決める際も、女性と少女に選択権が与えられるべきである。

311. 特に国内避難民のニーズを満たすための国際文書はなにもない。だが、国内避難民となった女性は上記の国際的人権文書が保証する保護を受けることができる。国際人道法すなわち4つのジュネーブ条約（1949年）、2つの議定書（1966年）は、紛争ないし戦時下の法的保護を定めているところから、国内避難民のケースに適用できることが多い。

312. 難民はふるさとを遠く離れて何年間も、時には一生過ごす可能性がある。難民という立場には大変動や絶えざる不安がつきまとい、女性と少女の場合はさらに、そのジェンダーゆえにしばしば非常に辛い性的、暴力的虐待を受けるため状況はさらに悪化する。国境内で武力紛争に直面している国家は、国内避難民となった女性や少女の特別のニーズに注意を払わねばならない。女性や少女を難民として受け入れる国は、差別のない注意深い保護を提供しなければならない。

313. 先住民女性や少数集団に属する女性に対する暴力の問題は、国内や国際レベルの議論に取り上げられている。こうした女性は先住民ないし少数集団に属することと、女性であるという二重の差別を受けるのである。彼女たちの生命を左右するこの二重の暴力に挑戦するため、こうした女性を助ける特別プログラムを作る必要がある。

V. 結論と予備的勧告

314. この最初の報告で本特別報告者は、女性への暴力およびその原因と結果に関する全般的概論を示すことを意図した。これに続く報告では、家族内の暴力、コミュニティにおける暴力、国家による暴力についてそれぞれ具体的に扱うはずである。それぞれの報告には各領域での女性への暴力を根絶するための詳細な勧告も含まれるであろう。

315. だが、国家レベルでの予備的措置として、国は女性差別撤廃宣言に含まれる責任を果たすよう求められている。具体的には、以下が国に求められる責任である。

- (a) 女性への暴力を非難し、習慣や伝統や宗教の名を借りてそうした暴力を根絶する責務を回避しないこと。
- (b) 女性差別撤廃条約をいっさいの留保なしに批准すること。
- (c) 女性への暴力とたたかう国家行動計画を策定すること。
- (d) 暴力の被害者となった女性に有効な正義が行われるよう、法律や行政面でのメカニズムをつくるべく戦略を打ち出すこと。
- (e) 暴力の被害を受けた女性を助け、社会復帰を可能にするため特別の援助を保証すること。
- (f) 女性への暴力の問題に関し司法・警察当局者を訓練し意識を向上させること。
- (g) 女性への暴力を防止するような価値を植え付けるため教育課程を改善すること。
- (h) 女性への暴力に関する問題の研究調査を促進すること。
- (i) 女性への暴力の問題を国際的人権メカニズムへ適切に報告すること。

316. 国際的レベルでは、本特別報告者は改めて、ウィーン宣言と行動計画に含まれる呼びかけに人権と女性の権利を統合して人権の分野における国連行動の主流とするよう、また人権委員会が本報告書を 1995 年に北京で開かれる第 4 回世界女性会議に提出するよう要請する。

317. 最後に、本報告者は女性差別撤廃条約に選択的議定書を作成し、国内での救済策が使えなくなった時は個々人が誓願する権利を認めるよう促す。これによって暴力の被害者となった女性は、国際的人権文書を最後の拠り所として自らの権利を確立し保護されることが可能になるだろう。

Notes

1/ The Special Rapporteur would like to thank Ms. Tej Thapa, Ms. Natasha Balendra and Ms. Mala Dharmananda for their research assistance in the preparation of this report.

2/ For a discussion of this campaign see Women's Leadership Institute Report, Women, Violence and Human Rights, Center for Women's Global Leadership, Rutgers University, 1992. Also see Charlotte Bunch, "Women's rights as human rights: Toward a revision of human rights", in 12 Human Rights Quarterly, 486 (1990).

3/ For a discussion of the historical aspects of power relations, see Gerda Lerner, The Creation of Patriarchy, Oxford University Press, New York, 1986.

4/ Annie Bunting, "Theorizing women's cultural diversity in feminist international human rights strategies", in 20 Journal of Law and Society 6 (1993). Also, Radhika Coomaraswamy, "To bellow like a cow: women, ethnicity and the discourse of rights", in Rebecca Cook, ed., Human Rights of Women: National and International Perspectives (forthcoming 1994).

5/ See generally, A. Borchost, and B. Siim, "Women and the advanced welfare State - A new kind of patriarchal power" in A.S. Sassoon ed. Women and the State. The Shifting Boundaries between Public and Private, London, Hutchinson, 1987. Also see B. Friedan, The Feminine Mystique, Hammondsworth, Penguin, 1986; and D. Dahlerup, "Confusing concepts - confusing realities: A theoretical discussion of the patriarchal State" in Sasson, *ibid*.

6/ Middle East Watch, Women's Rights Project, Punishing the Victim: Rape and Mistreatment of Asian Maids in Kuwait, New York, August 1992.

7/ David Levinson, Family Violence in Cross Cultural Perspective, Newbury Park, Sage, 1989.

8/ See Isabella Bakker ed. The Strategic Silence, Gender and Economic Policy, London, Zed, 1994. Also see Susan Bullock, Women and Work, London, Zed, 1994; S.P. Joekas, Women and the World Economy, New York, Oxford, 1987 and United Nations Centre for Transnational Corporations, Women Workers in Multinational Corporations in Developing Countries, UNCTC, Geneva, ILO, 1985.

9/ N. Chodorow, The Reproduction of Mothering. Psychoanalysis and the Sociology of Gender, Berkeley, University of California Press, 1978.

- 10/ See Maria Mies and Vandana Shiva, Ecofeminism, London, Zed, 1994.
- 11/ See, for example, Carol Aloysius, "Working women need protection from sexual harassment", Sri Lanka, Sunday Observer, 23 May 1993.
- 12/ G. Corea et al, Man-Made Woman. How New Reproductive Technologies Affect Women, London, Hutchinson, 1985. See also, M. Stanworth ed. Reproductive Technologies, Oxford, Polity Press, 1987.
- 13/ See G. Lerner, op. cit.,; also L. Irigary, "This sex which is not one" in S. Gunew ed., A Reader in Feminist Knowledge, London, Rutledge, 1991.
- 14/ See Gayatri Spivak, "Feminism and deconstruction, again" in Teresa Brennan ed., Between Feminism and Psychoanalysis, London, Methuen, 1989.
- 15/ See S. Brownmiller, Against Our Will, Hammondsworth, Penguin, 1977. See also S. Firestone, The Dialectic of Sex, London Women's Press, 1979.
- 16/ See Lerner, op. cit., chap. 5.
- 17/ See Laura Moghaizel, "The Arab and the Mediterranean world: Legislation towards crimes of honour" in M. Schuler ed., Empowerment and the Law: Strategies of Third World Women, Washington D.C., OEF, 1986.
- 18/ See S. Brownmiller, op. cit.
- 19/ See S. Brownmiller op. cit.; also G. Lerner, op. cit.
- 20/ Naomi Wolf, The Beauty Myth, New York, William Morrow, 1991.
- 21/ See Linda Bell, Rethinking Ethics in the Midst of Violence, Lanham, Rowman and Littlefield, 1993. See also C. Gilligan, In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development, Cambridge, Harvard University Press, 1982.
- 22/ General Assembly resolution 48/104.
- 23/ D.L. Eck and D. Jain, Speaking of Faith: Cross Cultural Perspectives on Women, Religion and Social Change, New Delhi, Kali, 1986.
- 24/ See, for example, A. Sen, "More than 100 million women are missing" in New York Review of Books, 20 December 1990, or A. El-Dareer, Women, Why Do You Weep? Circumcision and its Consequences, London, Zed, 1982 or M. Kishwar, "Dowry deaths, the real murders", Indian Times, 9 April 1989.
- 25/ See A. Dworkin, Pornography: Men Possessing Women, London, Women's Press, 1981. Also C. MacKinnon, "Sexuality, pornography and method: Pleasure under patriarchy", in Ethics, Vol. 99, No 2.

26/ See C. Pateman, "Feminist critiques of the public/private dichotomy" in A. Phillips ed. Feminism and Equality, Oxford, Basil Blackwell, 1986.

27/ See David Levinson, op. cit.

28/ W. Reich, The Mass Psychology of Fascism, Hammondsworth, Pelican, reprint 1972.

29/ See Dorothy Q. Thomas and Michele E. Beasley Esq, op. cit. Also see Kenneth Roth, "Domestic violence as an international human rights issue", in Rebecca Cook, ed. Human Rights of Women: National and International Perspectives (forthcoming 1994).

30/ See Pan American Health Organization. Also, see United Nations, Division for the Advancement of Women, Department of Policy Coordination and Sustainable Development, Report of the Expert Group Meeting on Measures to Eradicate Violence against Women (MAV/1993/1), New York, 1993. Also see Jane Francis Connors, Violence against Women in the Family (ST/CSDHA/2), New York, United Nations, 1989.

31/ Women - Challenges to the Year 2000, (United Nations publication, Sales No. E.91.I.21). Also see Jane Francis Connors, op. cit.

32/ See Roxanne Carillo, Battered Dreams: Violence Against Women as an Obstacle for Development, New York, UNIFEM, Sales publication No. WE 011, 1992.

33/ Ibid., p. 5.

34/ Women - Challenges to the Year 2000, op. cit.

35/ See Hilary Charlesworth, Christine Chinkin and Shelley Wright, "Feminist approaches to international law", Am J. Int L 85 (1991) 613 and Andrew Byrnes, "Women, Feminism and International Human Rights Law-Methodological Myopia, Fundamental Flaw or Meaningful Marginalisation", 12 Aust YB Int'l 205 (1992). Also see Rebecca J. Cook, "Women's international human rights - A bibliography", in 24 N.Y.U.J Int'l and Pol. 857 (1992).

36/ Committee on the Elimination of Violence against Women, Eleventh session, General recommendation 19 (CEDAW/C/1992/L.1/Add.15).

37/ Rebecca J. Cook, "State responsibility for violation of women's human rights", in 7 Harvard Human Rights Journal, 1994, 125, p. 166.

38/ See Moore, Int. Arb. 495 (1872). For discussion of this issue with regard to women's rights, see Rebecca J. Cook, op. cit. and Dorothy Q. Thomas and Michelle E. Beasley Esq, "Domestic violence as a human rights issue", in Human Rights Quarterly, 1993, 15, pp. 36-62.

39/ Valesquez Rodriquez Case Honduras, 4 Inter.Am.Ct. HR (Ser.C.), 1988.

40/ See Dorothy Q. Thomas and Michele E. Beasley Esq., op. cit. Also see Kenneth Roth, "Domestic violence as an international human rights issue, in Rebecca Cook, ed. Human Rights of Women: National and International Perspectives (forthcoming 1994).

41/ See Dorothy Q. Thomas and Michele E. Beasley, op. cit.

42/ Rebecca J. Cook, op. cit., p. 166.

43/ Jane Francis Connors, op. cit., (note 30), p. 14.

44/ Ibid, p. 26.

45/ Ibid.

46/ Ibid., p. 27.

47/ Ibid., p. 28.

48/ Dobash and Dobash, Violence against Wives, Scottish Home and Health Department, p. 15.

49/ Criminal Statistics, 1982, England and Wales, Cmnd. 9048, London, HM Stationery Office, Table 4.4; E. Gibson and S. Klein, Murder (1957-1968), Home Office Research Study No. 3, London, HM Stationery Office, 1969.

50/ H. von Hentig, The Criminal and His Victim, New Haven, Connecticut, Shoe String, 1948. M. E. Wolfgang, Patterns in Criminal Homicide, Philadelphia, University of Pennsylvania, 1958.

51/ Criminal Statistics, England and Wales, 1980, Cmnd. 8376, London, HM Stationery Office, Table 2.5.

52/ I. Shamin, Case study from Bangladesh, Dhaka, University of Dhaka, Department of Sociology, 1987.

53/ APDC, Asia and Pacific Women's Resource and Action Series, Law, Kuala Lumpur, Asia Pacific Development Corporation, 1993, p. 17.

54/ Ibid., p. 15.

55/ Ibid.

56/ S. Deraniyagala, "An investigation into the incidence and causes of domestic violence in Colombo, Sri Lanka", Women in Need, Colombo, 1992.

57/ W. Blackstone, Commentaries on the Laws of England, 1775.

58/ Bradley v State, 2 Miss. 156 1824, p. 158.

59/ Cases on conjugal duty. Also see Human Rights Watch women's rights project, Criminal Injustice, Violence against Women in Brazil, Human Rights Watch, New York, 1991.

60/ Minneapolis Domestic Violence Experiment. Also see "Developments in the Law - Legal responses to domestic violence", 106 Harvard Law Review, 1993, p. 1523.

61/ See Confronting Violence. A Manual for Commonwealth Action, Women and Development Programme, Human Resource Development Group, Commonwealth Secretariat, London, June 1992.

62/ Justices Act section 1959 (Tas) 106F; Crimes Act 1900 (NSW: Act) section 349A; Crimes Act (NSW) section 375F.

63/ See Confronting Violence ... op. cit.

64/ Bail Act 1978 (NSW) section 37; Bail Act 1980 (Qld); Bail Act 1985 (SA) section 11; Bail Act 1982 (WA); Domestic Violence Ordinance 1986 (ACT) section 24.

65/ Sheelagh Stewart, "Working the system: Sensitizing the police to the plight of women", in M. Schuler, Freedom from Violence, Women, Law and Development, OEF (Overseas Educational Fund) International, 1992.

66/ L. Eluf, "A new approach to law enforcement: The special women's police station", in M. Schuler, Freedom From Violence, op. cit.

67/ See Confronting Violence ..., op. cit., p. 26.

68/ L. Heise and J. R. Chapman "Reflections on a movement: The U.S. battle against woman abuse", in M. Schuler, Freedom from Violence, op. cit.

69/ Crimes Act 1990 (NSW) Part XVA; De Facto Relationships Act 1959 (Tas) section 106; Domestic Violence Ordinance 1986 (ACT); Justices Amendment Act (No. 2) 1988 (NT) sections. 99-100.

70/ Australia, Family Law Act, 1975 sections. 114, 70C; Hong Kong, Domestic Violence Order, 1986; Jamaica, Matrimonial Causes Act 1989, section 10; United Kingdom, Matrimonial Homes Act, 1983, Domestic Proceedings and Magistrates Court Act, 1978, etc.

71/ See "Developments in the law - Legal responses to domestic violence", 106 Harvard Law Review, 1993, p. 1531.

72/ Sheelagh Srewert, "Working the system: Sensitizing the police to the plight of women", in M. Schuler, Freedom from Violence, op. cit.

73/ Z. Eisikovits and J. Edleson, Intervening with Men who Batter: A Critical Review of the Literature. Social Sciences Review, 1989.

74/ N. Gonzalez, "A new concept of mediation: An interdisciplinary approach to domestic violence", in M. Schuler, op. cit.

75/ See Confronting Violence. A Manual for Commonwealth Action, Women and Development Programme, Human Resource Development Group, Commonwealth Secretariat, London, June 1992, p. 43.

76/ Ibid.

77/ Ibid.

78/ Ibid.

79/ F. Hosken, "General and sexual mutilation of females", in WIN News, Lexington, January 1994.

80/ Final report of the Special Rapporteur on traditional practices affecting the health of women and children, Mrs. Halima Embarek Warzazi, (E/CN.4/Sub.2/1991/6), para. 11.

81/ World Health Organization, Division of Family Health, Female Genital Mutilation - the Practice, Geneva, WHO, July 1994.

82/ E/CN.4/Sub.2/1991/6. para. 13.

83/ Ibid.

84/ Roxanne Carillo, op. cit. (note 32).

85/ WHO, 1985, Offset Publication No. 90, Women, Health and Development.

86/ APDC, op. cit. (note 53).

87/ UNICEF South Asia Regional Office, Kathmandu, Working Papers presented to the Second United Nations Regional Seminar on Harmful Traditional Practices affecting the Health of Women and Children, Colombo, 1994 (E/CN.4/Sub.2/1994/10).

88/ Ibid.

89/ Criminal law (Amendment) Act 1983 - amending section 30YB Penal Code. 1860.

90/ WHO, 1985, op. cit.

91/ Final report of the Special Rapporteur on traditional practices ..., op. cit. (note 80).

92/ The Commission of Sati (Prevention) Act of 1987, New Delhi.

93/ Human Rights Watch Women's Project, "Matter of power - State control of women's virginity in Turkey", June 1994.

94/ See Kate Millet, Politics, New York, Virago Press; and Susan Brownmiller, Against Our Will, London, Penguin.

95/ Catherine Mackinnon, "Sexuality, pornography, and method, Pleasure under patriarchy", in Ethnic 1989, vol. 99, No. 2.

96/ Token Gestures: Women's Human Rights and UN Reporting: The UN Special Rapporteur on Torture, International Human Rights Law Group, Washington, D.C., June 1993.

97/ Human Rights Watch Women's Rights Project, Criminal Justice, Violence against Women in Brazil, New York, 1991.

98/ See I. Fernandez, "Mobilizing on all fronts: A comprehensive strategy to end violence against women", in M. Schuler, Freedom from Violence, Women, Law and Development, OEF International, 1992.

99/ See Confronting Violence: A Manual for Commonwealth Action, Women and Development Programme, Human Resource Development Group, Commonwealth Secretariat, London, June 1992.

100/ See, for example, Elizabeth Shrader Cox, "Developing strategies: Efforts to eradicate violence against women", in M. Schuler, Freedom From Violence, Women, Law and Development, OEF International, 1992.

101/ See I. Fernandez, op. cit.

102/ South Australia Criminal Law Consolidation Act, 1976, section 3.

103/ Victoria, Crimes Act 1958, section 2A(1); NSW, Crimes Act 1900, section 61A; New Zealand, Crimes Act 1961, section 128.

104/ Crimes Act 1900 (New South Wales) section 61A(4); Crimes Act 1958 (Victoria) section 62(2); Criminal Code (Queensland) section 347; Criminal Code (Tasmania) section 185; Criminal Code (Canada) section 246.8; Crimes Act 1961 (New Zealand) section 124(4). Scotland: HM Advocate v Duffy (1982) SCCR 182; Stallard v HM Advocate (1989) SCCR 248. Wales; R v R (1991) 141 NLJ 383.

105/ Confronting Violence: A Manual for Commonwealth Action, Commonwealth Secretariat, 1987.

- 106/ Criminal Law (Amendment) Act 1983.
- 107/ Crimes Act 1961 section 129A (NA).
- 108/ Crimes Act 1900 section 65A (NSW).
- 109/ A. Jahagirt and H. Jilani, The Hudood Ordinance: A Divine Sanction, Lahore, Rhodas Book, 1990.
- 110/ Criminal Code section 246.4.
- 111/ Criminal Code section 246.
- 112/ Crimes Act 1900 section 409B.
- 113/ Billam Case (1986) 1 All ER 985.
- 114/ New Zealand, Victims of Offences Act 1987 section 8.
- 115/ Howard League Working Party, Unlawful Sex, Waterlow, 1985, pp. 104-106.
- 116/ See I. Fernandez, "Mobilizing on all fronts: A comprehensive strategy to end violence against women", M. Schuler, Freedom from Violence, Women, Law and Development, OEF International, 1992.
- 117/ See Confronting Violence: A Manual for Commonwealth Action, Commonwealth Secretariat, June 1992, p.110.
- 118/ Measures to Combat Sexual Harassment at the Workplace: Action Taken in the Member States of the European Community, European Parliament, Directorate General for Research, Division for Budgetary and Cultural Affairs and Comparative Law, Luxembourg, January 1994, p. 23.
- 119/ Indian Penal Code, section 509; see also Southern Nigeria, Penal Code, section 360; Botswana, Penal Code, section 143; Singapore, Penal Code, sections 354 and 354A.
- 120/ Delhi, Prohibition of Eve Teasing Bill, reported in Women's International Network News, Summer, vol. 0, No. 3, 1984.
- 121/ For example, Strathclyde Regional Council v Porcelli (1986) IRLR 134; Wileman v Milenic Engineering Ltd (1988) IRLR 144.
- 122/ Title VII of the 1964 Civil Rights Act, article 703.
- 123/ Barnes v Costle.

124/ Henison v City of Dundee, 1982.

125/ Bundy v Jackson, 1982.

126/ For example, Employment Protection (Consolidation) Act (UK), 1978.

127/ Law No. 2112 on termination of employment dated 11 March 1920, as amended on 17 October 1953.

128/ Cass, Plen, Ass. 13/87 Jur. Trib. 36; 78 (Decision 13/87).

129/ Article 40(2) of Order in Council No. 49,408; Regime Juridico do Contrato Individual de Trabalho, Order in Council No. 49,408 of 24 November 1969.

130/ Measures to Combat Sexual Harassment at the Workplace: Action Taken in the Member States of the European Community, European Parliament, Directorate General for Research, Division for Budgetary and Cultural Affairs and Comparative Law, Luxembourg, January 1994, pp. 24-25.

131/ See Confronting Violence. A Manual for Commonwealth Action, Commonwealth Secretariat, June 1992, p. 113.

132/ Ibid.

133/ Measures to Combat Sexual Harassment at the Workplace: Action Taken in the Member States of the European Community, European Parliament, Directorate General for Research, Division for Budgetary and Cultural Affairs and Comparative Law, Luxembourg, January 1994, p.56.

134/ See Confronting Violence, op. cit., p. 114.

135/ Ibid.

136/ At the First and Second World Whores Conference (Amsterdam 1986 and Brussels 1987, respectively), the concerns of prostitutes in developed countries were distinctly different from those of feminist organizations representing third world prostitutes. The Third World groups were concerned with issues of exploitation and systemic power imbalances; the Western groups were concerned with issues of personal autonomy and morality.

137/ Newsweek, 29 June 1992.

138/ This does not apply to women held in debt bondage or other kinds of forced prostitution.

139/ United Nations, Economic and Social Council for Asia and the Pacific, 1986. See also Heishoo Shin, "Women's sexual services and economic development", October 1991, Ph.D thesis, unpublished.

140/ One writer has estimated that sex is the most valuable subsector of the annual US\$ 3 billion tourist industry in Thailand. See, Steven Schlosstein, Asia's New Little Dragons, Chicago, Contemporary Books, 1991. While writers such as Schlosstein, Enloe and Truong have emphasized the growth of tourism as a chief instigator of the increase in the CSW population worldwide, it should be noted that the local demand for prostitutes in most countries is greater than the foreign demand. The sex tourist generates more income than the local commercial sex client per CSW contact, but the volume in client numbers is greater in the local population. See, A Modern Form of Slavery, Asia Watch.

Cynthia Enloe in Does Khaki Become You? (London, Pandora Books, 1988) points to a direct correlation between an increase in military presence in a population and a dramatic rise in prostitution in the same population. Military bases notoriously incorporate prostitution into the "rest and recreation" culture for soldiers. The role of Governments in helping military bases procure prostitutes is not an innocent one.

141/ See, "In pursuit of an illusion: Thai women in Europe", Women's Information Centre/Foundation for Women, Bangkok, 1988, No. 96.

142/ The abuse of prostitutes while in detention is in direct contravention of the Minimum Standards on the Treatment of Prisoners.

143/ Stigma does not necessarily attach to prostitution everywhere. Certain African countries are known to have very liberal postures towards prostitution: women move in and out of prostitution in an autonomous manner, with the full knowledge of their families and communities. There are communities in Nepal and India which condone prostitution as an income-generating activity to such an extent that they have developed well-established rituals to reconstitute the virginity of a prostitute when she retires and gets married. The prostitute, at the end of the ceremonial rites, regains not just her virginity but communal respect.

144/ Newsweek, 29 June 1992.

145/ Thanh-Dam Truong, Sex, Money and Prostitution in South East Asia, London, Zed Books, 1990.

146/ The WHO Guidelines expressly require consent from a person before any medical intrusion is made upon the person's body.

147/ Brothel owners are known to sell a woman's virginity several times over. The prices clients pay for a virgin is usually very high and the misrepresentation is motivated by lucrative concerns. A Modern Form of Slavery: Trafficking of Burmese Women and Girls into Brothels in Thailand, New York, Human Rights Watch, 1993.

148/ From Thailand to the Netherlands, police and other officials have claimed that incidents of rape would increase if men could not satisfy their needs through prostitutes. Under this reckoning (for which there appears to be absolutely no proof), the chaste woman should be grateful that her husband visits prostitutes and thus does not rape her or other chaste women.

149/ Khin Titisa, Providence and Prostitution, International Reports: Women and Society Series, London, 1990.

150/ A Modern Form of Slavery, op. cit. (note 147). Women and girls are also trafficked from China and other parts of the world into Thailand. While recent focus with regard to trafficking has been on Thailand, the Philippines and the Republic of Korea, trafficking in women is not confined to these countries. It is estimated that 200,000 women have been trafficked from Nepal to India. Women are trafficked from Bangladesh into Pakistan, from South Asia and South-East Asia into Europe and from South America into Europe and North America.

151/ If a prostitute becomes pregnant while in the brothel, she must either have a forced (and in Thailand, illegal) abortion or, if she carries the child to term, the child is usually sold by the brothel owner without the woman's consent or knowledge.

152/ Some of the abuses cited in this report are specific to the particularly oppressive regime in Myanmar. Asia Watch notes that even when sex workers from Myanmar are deported back to that country, the Government of Myanmar has been known to refuse re-entry for those who are not ethnically Burmese, and that the Government of Thailand has been complicitous in this explicitly racist practice. The Government of Myanmar also actively prosecutes women who were trafficked against their will upon re-entry into Myanmar.

153/ In Peru, for example, where prostitution is legal but heavily regulated, most prostitutes do not register as required, preferring to work illegally in spite of the fact that they are then subject to greater police harassment.

154/ Report of the Special Rapporteur on the sale of children, child prostitution and pornography to the General Assembly at its forty-ninth session.

155/ Patricia Weinert, Foreign Female Domestic Workers: Help Wanted, Geneva, ILO, March 1991.

156/ Advancement of women: violence against migrant women workers, Report of the Secretary-General, (A/49/354).

157/ Eelens and Speckman, International Migration Review, XXIV, No. 2, Summer 1990, p. 229.

158/ See Jan Bremen, Of Peasants, Migrants and Paupers, Oxford, Clarendon Press, 1985

159/ See Weinert, op. cit.

160/ See A/49/354 (note 156).

161/ Punishing the Victim, Middle East Watch, August 1992.

162/ Ibid.

163/ Ibid. It should be noted that lack of adequate medical care is an acute problem among migrant women, especially those facing abuse.

164/ Ibid.

165/ The pernicious role that these unregulated recruitment agencies play deserves mention. Women recruited through these agencies are charged an exorbitant recruitment fee, with a debt interest of 15 to 30 per cent. Women who were under the impression that they were hired for domestic or factory help have realized too late that they were being trafficked for prostitution instead. The base contracts which govern a migrant woman's working conditions are negotiated by the recruitment agencies; the woman herself is left out of the negotiating process and remains in the dark as to the terms she has signed onto.

166/ Such administrative organizations could be charged with developing a standardized contract which must be used by all recruitment agencies.

167/ A tax of 1 per cent on all remittances repatriated by migrant women has been recommended by the Sri Lankan Women's Chamber of Industry and Commerce to create a fund for the purpose of helping migrant women who seek help while abroad.

168/ The following ILO conventions and standards are particularly relevant in this context: Forty Hour Week Convention and Reduction of Hours of Work Recommendation (limiting the hours of work to 40 per week, and requiring that overtime be compensated); Protection of Wages Convention and Recommendation (requiring contracts with specified wages and other terms); Weekly Rest (Industry) Convention (requiring at least one rest day per week, with the express provision that such rest day should coincide with the rest day observed by other workers). The other international instruments which should be mobilized to provide protection for migrant women are the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, and the International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families.

169/ C. Mackinnon, "Pornography, civil rights and speech", in 20 Harvard Civil Rights-Civil Liberties Law Review 1985, pp. 1-70.

170/ Ibid.

171/ See, for instance, D. Zillman, Connections Between Sex and Aggression, Donnerstein and Berkowitz, 1984; "Reactions in aggressive erotic films as a factor of violence against women", Social Psychology, 1981, pp. 710-724. Malmuth and Check, "The effects of mass media exposure on acceptance of violence against women: A field experiment", J. Research Personality, 1981, 15, pp. 436-446.

172/ The Williams Committee on Obscenity and Film Censorship, London, 1979, p. 103.

173/ C. Mackinnon, op. cit.

174/ Horne & McIntosh v. Press Clough Joint Venture and Metals and Engineering Workers Union, Equal Opportunity Tribunal, Western Australia, 1994.

175/ See report of the Working Group on Contemporary Forms of Slavery on its nineteenth session (E/CN.4/Sub.2/1994/33) and interim report of the Special Rapporteur on the sale of children, child prostitution and child pornography to the General Assembly at its forty-ninth session (A/49/478).

176/ Military abuse of power is unchecked in large part because the mandate the military is given in national security crises is itself very broad. The rise in recent years of "disappearances" as a military strategy against allegedly subversive persons is a compelling example of the untethered powers allowed military forces.

177/ Torture, 1:92, vol. 2, 1992, IRTC, Copenhagen.

178/ Double Jeopardy: Police Abuse of Women in Pakistan, Asia Watch, Women's Rights Project, New York, 1992, p. 44.

179/ Disappearances and Political Killings, London, Amnesty International, 1994.

180/ A. Jahangir and H. Jilani, The Hudood Ordinances: A Divine Sanction, Lahore, Rhotas Books, 1990.

181/ Double Jeopardy, op. cit. Amnesty International and the U.S. State Department country reports both confirm regular torture and rape of women detainees in Pakistan.

182/ See Jahangir and Jilani, op. cit. Men are subject to trial for violation of the Hudood Ordinances also, but the larger percentage of those charged are women.

183/ Double Jeopardy ..., op. cit. Police in Pakistan notoriously refuse to register complaints of rape.

184/ Cited in India: Torture, Rape and Deaths in Custody, London, Amnesty International, 1992.

185/ A discussion of custodial violence against women must address the fact that abuse of women by police occurs in non-custodial settings also. The psychological and physical conditions are such, however, that they are tantamount to official custody.

186/ A Modern Form of Slavery, op. cit. (see note 147).

187/ See Middle East Watch Womens Rights Project, Punishing the Victim: Rape and Mistreatment of Asian Maids in Kuwait, New York, August 1992.

188/ Dorothy Q. Thomas and Regan E. Ralph, "Rape in war, challenging the tradition of impunity", in SAIS Review, 1994, p. 81.

189/ Report of the Secretary-General pursuant to paragraph 2 of Security Council resolution 808 (1993) (S/25704), paragraph 48.

190/ Letter dated 24 May 1994 from the Secretary-General to the President of the Security Council and annex (Final report of the Commission of Experts established pursuant to Security Council resolution 780 (1992)) (S/1994/674).

191/ United Nations/OAS International Civilian Mission in Haiti, Press release, Port-au-Prince, 21 March 1994. The High Commissioner for Human Rights and the Special Rapporteur have received a petition from the Catholic Women's Community of Germany (Katholische Frauengemeinschaft Deutschlands) containing approximately 2,000 signatures against the practice of systematic rape of women and children in Haiti. The signatories also demand the documentation of rapes in Haiti, the prosecution of perpetrators and an end to impunity, and protection and assistance for women victims of rape, reiteration of rape as a war crime in international agreements, the recognition of gender-specific reasons such as rape, as a basis for the right to seek asylum, the establishment of an international criminal court and the recognition of rape as an international crime in an international criminal code.

192/ African Rights, Rwanda: Death, Despair and Defiance, London, 1994.

193/ Ruth Seifert, War and Rape: Analytical Approaches, Women's International League for Peace and Freedom, Switzerland, April 1993, p. 12. See also Dorothy Q. Thomas and Regan E. Ralph, "Rape ..." loc. cit., p. 81.

194/ Asia Watch, The Human Rights Crisis in Kashmir: A Pattern of Impunity, Human Rights Watch, New York, 1993, p. 103.

195/ Human Rights Watch/Americas, Untold Terror: Violence against Women in Peru's Armed Conflict, New York, December 1992, p. 2.

196/ Asia Watch, Myanmar: Rape, Forced Labour and Religious Persecution in Northern Arakan, New York, Human Rights Watch, 1992.

197/ Ruth Seifert, 1993, op. cit., p. 2.

198/ Human Rights Watch/Americas, op. cit.

199/ Ibid., p. 18.

200/ Ruth Seifert, "Mass rapes: Their logic in Bosnia-Herzegovina and elsewhere", in Women's Studies International Forum, Spring 1995 (forthcoming), p. 2.

201/ S/1994/674, paragraph 249.

202/ Ruth Seifert (1995), op. cit., p. 7.

203/ Various sources, including Asia Watch, The Crisis in Kashmir, A Pattern of Impunity, New York, Human Rights Watch, 1993.

204/ Dorothy Q. Thomas, op. cit., p. 89.

205/ Rape and abuse of women in the territory of the former Yugoslavia, Report of the Secretary-General (E/CN.4/1994/5), 30 June 1993.

206/ E/CN.4/1993/50, para. 260.

207/ Human Rights Watch/Americas, op. cit. (note 195).

208/ J. Vickers, Women and War, London, Zed Books, 1993, p. 21.

209/ For a detailed study see Karen Parker and Jennifer F. Chew "Compensation for Japan's WW II war rape victims", in Hastings International and Comparative Review, Vol. 17, No.3, Spring 1994.

210/ Paper prepared by the non-governmental organization Korean Women Drafted for Military Sexual Slavery by Japan, Seoul, August 1994.

211/ 1928 PCIJ, p. 29.

212/ E/CN.4/Sub.2/1990/10, para. 33.

213/ See Seeking Refuge, Finding Terror: Widespread Rape of Somali Women in North Eastern Kenya, Africa Watch, 1993; also Susan Forbes Martin, Refugee Women, Women and World Development Series, London, Zed Books, 1991. Although the Special Rapporteur refers to refugee women, it should be pointed out that the nature and extent of the abuse faced by refugee women is not always distinct from the abuse faced by refugee girls. Accounts of the rape of 4-year-old girls are as common as accounts of the rape of 40-year-old women.

214/ Malnutrition is the principal cause of mortality in refugee camps.

215/ Richard Mollica and Linda Son, "Cultural dimensions in treatment and evaluation of sexual trauma: An overview", in Psychiatric Clinics of North America, 1989, 12(2):363-379.

216/ Susan Forbes Martin, Refugee Women, op. cit. Child and spouse abandonment by men in refugee camps is not an infrequent phenomenon.

217/ Ibid. The author cites, for example, the Afghan refugee camps in Afghanistan where the use of purdah has been intensified, affecting even those groups of Afghan women who did not practise purdah while in Afghanistan.

218/ One study notes that sexual torture can consist of, inter alia, "rape of women by specially trained dogs, use of electric currents upon the sexual organs ... the insertion of penis-shaped objects into the body-openings (these can be made of metal or other materials to which an electrical current is later connected, are often grotesquely large and cause subsequent physical damage)". From Inger Agger, Journal of Traumatic Stress, vol. 2, No. 3, 1989.

The verdict is still out on the issue of whether rape trauma syndrome (RTS) should be accepted as evidence in rape trials. Whether or not this debate is ever resolved, groups concerned with refugee women should watch for symptoms that are associated with RTS in assessing the needs of refugee women.

219/ See Seeking Refuge ..., op. cit. (note 213).

220/ "Note on certain aspects of sexual violence against refugee women" (A/AC.96/822), Executive Committee of the High Commissioner's Programme, 12 October 1993.

221/ One Somali woman described the war in her country: "The war in Somalia is an anarchist war. It is a war on the women. Any woman between the ages of 18 and 40 is not safe from being forcibly removed to the army camps to be raped and violated. And that's only the beginning. If her husband finds out, he kills her for the shame of it all; if they know that he has found out, they kill him, too; if he goes into hiding instead, and she won't tell where he is, they kill her." Quoted in Martin, Refugee Women, op. cit., p. 24.

222/ Martin, Refugee Women, op. cit.

223/ Roberta Aichison, in Cultural Survival Quarterly, vol. 8, No. 2, Summer 1984.

224/ "Note on certain aspects of sexual violence ...", op. cit. (note 220)

225/ UNHCR, Guidelines for the Protection of Refugee Women, 1991.

226/ Seeking Refuge, op. cit.

227/ The practice of sati in India can be seen as a form of gender-specific persecution, arising from a combination of communal conventions and ineffective State intervention.

228/ The existing bank of jurisprudence on the meaning of persecution includes rape but does not include, for example, infanticide, bride-burning, sati, forced marriage, forced sterilization, forced abortions or domestic violence.

(財) 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、1995年7月、日本軍が関与して「慰安婦」とされた被害者の癒しがたい苦しみを受け止め、少しでもその苦しみが緩和されるよう力を尽くし行動することが、耐え難い犠牲を強いた日本の責任を表すとの認識から、市民と政府が一体となって発足いたしました。従って、基金の目的の一つは、「慰安婦」制度の被害者への国民的な償い事業です。それは、1) 被害者の方々の苦悩を受け止め、心からの償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明、3) 政府の資金による医療・福祉支援事業、4) 「慰安婦」問題を歴史の教訓とするための事業です。被害者の方々は、長い間沈黙を強いられ、高齢となられた今、償いに残された時間は限られています。そのため、アジア女性基金としては、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで、この事業に取り組んでいます。

同時に、女性に対する差別や暴力が「慰安婦」問題を生んだ背景にあるとの認識から、アジア女性基金のもう一つの目的は、今日の問題である女性への暴力あるいは人権侵害に対して、積極的に取り組み、二度と「慰安婦」問題を生まない社会を作る事業です。その活動には：

- 女性が今日直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害について
の原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するカウンセリングおよび
自立支援等があります。

基金の事業や活動についてのお問い合わせ、出版物のリスト等をご希望の方は、下記の住所にご連絡下さい。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

住所: 107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42

TEL: 03-3583-9322

FAX: 03-3583-9321

e-mail: dignity@awf.or.jp website: <http://www.awf.or.jp>